

SUITA CITY 2024-2028

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版

吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

《 目 次 》

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版

序論

1. 策定の趣旨	9
2. 第4次総合計画策定後の主な動向	9
(1) 中核市移行	9
(2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響	10
(3) デジタル化の推進	10
(4) 安心安全や環境への意識の高まり	11
(5) SDGs の取組の推進	11
(6) 少子高齢化の進行と子育て・教育施策のさらなる推進	12
(7) その他	12

基本計画改訂版

I. 基本計画推進にあたっての考え方	15
1. 基本計画の計画期間・進行管理	15
(1) 計画期間	15
(2) PDCA サイクルによる進行管理	15
(3) Check（評価）の考え方	16
2. 個別計画による各分野の取組の推進	17
3. 財政運営の基本方針	18
(1) 財政運営の基本方針	18
(2) 目標	18
(3) 収支見通し（試算）	18
II. 体系図	20
政策・施策の見方	22
III. 政策・施策	24
1-1（人権・市民自治）平和と人権を尊重するまちづくり	24
1-2（人権・市民自治）市民自治によるまちづくり	26
2-1（防災・防犯）災害に強く安心して暮らせるまちづくり	28
2-2（防災・防犯）犯罪を許さないまちづくり	30
3-1（福祉・健康）高齢者の暮らしを支えるまちづくり	32
3-2（福祉・健康）障がい者の暮らしを支えるまちづくり	34
3-3（福祉・健康）地域での暮らしを支えるまちづくり	36
3-4（福祉・健康）健康・医療のまちづくり	38
4-1（子育て・学び）子育てしやすいまちづくり	40
4-2（子育て・学び）学校教育の充実したまちづくり	42
4-3（子育て・学び）青少年がすこやかに育つまちづくり	44
4-4（子育て・学び）生涯にわたり学べるまちづくり	46
5-1（環境）環境先進都市のまちづくり	48
6-1（都市形成）みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	50
6-2（都市形成）安全・快適な都市を支える基盤づくり	52
7-1（都市魅力）地域経済の活性化を図るまちづくり	54
7-2（都市魅力）文化・スポーツに親しめるまちづくり	56
7-3（都市魅力）市民が愛着をもてるまちづくり	58
8-1（行政経営）行政資源の効果的活用	60
IV. 市民意識指標（体系別）	62

附属資料

① 施策指標の一覧	67
② SDGs 対応政策一覧	86
③ 用語集	88
④ 行政組織図	98
⑤ 第4次総合計画基本構想（平成31年（2019年）3月策定）	100
⑥ 吹田がわかる50のデータ	134
⑦ 目標（めざすまちの姿）に対する到達度に関する評価	135
⑧ 都市宣言	140
⑨ 策定組織図	141
⑩ 策定経過	142
⑪ 総合計画審議会	145
⑫ 市民参画・市民周知の状況	147
⑬ 条例・規則	149

吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

序論

1. 策定の趣旨	159
2. 第4次総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係	160
3. 計画期間	160

第2期人口ビジョン

1. 位置付け・対象期間	163
2. 国の人口ビジョン（まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版））概要	163
3. 第2期人口ビジョン及び考え方	164
4. 年齢3区分人口	165

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

I. 進捗管理	169
II. 基本目標・数値目標	170
1. 基本目標	170
2. 数値目標	172
III. 基本的方向・具体的施策・KPI	173
基本目標1 出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち	173
基本目標2 自分らしく笑涯（しょうがい）輝き、すこやかに暮らせるまち	173
基本目標3 住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち	174
基本目標4 誰もが安心して暮らし続けられるまち	174
基本目標に共通する視点 デジタルの力を活用した課題解決・広域連携	175

附属資料

① 第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括	179
② 第2期人口ビジョンの推計方法	182
③ 用語集	183
④ 策定組織図	185
⑤ まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議委員	186
⑥ 策定経過	187
⑦ 要領等	188

- ・年号は、原則、和暦で記載し、括弧書きで西暦を併記します（ただし、図や表の中の年号は除く）。
- ・「*」は、用語集に記載の用語を示します。
- ・グラフ中の数値は、端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合があります。
- ・個別計画の名称は、「吹田市」、「すいた」、「第2次」等の表記を、原則、省略します。
- ・条例名の「吹田市」等の表記は、原則、省略します。

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版

序 論

1. 策定の趣旨

平成31年(2019年)3月に第4次総合計画を策定し、その翌年度の令和2年度(2020年度)、本市は市制施行80周年を迎えるとともに、中核市*に移行しました。大阪府から移譲された新たな権限等を生かし、よりきめ細かで高度な市民サービスの提供を進めているところです。

時を同じくして世界的に流行が広がった新型コロナウイルス感染症に対しては、保健所を有する中核市*としてその対策に最前線で取り組むなど、基礎自治体としての責務を果たしてきました。その対応に際し、いかなる事態においても市民生活を守り続けるという責務を果たすために、財政規模に応じた備えの確保が重要であると改めて認識したところです。

新型コロナウイルス感染症の流行は、医療、経済、福祉、教育などさまざまな分野に甚大な影響をもたらしました。一方で、Society5.0*の実現に向けた情報通信技術が浸透していく中で、コロナ禍において求められた生活様式の変化によって、デジタル化が急速に進展しました。さらに、気候変動*の影響が指摘される激甚化する自然災害、国際連合が提唱するSDGs*(持続可能な開発目標)の理念の浸透など、本市を取り巻く社会経済情勢は様々に変化しており、その対応が求められています。

こうした本市を取り巻く状況の変化に適切に対応しながら、本市のめざすべき将来像の実現に向けたまちづくりをさらに推進するため、第4次総合計画に掲げる基本構想は引き継ぎながらも、基本計画に係る中間見直しとして必要な増補、追補を行うこととしました。そしてここに、令和6年度(2024年度)以降の5か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を改めて明らかにすることを目的に、第4次総合計画基本計画改訂版を策定します。

2. 第4次総合計画策定後の主な動向

(1) 中核市*移行

令和2年(2020年)4月、本市は中核市*に移行しました。保健衛生、環境、都市計画など幅広い分野の事務を市が担い、効果的・効率的な施策展開と、地域の特性を生かしたまちづくりを進め、市民の命と豊かな暮らしを支えるための取組を一層推進しています。

《本市の主な取組》

- 中核市災害相互応援協定*を締結し、有事における同規模自治体での応援受援体制を構築
- 民生委員*の定数を市の条例で定めることが可能となり、令和4年(2022年)12月1日の一斉改選時に民生委員*定数を29人増員
- 市保健所を設置し、公衆衛生の向上に向けた各種施策を実施
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業*において相談から貸付までを実施
- 医療費の一部助成等、小児慢性特定疾病児*に関する支援を実施
- 市独自の教職員の研修体制を構築
- 産業廃棄物*の適正処理に向けた取組を実施
- 屋外広告物条例を施行し、市独自の規制・誘導を実施
- 隣接する中核市*4市(西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市の「NATS(ナッツ)*」)など、都市間連携の幅が拡大(「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」の締結、労働相談窓口の相互利用を開始)
- 包括外部監査*を活用し、内部統制*を強化

(2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響

令和2年(2020年)から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、市民の暮らしや社会経済活動に大きな影響を与えました。日ごろの衛生管理が定着し、人々の健康への意識が変わるとともに、外出自粛要請等による体力・運動機能等の低下が問題となっています。テレワークの浸透など働き方にも影響し、それに伴って公共交通機関の利用者が減少しています。また、感染拡大により急性期における病床不足等の問題が顕在化し、迅速かつ適切に対応できる地域医療体制の構築も必要です。

《本市の主な取組》

- 全庁挙げて対応するため、市対策本部を設置
- 市独自の検査体制の強化や医療提供体制の充実・推進など対策を実施
- 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた市民生活、事業活動、医療・福祉現場、学習活動を支えるため、緊急的なアクションプランとして、給食費の減免、小規模事業者への応援金支給などの取組を実施
- 感染防止対策やICT*を用いた活動紹介など自治会活動や市民公益活動*を支援
- 感染症まん延下での発災に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練及び関連物品等の配備
- 従来の介護予防事業に加え、自宅でできる介護予防啓発を推進
- コロナ禍で増加する生活困窮者への相談・支援体制及び関係機関との連携を強化
- デジタルコンテンツの充実、動画配信など文化・芸術活動への支援

(3) デジタル化の推進

国では、IoT*やAI*(人工知能)、ビッグデータ*などの先端技術を産業や社会生活に取り入れることにより、新たな価値やサービスが生まれ、人々に豊かさをもたらす「Society5.0*」の実現をめざしています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大も一つの要因となり、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化へのニーズが増大し、行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)*の推進が求められています。一方、デジタルに慣れている人とそうではない人の格差(デジタルデバイド*)の問題が顕在化するとともに、情報セキュリティに関するさまざまなリスクも複雑化しています。

《本市の主な取組》

- キャッシュレス決済の導入など、DX*を推進
- RPA*、AI*の導入に取り組むなど、行政サービスの効率化、迅速化を推進
- 高齢者のデジタルデバイド*対策としてICTリテラシー*向上につながる取組を推進
- GIGAスクール構想*に基づくDX*を推進
- 地区公民館でのオンライン講座の環境を整備
- 図書館の非来館型サービスとして、電子書籍の提供を開始

(4) 安心安全や環境への意識の高まり

平成30年(2018年)には6月に大阪府北部地震が、9月に大型台風の上陸があり、本市に大きな被害をもたらしました。その後も「記録的」とされる大雨が頻発するなど、自然災害のリスクが高まっており、対応する危機管理体制の強化や地域防災対策が求められています。

また、国は令和32年(2050年)までに温室効果ガス*の排出量を実質ゼロにする脱炭素社会*の実現をめざしており、本市においてもゼロカーボンシティ*を表明し、MOTTAINAI(もったいない)*を基本理念として脱炭素社会*をめざすとともに、近年増加傾向にある熱中症など新たな課題への対応が求められています。

《本市の主な取組》

- 災害対応オペレーションシステム*や災害情報システム*を備えた危機管理センターを整備
- 市内6地域に防災用備蓄倉庫を整備
- 令和32年(2050年)までに市域の年間温室効果ガス*排出量を実質ゼロとする目標を設定
- 隣接する中核市*4市(西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市の「NATS(ナッツ)*」)で「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を締結
- 国等とも連携し、熱中症予防のための基礎調査や啓発活動などの取組を実施

(5) SDGs*の取組の推進

令和12年(2030年)を目標年として国際社会全体で取組を進めるSDGs*(持続可能な開発目標)の実現のためには、経済、社会、環境の3側面における統合的な取組とともに、行政、民間事業者、市民等の多様な主体による積極的な取組が必要です。SDGs*の理念や考え方を実際の政策に結び付け、誰一人として取り残さない社会の実現に向けて実行していくことが求められています。

《本市の主な取組》

- SDGs*の169のターゲットと第4次総合計画に掲げる19の政策との関連について整理したうえで、関連するSDGs*のゴールを公表
- SDGs*のゴールの達成をめざし、大学等とも連携しながら取組を推進するとともに、SDGs*の考え方がさらに市民に広がるよう啓発を実施

(6) 少子高齢化の進行と子育て・教育施策のさらなる推進

令和2年(2020年)の国勢調査によると、わが国の人口は1億2,614万6千人で、5年前の前回調査と比較し、94万9千人(0.7%)減少しました。また、年齢3区分別の構成比では、15歳未満人口は12.6%から11.9%に低下しましたが、65歳以上人口は26.6%から28.6%に上昇し、少子高齢化が進行しています。人口構造上、40歳未満の女性が減少している中で、出生数が急速に減少しており、コロナ禍がそれに拍車をかけ、国の推計を上回るペースで少子化が進んでいます。そのような中、令和5年(2023年)4月にこども基本法が施行され、子供のための政策の司令塔としてこども家庭庁が発足するなど、子供の視点に立った子供政策を社会の最重要課題に据えた動きが進んでおり、本市においても、一層の施策推進が求められています。

《本市の主な取組》

- 保育所の整備等を行った結果、令和4年度(2022年度)に待機児童数ゼロを達成
- 北千里児童センターが開館(令和4年(2022年)11月)し、市の児童会館・児童センターが12館に
- 妊産婦の産前産後の支援を充実
- 子ども医療費助成の対象年齢を拡充、精神病床への入院を助成対象に追加
- いじめのない学校づくりの実現をめざした「すいた GRE・EN スクールプロジェクト*」を実施(スクールソーシャルワーカー*の配置時間を拡充、専任のスクールカウンセラー*やいじめ対応支援員を増員、いじめ防止相談ツール「マモレポ*」を導入)
- 子供の読書活動の推進を図るため、市立図書館と市立小・中学校が連携し、児童・生徒へ図書及び電子書籍を提供

(7) その他

平成30年(2018年)11月に、2025年日本国際博覧会が開催されることが決まりました。昭和45年(1970年)の日本万国博覧会の開催地である本市にとって、55年ぶりの大阪での万博開催は、市の魅力向上の観点、そして市の魅力発信の点からも好機であると捉えています。

平成31年(2019年)4月から「働き方改革*」を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革*関連法)が順次施行されており、ワーク・ライフ・バランス*など、働きやすい職場環境づくりがより一層求められています。

令和3年(2021年)6月に障害者差別解消法が改正され、民間事業者においても合理的配慮*が義務となったこともあり、そのための具体的取組が求められています。

基本計画改訂版

▶▶ I. 基本計画推進にあたっての考え方

1. 基本計画の計画期間・進行管理

(1) 計画期間

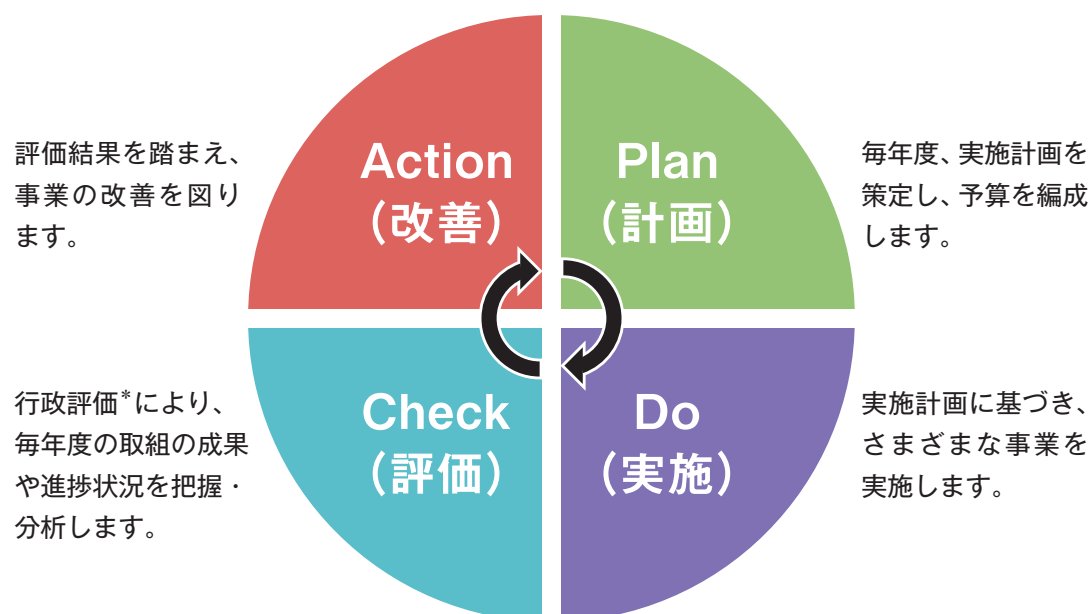
基本構想は、令和元年度(2019年度)から令和10年度(2028年度)までの10年間ですが、中間見直し後の基本計画改訂版については、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間を計画期間とします。

(2) PDCA サイクル*による進行管理

基本計画で示す政策・施策は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定しながら、個別の事業によって実施されます。また、実施した事業の成果や進捗状況は、行政評価*により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

そのような、Plan(計画) - Do(実施) - Check(評価) - Action(改善)のサイクル(PDCA サイクル*)に沿って基本計画の進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します(図1)。

図1 PDCA サイクル*による進行管理の流れ



(3) Check (評価)の考え方

基本計画では、各施策の取組の目標や方向性を共有するとともに、実施した取組の成果や進捗状況を客観的に評価するため、「施策指標」を設定しています。施策指標を活用し、行政評価*により基本計画の進行管理を行います。

また、施策指標とは別に、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざす「市民意識指標」を設定しています。市民意識指標は、まちづくりのさまざまな場面に関わる市民の意識や行動、満足度などの観点から、実施した取組の成果を把握・分析するために活用します。

なお、SDGs*のゴールと第4次総合計画に掲げる19の政策との関連を常に意識しながら、取組を推進することとします。

(行政評価*)

●毎年度、行政評価*により、実施した取組の成果や進捗状況を把握・分析します。その際、施策指標や新公会計制度の財務諸表などを十分に活用します。なお、行政の取組の成果は、数値や費用対効果だけで測ることは困難なものも多いことから、数値では表せない成果などについても評価を行うよう留意する必要があります。

(施策指標)

●施策指標は、取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標とし、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。

●施策指標は、社会経済状況の変化や取組の進捗状況などを踏まえ、必要に応じてより適切な指標を再設定することとします。

(市民意識指標)

●市民意識指標は、市民の意識や行動、満足度などを指標として設定します。基本計画の見直しや次期総合計画の策定の際、その他必要に応じて、市民意識指標の進捗状況を確認します。また、市民意識指標は、4年に1回を基本とする市民意識調査により調査を行います。

(SDGs*)

●SDGs*は、17のゴール・169のターゲットから構成されています。ターゲットは、ゴールを達成するための具体的目標であり、ターゲットごとに第4次総合計画の各政策との関連について整理を行ったうえで、国際社会が求める目標に本市が応えられているかについても意識しながら取組を推進します。

2. 個別計画による各分野の取組の推進

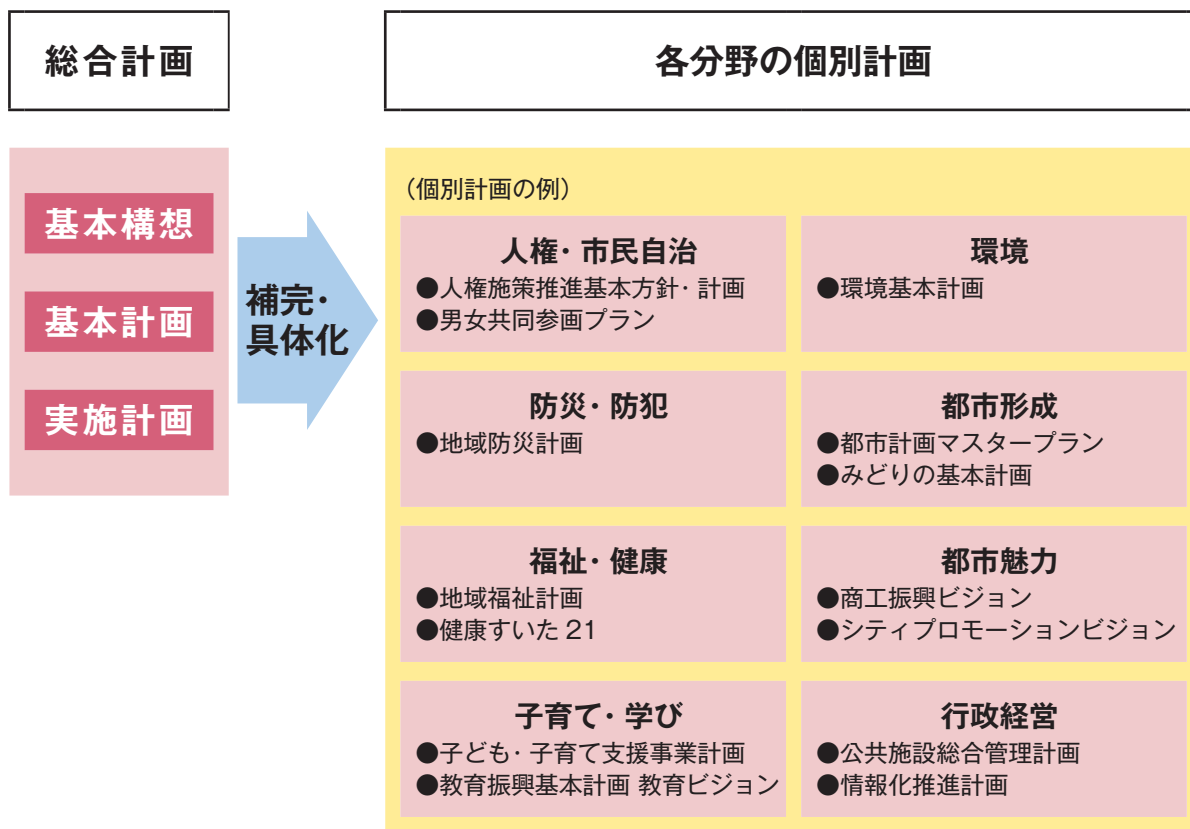
総合計画では、市のめざす将来像を示し、その実現に向けた各分野の目標や取組の方向性を政策・施策として示しています。

各分野において取組を実施するにあたっては、分野ごとの課題を詳細に整理したうえで、より具体的な施策や事業を検討します。そのため、必要に応じて、各分野の個別計画により総合計画の補完・具体化を行いながら、さまざまな取組を進めます(図2)。

また、個別計画の推進にあたっては、行政評価*などの活用を図りながら、適切な進行管理を行うこととします。

- 各分野の個別計画では、対象となる分野の課題を整理し、目標や方針を掲げ、その実現に向けた具体的な取組などを示します。
- 取組を効果的・効率的に推進するため、個別計画は、次の内容を盛り込むことを基本とします。
 - ・計画の目標年次
 - ・取組の成果や進捗状況を測るための数値目標や指標
 - ・PDCA サイクル*による進行管理の仕組み
 - ・取組を実施する部署及び連携を行う部署

図2 総合計画と各分野の個別計画の関係



3. 財政運営の基本方針

(1) 財政運営の基本方針

今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大などにより、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれます。そのような中でも、基本計画に基づく取組を着実に実行していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行います。

(2) 目標

持続可能な財政運営に向け、以下の3点を財政運営の目標とします。また、目標の達成状況を分析するための目安として、目標ごとに指標を設定します。

① 市民ニーズに柔軟に対応できる財政構造を維持します。

経常的な収入に対して、義務的経費(扶助費、人件費、公債費*)などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会経済状況の変化に対応した本市独自の取組を行う余裕がなくなります。市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

◆経常収支比率* 95%以下
(平成28年度(2016年度)95.6%、令和4年度(2022年度)95.6%)

② 継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保します。

経済状況の変化による収入の減少、災害や感染症の発生等の不測の事態に伴う支出の増加などに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、財政調整基金*(年度間の財源の不均衡を調整するための基金)の確保に努めます。

◆財政調整基金*残高の標準財政規模*に対する割合 20%を確保
(平成28年度(2016年度)106.3億円・15.2%、令和4年度(2022年度)143.0億円・18.2%)

③ 将来世代への過度な財政負担を抑制しながら、本市の魅力の維持・向上を図るための必要な投資を行います。

今後、公共施設の老朽化対策を行いながら、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めるための投資を進めていく必要があります。そのような中でも、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、適正な市債*管理に努めます。

◆公債費比率* 10%以下
(平成28年度(2016年度)7.5%、令和4年度(2022年度)8.3%)
◆市債*残高の標準財政規模*に対する割合 100%以下
(平成28年度(2016年度)66.2%、令和4年度(2022年度)72.6%)
◆赤字地方債*の発行は、極力抑制
(平成28年度(2016年度)発行なし、令和4年度(2022年度)10億円発行)

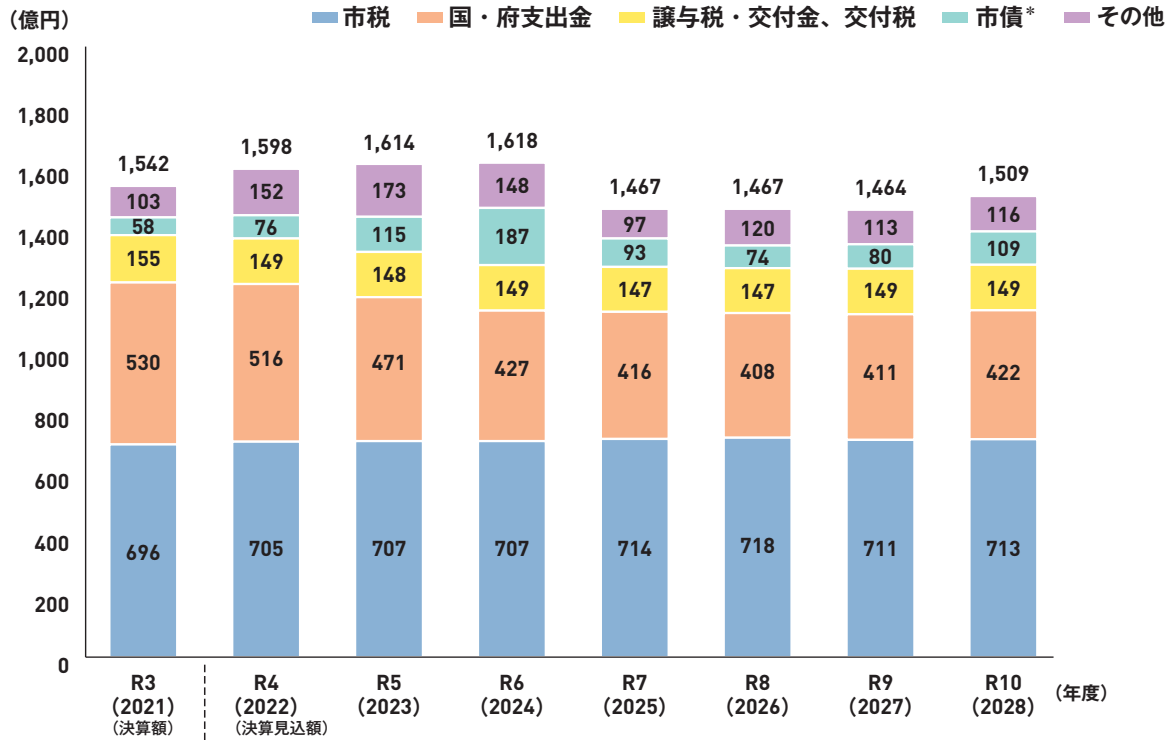
(3) 収支見通し(試算)

今後の財政運営の参考とするため、令和10年度(2028年度)までの財政収支について試算しました。

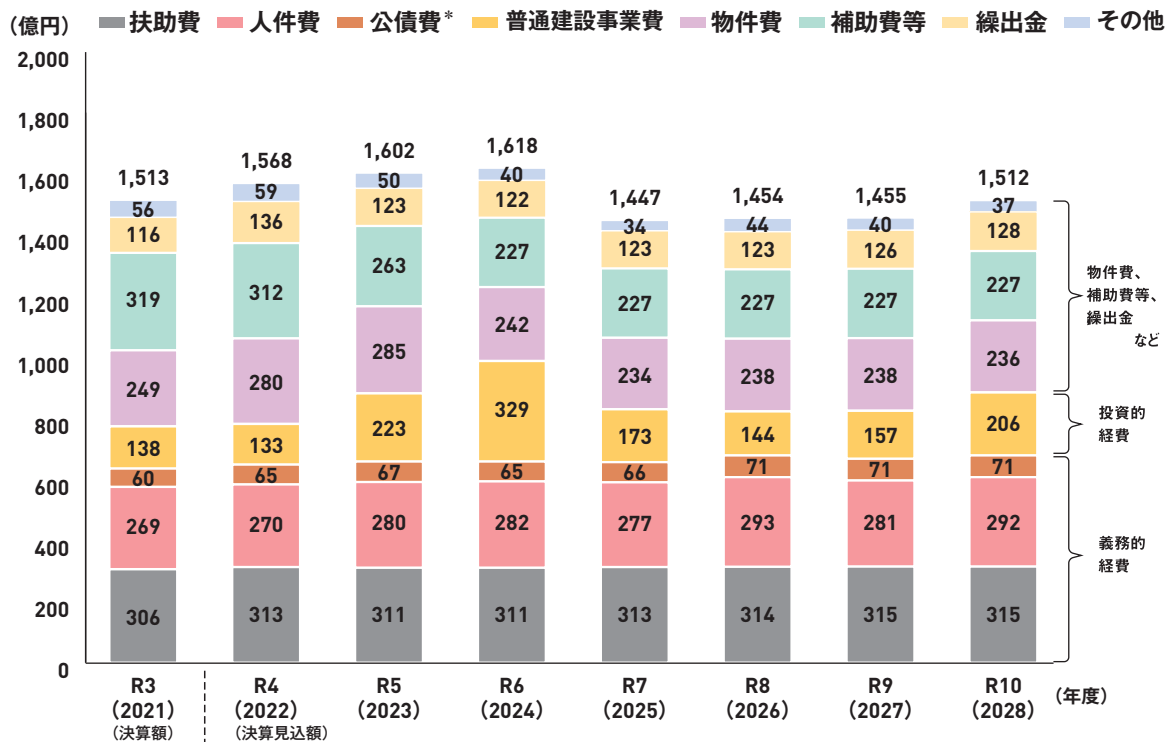
試算にあたって、地方財政制度や社会保障制度などの将来的な制度変更を予測するのは困難であるため、原則、現行制度が今後も継続するものと想定し、将来人口の推計や過去の実績などを踏まえました(図3)。

図3 収支見通し(一般会計)

【歳入】



【歳出】



(億円)

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
差引額(歳入合計-歳出合計)	29	30	12	0	20	13	9	△3
補てん額 財政調整基金*の繰入額	0	0	0	0	0	0	0	3
補てん後の差引額	29	30	12	0	20	13	9	0

▶▶▶ II. 体系図

将来像

大綱	政策	施策
1 人権・市民自治	1 平和と人権を尊重するまちづくり	1 非核平和への貢献
		2 人権の保障
	2 市民自治によるまちづくり	3 男女共同参画の推進
		1 情報共有の推進
2 防災・防犯	1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	2 市民参画・協働の推進
		3 コミュニティ活動への支援
		1 危機管理体制の充実
	2 犯罪を許さないまちづくり	2 防災力・減災力の向上
3 消防・救急救命体制の充実		
3 福祉・健康	1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	1 防犯力の向上
		2 消費者意識の向上
		1 生きがいづくりと社会参加の促進
	2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	2 暮らしを支える支援体制の充実
		3 介護保険制度の安定的運営
	3 地域での暮らしを支えるまちづくり	1 生活支援など暮らしの基盤づくり
		2 社会参加の促進
	4 健康・医療のまちづくり	1 地域福祉の推進
2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営		
1 健康づくりの推進		
2 健康で安全な生活の確保		
4 子育て・学び	1 子育てしやすいまちづくり	3 地域医療体制の充実
		4 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進
		1 就学前の教育・保育の充実
	2 学校教育の充実したまちづくり	2 地域の子育て支援の充実
		3 配慮が必要な子供・家庭への支援
	3 青少年がすこやかに育つまちづくり	1 学校教育の充実
		2 学校教育環境の整備
	4 生涯にわたり学べるまちづくり	1 青少年の健全育成
2 放課後の居場所の充実		
		1 生涯学習活動の支援
		2 生涯学習環境の整備

大綱	政策	施策	
5 環境	1 環境先進都市のまちづくり	1 脱炭素社会への転換の推進	
		2 資源を大切に 社会システムの形成	
		3 安全で健康な生活環境の保全と 自然共生の推進	
6 都市形成	1 みどり豊かで安全・ 快適な都市空間づくり	1 土地利用誘導と良好な景観形成	
		2 良好な住環境の形成	
		3 みどりの保全と創出	
	2 安全・快適な都市を 支える基盤づくり	1 道路などの整備	
		2 水道の整備	
		3 下水道の整備	
		4 交通環境の整備	
7 都市魅力	1 地域経済の活性化を 図るまちづくり	1 産業振興と創業支援	
		2 就労と働きやすい 環境づくりへの支援	
	2 文化・スポーツに 親しめるまちづくり	1 文化の振興	
		2 文化財の保存と活用	
		3 地域におけるスポーツの振興	
	3 市民が愛着をもてる まちづくり	1 魅力の向上と発信	
		2 本市独自の強みを 生かしたまちづくり	
	8 行政経営	1 行政資源の 効果的活用	1 効果的・効率的な行財政運営の推進
			2 公共施設の最適化
3 働きやすい職場づくり・ 人材育成の推進			
4 ICT の利活用			

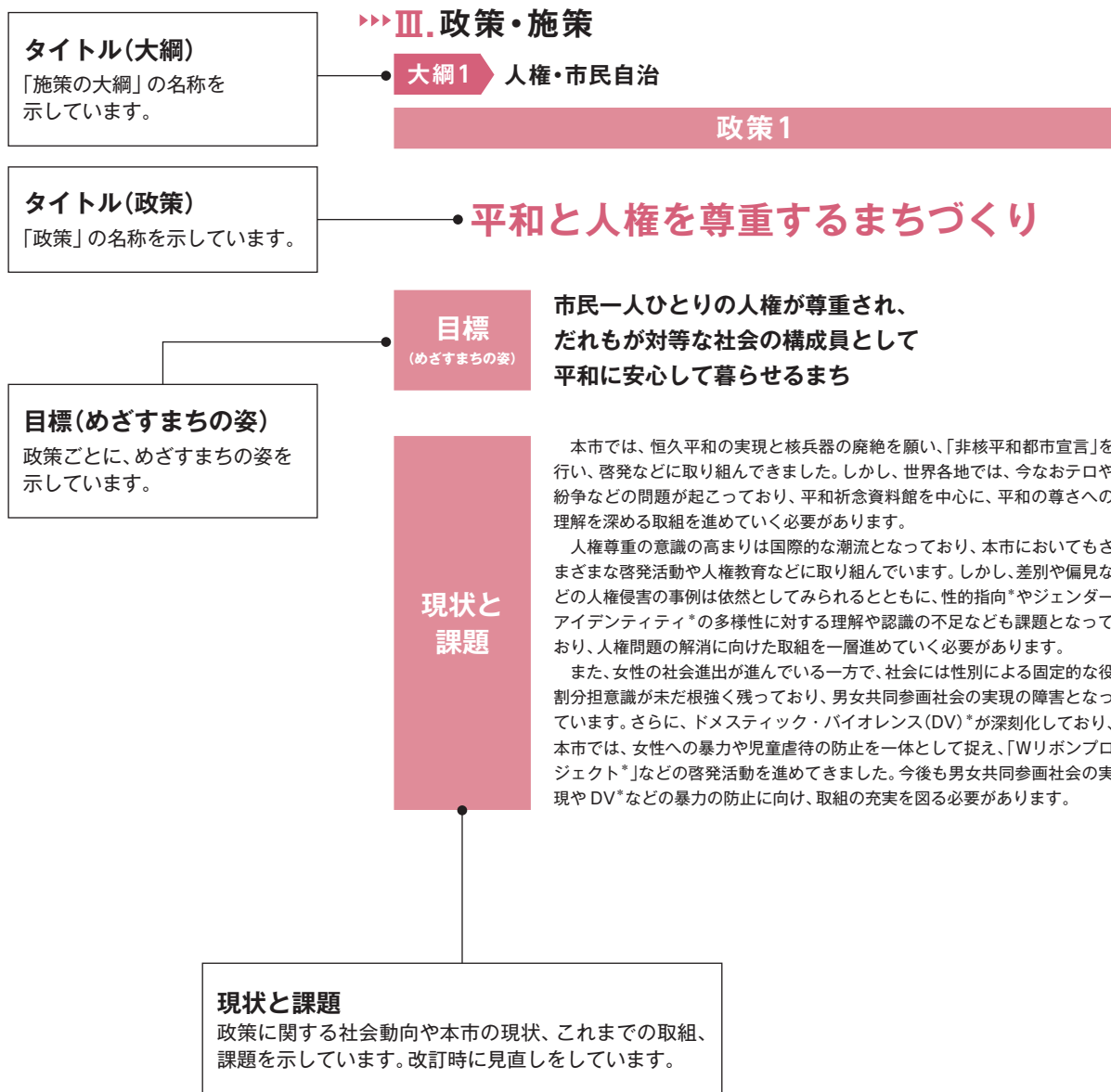
実施計画

取組の視点

- 1 分野を超えた連携
- 2 市民と行政との協働
- 3 地域の特性を生かしたまちづくり

政策・施策の見方

Ⅲ. 政策・施策では、将来像を実現するための基本方向である施策の大綱に沿った 19 の政策と 52 の施策を、政策ごとに見開き 2 ページで示しています。





▶▶ Ⅲ. 政策・施策

大綱1 人権・市民自治

政策1

平和と人権を尊重するまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの人権が尊重され、
だれもが対等な社会の構成員として
平和に安心して暮らせるまち

現状と 課題

本市では、恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、「非核平和都市宣言」を行い、啓発などに取り組んできました。しかし、世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和の尊さへの理解を深める取組を進めていく必要があります。

人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然としてみられるとともに、性的指向*やジェンダーアイデンティティ*の多様性に対する理解や認識の不足なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

また、女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障害となっています。さらに、ドメスティック・バイオレンス(DV)*が深刻化しており、本市では、女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、「Wリボンプロジェクト*」などの啓発活動を進めてきました。今後も男女共同参画社会の実現やDV*などの暴力の防止に向け、取組の充実を図る必要があります。



施策

1-1-1 非核平和への貢献

市民部

平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。

1-1-2 人権の保障

市民部・学校教育部

さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的指向*やジェンダーアイデンティティ*の多様性に対する理解や認識の不足など人権課題に取り組みます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。

1-1-3 男女共同参画の推進

市民部・総務部

男女共同参画に関する意識改革を図り、性別にかかわらず対等な立場で働き暮らすことができる環境を整えるため、啓発などの取組を進めます。また、DV*などの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV*防止に向けた啓発などの取組の充実を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
1-1-1	平和祈念資料館の年間利用者数	5万人	3.8万人	6万人
1-1-2	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1万人	2.7万人	6.5万人
1-1-2	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36校	33校	54校
1-1-3	市職員の管理職(課長代理級以上)における女性の割合	25.1% (H30年度)	25.8%	30%
1-1-3	交際相手からの暴力(デートDV*)に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3校	11校	18校

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 人権施策推進基本方針・計画 ○男女共同参画プラン ○教育振興基本計画 教育ビジョン
- みんなのはたらきかたプラン～働きやすい職場を目指して～

▶▶▶ 関連する主な条例

- 人権尊重の社会をめざす条例 ○男女共同参画推進条例

市民自治によるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民自治の確立に向けて、
市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、
市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

多様化する市民ニーズに対応するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域課題の解消を図るため、市民自治によるまちづくりを進める必要があります。そのためには、地域課題や市政に関する情報を市民と行政とで共有し、市民参画と協働の取組を広げていくことが重要です。

本市では、パブリックコメント*の実施や審議会などにおける意見聴取により市民意見を市政へ反映するとともに、市民公益活動*センター（ラコルタ）の設置など、市民公益活動*への支援や、さまざまな分野における市民団体や事業者との協働の取組の推進に努めてきました。また、福祉、環境、文化などのさまざまな分野での市民活動や、地域での自主的なまちづくり活動など、活発な市民活動は本市の強みとなっています。

一方で、少子高齢化や核家族*化の進展、ライフスタイルの多様化により、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化や、地域活動の担い手不足などが課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により地域活動が制限を受ける中、ICT*などの活用によるネットワーク型の活動も浸透・拡大するなど、地域活動の形態が多様化し、自治会など従来型・伝統的な活動への関心が相対的に低下しています。災害時などの助け合いやデジタルデバイド*により生じる問題への対応に地域コミュニティは有用性を発揮することが期待されることから、今後とも、さまざまな世代の知識や経験を生かした地域コミュニティの活性化や、地域活動の担い手の育成が進むよう、支援する必要があります。

現状と課題



施策

1-2-1 情報共有の推進

総務部・市民部

市政に関する情報を市民と行政とで共有するため、市のホームページや「市報すいた」などにより、市民にとってわかりやすい情報提供を行うとともに、行政情報の利活用を進める取組も行います。また、情報公開制度を円滑に運用し、市民の知る権利を保障するとともに、市が保有する個人情報について適正な取扱いを確保し、個人情報保護の徹底を図ります。

1-2-2 市民参画・協働の推進

市民部

市民参画を進めるため、審議会などへの市民委員の参画の促進や広聴・相談体制の強化を図ります。また、さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民や団体のニーズを把握しながら、市民公益活動*への支援を行います。

1-2-3 コミュニティ活動への支援

市民部

コミュニティの活性化を図るため、自治会や市民団体などの活動への支援を行います。また、地域の実情に合わせた活動の場づくりに取り組めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
1-2-1	市のホームページの閲覧者数(月平均)	14.5万人	43.7万人	40万人 (改訂前:20万人)
1-2-2	市民委員の公募を行っている審議会などの割合(公募できないものを除く)	80.4%	100%	100%
1-2-2	市民公益活動*センター(ラコルタ)の年間利用者数	6.4万人	4.3万人	7万人
1-2-3	自治会加入率	51.0%	44.8%	60%
1-2-3	コミュニティセンターや市民センターなどコミュニティ施設の年間利用件数	4.5万件	3.6万件	4.8万件

▶▶▶ 関連する主な個別計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 自治基本条例
- 吹田市民の意見の提出に関する条例
- 情報公開条例
- 個人情報の保護に関する法律施行条例

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防災意識と
地域防災力・減災力が高まり、
災害に強いまち

災害などの緊急事態が起きると多くの人の生活に影響を与えます。地震や気候変動*に伴う想定を上回る大規模な自然災害をはじめ、武力攻撃事態*やテロ、感染症など、さまざまな危機事象への対応が進められる中、市民の防災対策への関心も非常に高くなっており、社会的に弱い立場にある方々への配慮を含めたさらなる取組の強化が必要です。また、大阪府北部地震においては、帰宅困難者や集合住宅等におけるエレベーター閉込が多数発生するなど、本市の特徴に対する対策の重要性も再認識したところです。

災害への備えや対応として、これまで本市では、防災行政無線屋外拡声局の増設といった防災施設の整備や災害用備蓄の充実、高度救助隊*の発足、防災ハンドブックの作成・配布、防災講座などの取組を進めてきました。また、高齢化に伴い、年々増加する救急出動件数への対応として、救急隊の増隊を行ってきました。

さらに近年においては、災害対応体制の迅速な構築、被災情報の収集及び地域や関係機関との情報共有体制の強化をめざし、災害対応オペレーションシステム*や災害情報システム*を備えた危機管理センターを整備するとともに、優先度の高い業務に職員や資源を投入する取組を進めてきました。また、備蓄倉庫の整備や分散備蓄、備蓄品目の充実、防災ハンドブックやハザードマップ*の作成及び全戸配布、地域・大学・企業への防災講座、民間事業者との災害時応援協定*の締結などの取組を進めるとともに、緊急事態に際しての避難行動をより確実にするため、情報伝達手段の多重化・多様化など、充実強化に努めてきました。

しかし、行政による「公助」には限界があり、自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」が重要です。本市は、「安心安全の都市(まち)づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。

さまざまな危機事象に備えるとともに、被害を最小限に抑えるため、近隣市との効果的な連携が必要であり、令和6年度(2024年度)には近隣5市による消防通信指令業務共同運用を開始します。引き続き、消防、救急救命など現場対応力の充実を図り、関係機関と連携しながら、危機管理体制を一層強化していく必要があります。地域においては、自主防災組織*や消防団などによる助け合いの取組が重要になる一方で、高齢化などによる活動の担い手不足が課題となっています。一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域における若者や女性などの参画を推進し、地域防災力・減災力の向上に向けた取組の充実が必要です。

現状と課題



施策

2-1-1 危機管理体制の充実

総務部

自然災害などさまざまな危機事象に、迅速かつ的確に対応するため、防災協定の締結などを含む関係機関との連携を進め、情報伝達体制や災害対応力などの強化を図ります。また、災害時にも、優先すべき行政サービスが適切に提供できるよう、業務継続計画*や受援計画*に基づき、継続的に訓練を実施するとともに、計画の充実化に努めます。

2-1-2 防災力・減災力の向上

総務部・都市魅力部

市民の防災意識や地域防災力・減災力及びレジリエンス(回復力)*の向上を図るため、地域が主体となった講座や訓練などの取組が進むよう、市民への意識啓発や自主防災組織*活動への支援などを行うとともに、地域における若者や女性などの参画が促進され、継続ができるように取り組みます。また、事業者のBCP*策定支援や官民学連携による本市の特性に応じた防災・減災推進体制強化を行います。

2-1-3 消防・救急救命体制の充実

消防本部

火災、救急、救助などに迅速かつ的確に対応できるよう、消防力の充実・強化を図ります。また、高齢化に伴い、年々複雑・多様化し増加する災害・救急出動の消防需要に対応するため、近隣市との連携強化に取り組むほか、消防団や自主消火組織*などを育成するとともに、火災予防や応急手当などに関する普及啓発を行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
2-1-1	各種団体との防災協定締結数	64件	94件	100件
2-1-1	防災協定締結団体の吹田市地域防災総合訓練参加率	45.3%	41.5%	100%
2-1-2	連合自治会単位での自主防災組織*の結成率	70.5%	85.3%	100%
2-1-3	消防団員数	179人 (H30年度)	171人	250人
2-1-3	普通救命講習などの年間受講者数	1万人	0.6万人	1万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○地域防災計画 ○国民保護計画 ○業務継続計画 ○受援計画 ○備蓄計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

犯罪を許さないまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防犯意識や
犯罪を許さないという気運が高まり、
だれもが安心安全に暮らせるまち

現状と 課題

本市は、「安心安全の都市(まち)づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。国内の犯罪情勢は平成15年(2003年)以降一貫して減少し、令和3年(2021年)には戦後最少を更新するなど、改善傾向にありましたが、令和4年(2022年)には増加に転じています。市内の犯罪も同様に減少傾向にありましたが、令和4年(2022年)以降は増加しています。依然として、窃盗のほか、女性や子供を狙った犯罪や、児童虐待、配偶者からの暴力・ストーカーなども後を絶ちません。高齢者を狙った犯罪も多発しており、特に、近年は、特殊詐欺の手口は巧妙化し、インターネットを利用した犯罪や新たな悪質商法など、犯罪が多様化・複雑化しています。また、成年年齢引下げに伴い、契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙うトラブルが懸念されています。

そのような中、本市では、警察や地域、関係機関や防犯協議会等との連携のもと、犯罪が多発している地域への防犯カメラの増設や青色防犯パトロール*の活動支援など、地域における見守りの強化や消費生活センターでの相談、学校での啓発などを進めています。市内外の犯罪情勢を踏まえ、一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域防犯力の向上に向けた、より一層の取組が必要です。



施策

2-2-1 防犯力の向上

総務部

地域の防犯力を向上させるため、地域の見守り活動の支援や、防犯カメラの増設などを行います。また、市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や防犯協議会などと連携した防犯講座や広報活動などに取り組みます。

2-2-2 消費者意識の向上

市民部

特殊詐欺や悪質商法による被害、成年年齢引下げに伴う消費者トラブルなどを未然に防止するため、消費者教育や啓発を進めます。また、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
2-2-1	防犯に関する講座の年間受講者数	710人	1,038人	1,500人
2-2-1	女性や子供を狙った犯罪認知件数 (声かけ・性犯罪等)	59件	62件	0件
2-2-2	消費者向けの講座の年間受講者数	594人	219人	700人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○消費生活条例

高齢者の暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

高齢者が住み慣れた地域ですこやかに、
安心して暮らし続けられるまち

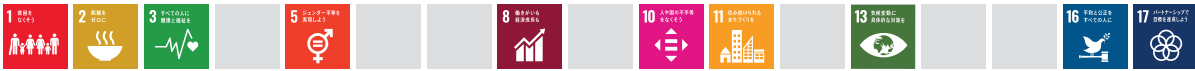
現状と 課題

全国と比較するとゆるやかではあるものの、本市においても65歳以上人口は年々増加しており、平成25年(2013年)には高齢化率が21%を超える「超高齢社会」となりました。地域によって高齢化の状況は異なっており、すでに高齢化率が30%近くになっている地域もあります。また、ひとり暮らしの高齢者や「老老介護*」の負担を抱える世帯も増えてきています。

本市では、高齢者生きがい活動センターの設置や「吹田市民はつらつ元気大作戦*」など、高齢者の生きがいづくりや介護予防の取組を進めています。また、地域包括支援センターの増設など身近な場所での相談・支援体制の充実を図るなど、高齢者を地域で見守り支え合える体制づくりを進めています。

今後、本市においても高齢化はますます進展し、令和7年(2025年)には、いわゆる「団塊の世代*」がすべて75歳以上となることから、後期高齢者の人口が大幅に増加し、医療や介護の需要が増大していくことが見込まれています。

そのような中、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりなどの機会や、住まい、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。高齢者を見守り支え合える地域をつくとともに、持続可能な介護保険制度の運営に努める必要があります。



施策

3-1-1 生きがいつくりと社会参加の促進

福祉部

高齢期を迎えても生きがいをもって、地域で健康に暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツなどを通じた生きがいつくりの活動や就労、地域活動などの社会参加への支援を進めます。

3-1-2 暮らしを支える支援体制の充実

福祉部

可能な限り自立した生活を送れるよう、介護予防の取組や普及啓発などを進めます。また、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近なところでの相談・支援や在宅生活を支援するサービスの充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携を進めるなど、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

3-1-3 介護保険制度の安定的運営

福祉部

質の高い介護サービスを安定的に供給できるよう、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。介護ニーズの増加に対応するため、人材確保やサービスの質の向上を図るための取組などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
3-1-1	高齢者生きがい活動センターの年間利用者数	5.1万人	4.7万人	5.5万人 (改訂前:6万人)
3-1-1	生きがいがある高齢者の割合	—	73.7%	70%
3-1-2	後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合	33.5%	32.2%	32%以下
3-1-2	認知症サポーター*の養成数(累計)	2.2万人	2.8万人	4.2万人 (改訂前:5.6万人)
3-1-3	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	67.7% (H28年度)	56.9%	60% (改訂前:70%)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○吹田健やか年輪プラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画) ○地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

障がい者の暮らしを支えるまちづくり

目標 (めざすまちの姿)

障がいの有無にかかわらず、
住み慣れた地域で
安心して育ち、学び、働き、暮らし続けられるまち

現状と 課題

本市では、障がい者手帳*を所持する人が年々増加しており、平成28年度(2016年度)末においては、市民のおよそ20人に1人、令和4年度(2022年度)末においては、市民のおよそ17人に1人が障がい者手帳*を所持しています。

障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、ともに暮らせる社会を実現するため、障がい者にとっても暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。本市では、障がいに対する理解や配慮に係る啓発事業に取り組んでおり、地域社会、学校、職場など、暮らしのさまざまな場面において、障がいに対して理解を深めることに加え、法令で義務付けられている障がい者への差別的取扱いの禁止や合理的配慮*のための具体的取組が求められています。

そのような中、障がい者それぞれの状況に応じて、地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、生涯にわたる切れ目のない相談・支援体制を構築する必要があります。また、障がい者に対する就労支援では、障がい者就労支援ネットワーク会議*を設置し、就労系事業者との連携のもとで事業を進めています。就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要があります。



施策

3-2-1 生活支援など暮らしの基盤づくり

福祉部

医療的ケアを必要とする障がい者を含め、障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るとともに、グループホーム*などの住まいの場の確保に向けた取組を進めます。また、多様なニーズに対応できる相談・支援体制の構築を図ります。

3-2-2 社会参加の促進

福祉部

障がい者の社会参加の促進のため、余暇活動など外出時の移動支援などを進めます。また、就労支援の充実や福祉的就労*の場における工賃向上のための取組を進めます。さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消のための啓発を行うとともに、合理的配慮*がなされるよう具体的な取組を推進します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
3-2-1	ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数(月平均)	1,274人 (H28年度)	1,548人	1,860人
3-2-1	グループホーム*の利用者数(月平均)	337人 (H28年度)	468人	700人
3-2-1	ショートステイ*利用者数	420人	412人	470人
3-2-2	移動支援事業*の利用者数(月平均)	1,059人 (H28年度)	983人	1,230人
3-2-2	「就労継続支援(非雇用型)事業所*」における工賃の平均月額	12,517円 (H28年度)	15,259円 (R3年度)	18,000円

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○障がい者計画 ○障がい福祉計画 ○地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

地域での暮らしを支えるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

地域福祉活動と総合的な生活保障により、
だれもが地域で互いに支え合いながら、
安心して暮らせるまち

現状と課題

少子高齢化や核家族*化の進展、地域での人と人のつながりの希薄化などにより、本市においても、介護の悩みを抱える人や、子育てに不安を抱える人、経済的に困窮している人など、支援を必要とする人が増えています。また、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援などのさまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、分野を超えた包括的・総合的な支援体制の整備が必要です。

行政の取組だけでは、住民の暮らしを全面的に支えることはできず、住民同士の助け合い活動が重要です。本市では、さまざまな地域福祉活動が活発に行われています。一方で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、活動を担う人材の育成などが課題となっています。地域住民の暮らしに寄り添って支える地区福祉委員会*活動や民生委員・児童委員*活動などの地域福祉活動への支援を強化しながら、住民の地域福祉活動への参加を促進するなど、地域住民や地域で活動する多様な主体、関係機関、行政が連携・協働し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが必要です。

また、生活困窮者などへの就労支援、保健・医療、福祉などの総合的な生活保障の充実を図る必要があります。住民が抱えるさまざまな暮らしの課題の解決に向け、関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知などを進める必要があります。



施策

3-3-1 地域福祉の推進

福祉部

地域共生社会*の実現に向け、住民主体の地域福祉活動を促進するため、住民同士の交流を促進する取組を行うとともに、地域福祉を担う団体に対し、人材育成や活動の場の確保などに向けた支援を進めます。また、地域住民や関係機関と連携し、災害発生時に災害時要援護者*への支援が適切に行える体制づくりなどを進めます。

3-3-2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営

福祉部・市民部・健康医療部

生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、包括的な相談・支援体制の充実を図るとともに、制度の周知を進めます。また、生活保護、国民健康保険、国民年金など社会保障制度の適正な運営に努めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
3-3-1	小地域ネットワーク活動*の延べ参加者数 (地区福祉委員含む)	8.3万人	4.6万人	8.8万人
3-3-1	民生委員・児童委員*の充足率	96.3%	92.7%	100%
3-3-1	福祉避難所*の支援を行うボランティアの 人数	0人 (H30年度事業開始)	29人	130人
3-3-1	災害時要援護者*支援に関する協定を 締結した地区の割合	14.7%	32.4%	100%
3-3-2	就労支援事業に参加した生活保護 受給者等の就労率	52.5%	40.1%	50%

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 地域福祉計画 ○成年後見制度利用促進計画
- 吹田健やか年輪プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）○障がい者計画
- 国民健康保険データヘルス計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

健康・医療のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、
生活の質を高めながら健康寿命を伸ばし、
すこやかで安心して暮らせるまち

わが国は世界有数の長寿国となっています。一方で、がんや循環器疾患などの生活習慣病*の増加が深刻化しており、これらの疾病は生命を奪うだけでなく、身体の機能や生活の質を低下させることなどから、健康寿命*を伸ばすことが重要です。

本市の平均寿命、健康寿命*は国や大阪府の値を上回っており、今後は、健康寿命*のさらなる延伸を図るとともに、どのような健康状態であっても、すべての市民が心豊かに生活できるよう、個人を取り巻く社会環境の整備やその改善を通じて、生活の質の向上をめざしていくことが重要です。

本市では「健康づくり都市宣言」のもと、市民の健康増進や病気の予防・早期発見につながるさまざまな取組を進めてきました。また、「北大阪健康医療都市(健都)*」における健康・医療に関する資源の集積を生かした健康づくりの取組や医療イノベーション*の創出に向けた環境づくりなど、循環器病予防をはじめとした健康・医療のまちづくりに取り組んでいます。

心身ともに健康で豊かに暮らしていくためには、生涯を通じて市民一人ひとりが日ごろから健康づくりに取り組むことが重要です。健都ならではの特長を生かした健康づくりや、社会全体で、意識せずとも自然と「健康」につながる環境の整備を進める必要があります。また、高齢化による医療ニーズの増加・多様化に対応しながら、市民が安心して医療を受けられる地域医療体制の充実を図る必要があります。

令和2年度(2020年度)に設置した市保健所は、市民の命と健康を守るため、設置当初から新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、感染に対する不安、行動変容に伴うストレスや雇用不安といった心の健康問題にも対応してきました。結核をはじめとする感染症は個人だけではなく社会全体にも深刻な影響を及ぼす可能性があるため、その予防や感染拡大を防ぐ措置を講じることが重要です。そのため、すべての市民の感染症に対する理解を深めるとともに、今後新たに発生する感染症等に備え、その権限や専門性を生かし、きめ細かな地域保健サービスを提供することが必要です。引き続き、健康危機管理体制*の強化と公衆衛生の一層の向上に努める必要があります。

現状と課題



施策

3-4-1 健康づくりの推進

健康医療部

市民の主体的な健康づくりを支援するため、ライフコースアプローチ*の視点に基づき、将来を見通して人生の各段階における健康課題に応じた取組を進め、健康意識を高めるとともに、健(検)診などの保健サービスを充実し、生活習慣病*等の予防や重症化予防を図ります。また、すべての市民が意識せずとも「健康」につながる仕組みづくりを進めます。

3-4-2 健康で安全な生活の確保

健康医療部

保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、専門的なサービスを展開することで、感染症や食中毒といった健康危機への対応、メンタルヘルス*の向上、難病患者の支援、生活衛生関連事業者*への衛生指導等を通じて、市民の健康の保持・増進を図ります。

3-4-3 地域医療体制の充実

健康医療部

市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医等の定着促進や「上手な医療のかかり方*」に関する啓発、かかりつけ医と市民病院などの地域の中核的な医療機関との連携の促進、在宅医療推進のための環境づくり、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図ります。また、大阪府医療計画等に基づき、将来の医療需要に見合った医療提供体制の構築に向けた病院機能の分化・連携などを推進するとともに、病院や診療所、薬局などの監視、指導等を行い、地域の医療安全の推進を図ります。

3-4-4 健都を生かした健康づくりと医療イノベーション*の促進

健康医療部

さまざまな医療関連資源が集積する健都の特長を生かし、健康・医療情報の利活用によるデータヘルス*の推進、健康的なライフスタイルを無理なく生活の中に取り込めるような環境づくりなど、健都ならではの健康づくりの取組を進めます。また、医療イノベーション*の創出に向け、国立循環器病研究センター*、医薬基盤・健康・栄養研究所*と医療・健康関連産業などとの連携を促進するための環境を整え、産学官民連携の取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
3-4-1	特定健康診査(吹田市国保健康診査)*の受診率	46.0% (H28年度)	41.2%	60%
3-4-1	吹田市30歳代健診及び国保健診の間診において、「運動や食生活などの生活習慣を改善するつもりはない」と回答した人の割合	男性：32.0% 女性：22.9% (H28年度)	男性：28.4% 女性：20.4%	男性：25.0%以下 女性：17.0%以下
3-4-1	受動喫煙*にあわなかったと答えた人の割合	—	34.4%	40.0%
3-4-2	結核罹患率(人口10万対)	14.8	8.2	6.0以下
3-4-3	地域医療推進に関する講演会などの参加者数(累計)	210人	463人	1,600人
3-4-3	かかりつけ医をもつ人の割合	55.3% (H28年度)	57.0% (R2年度)	60%
3-4-4	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数	0件 (H30年度事業開始)	1,501件	1,035件 (改訂前：180件)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 健康すいた21 ○国民健康保険データヘルス計画 ○新型インフルエンザ等対策行動計画
- 自殺対策計画 ○食品衛生監視指導計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

子育てしやすいまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

安心して子供を産み育てられ、
すべての子供がすこやかに育つことができるまち

現状と課題

近年、本市では就学前児童数は減少傾向に転じていますが、共働き家庭の増加などにより、保育所などの利用希望者は増加しています。また、核家族^{*}化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えており、子育てに関する相談件数が年々増加しています。さらに、妊産婦や子供及びその家庭が抱える問題の多様化とともに、児童虐待、子供の貧困への対策が課題となっており、その解決のための体制づくりが求められています。

本市では、これまで、待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、地域の子育て支援の拠点施設として、のびのび子育てプラザを設置し、保育所などの地域子育て支援センター^{*}とともに、子育て相談や一時預かりの実施、保護者同士の交流の場の提供などに取り組んできました。また、「吹田版ネウボラ^{*}」として、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない包括的な相談・支援体制を構築し、子育ての負担や不安の解消に努めてきました。さらに、療育の拠点施設として、こども発達支援センターを設置し、一人ひとりの特性に応じた早期療育を進めてきました。

引き続き、就学前の教育・保育の質の向上を図るとともに、働きながら子育てができる環境の整備や、地域における子育て支援のさらなる充実を図る必要があります。また、療育や医療的ケアが必要な子供への対応や、ひとり親家庭、ヤングケアラー^{*}がいる家庭への支援、虐待の未然防止・早期発見に努めるなど、子供やその家庭の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。



施策

4-1-1 就学前の教育・保育の充実

児童部

多様な保育ニーズに対応しながら、保育所や認定こども園*などの整備を進めるとともに、子供一人ひとりのすこやかな育ちを保障する質の高い教育・保育の充実を図ります。

4-1-2 地域の子育て支援の充実

児童部

妊産婦や保護者の負担や不安を軽減するため、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供する機会や相談体制の充実を図ります。また、訪問支援や育児教室、一時預かりなど、地域での子育て支援を切れ目なく行うとともに、子育てに関する情報を積極的に発信し、保護者が必要とする子育て支援サービスにつなげます。

4-1-3 配慮が必要な子供・家庭への支援

児童部・福祉部

発達に支援を必要とする子供や医療的ケアを必要とする子供、ひとり親家庭、生活困窮世帯の子供、ヤングケアラー*がいる家庭など、配慮が必要な子供や家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、児童虐待の未然防止・早期発見のため、相談・啓発などに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
4-1-1	保育所などの待機児童数	55人 (H30年度)	0人	0人
4-1-2	「子育て支援コンシェルジュ*」の年間利用者数	3,510人	5,978人	5,000人
4-1-2	乳幼児健診の間診における今後この地域で子育てをしていきたいと思う親の割合	95.9%	97.2%	98%
4-1-3	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、助産師、民生委員・児童委員*などが訪問や面談を行った割合	72.2%	86.0%	100% (改訂前:80%)
4-1-3	「ひとり親家庭就業相談*」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合	87% (20人)	69.6% (16人)	100% (改訂前:50人)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○子ども・子育て支援事業計画 ○子供の夢・未来応援施策基本方針 ○障がい児福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

学校教育の充実したまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

子供たちが新しい時代を
生き抜くために必要となる
学力、人間性、体力を育むことができるまち

本市では、就学前から義務教育までを一体的に捉え、知識の習得だけではなく、主体的・対話的で深い学びを大切にしながら、さまざまな教育活動を通じた小中一貫教育を進めてきました。

子供たちを取り巻く社会環境が急激に変化していく中、これまでにはない多様化・複雑化したさまざまな課題への対応が求められます。そのためには、学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や、さまざまな課題に対応できる思考力・判断力・表現力等、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育む必要があります。

また、いじめや不登校、子供の体力の低下への取組は喫緊の課題であり、子供たちのさまざまな悩みに対応するとともに、食育や体力づくりなどの取組を進め、豊かな心やすこやかな体を育むことが重要です。さらに、教育費の負担軽減など、経済的に援助が必要な家庭に対する支援を行う必要があります。

学校教育に求められる役割が増大する中において、それぞれの子供に応じた質の高い教育を提供し、魅力ある学校づくりを進めるためには、教員の担うべき業務を整理し、本来の職務に専念できる環境整備に向けた抜本的な改革が必要です。

学校施設の多くは建設から30年以上が経過しています。平成27年度(2015年度)には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、令和14年(2032年)には築50年を超える学校施設が約8割を占めることから、子供たちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を計画的に進める必要があります。

現状と課題



施策

4-2-1 学校教育の充実

学校教育部

新しい時代に必要とされる資質や能力を育む小中一貫教育を進め、ICT*教育、英語教育、食育・体力づくり、読書活動など教育内容の充実を図ります。また、いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりへの対応や特性のある子供の課題に応じた支援体制の充実・新たな学びの場の構築など学校の魅力向上に取り組みます。それに向けて、教職員が本来業務である教育活動に集中できる働きやすい環境を整えます。あわせて、就学援助など、安心して学ぶことができる取組を進めます。

4-2-2 学校教育環境の整備

学校教育部

学校施設の適切な管理を行うとともに、校舎や体育館の大規模改修やインクルーシブ教育*の推進に向けた安全かつ快適で、一人ひとりの教育的ニーズに対応できる教育環境を整備します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
4-2-1	授業で学習したことが将来社会に出た時に役に立つと思う小・中学生の割合	小：87.1% 中：78.4%	小：90.3% 中：84.7%	小：95% 中：86%
4-2-1	学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合	小：86.6% 中：80.6%	小：85.3% 中：84.9%	小：92% 中：86%
4-2-1	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う小・中学生の割合	小：96.1% 中：91.5%	小：95.8% 中：95.3%	100%
4-2-2	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	18.2%	71.6%	100% (R7年度まで)
4-2-2	小・中学校のトイレ改修の実施率	41.5%	100%	100% (R2年度まで)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○教育振興基本計画 教育ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

—

青少年がすこやかに育つまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

家庭、地域、学校の連携・協働のもと、
青少年のすこやかな成長を支えるまち

現状と 課題

近年、核家族*化の進展、地域社会とのつながりや人間関係の希薄化などによる、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。また、いじめや不登校、ひきこもりなどが社会問題となっており、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっています。留守家庭児童育成室*では入室を希望する児童が増加する一方で、職員体制の確保が困難となっており、放課後の児童の居場所の確保が課題となっています。

そのような中、本市では、子供たちの放課後の居場所や自然体験、交流活動などができる環境の充実を図ってきました。また、地域では、青少年の見守り活動などの取組が活発に行われてきましたが、コロナ禍で地域活動を行うことができない期間があったことも影響し、青少年を支える担い手の確保が難しくなっています。青少年のすこやかな成長を支えるためには、家庭、地域、学校がより一層連携を強化しながら、取組の充実を図ることが重要です。

青少年が地域でのさまざまな活動や体験を通じて、社会性や自立性を育むことができる環境づくりや、非行防止に向けた啓発や指導者育成を行うとともに、ひきこもりなどの課題を抱える青少年に対する支援を行う必要があります。また、放課後の子供たちが安心して過ごし、学び、遊ぶことのできるよう、学校や地域での多様な居場所の充実を図る必要があります。



施策

4-3-1 青少年の健全育成

地域教育部

青少年の健全育成を図るため、地域での見守りや指導を行うとともに、青少年の仲間づくりや主体的な活動を支援するため、さまざまな体験・活動の機会を提供します。また、ひきこもりなどさまざまな課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図ります。

4-3-2 放課後の居場所の充実

地域教育部・児童部

留守家庭児童育成室*への入室を希望する児童の確実な受け入れを行い、「太陽の広場*」などとの連携強化を図りながら、学校や地域の実情に応じて安心安全に過ごすことができる子供の多様な居場所を確保し、さまざまな体験・活動の機会を提供します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
4-3-1	青少年指導者講習会の年間受講者数	268人	203人	350人
4-3-1	青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数	13.6万人	8.1万人	14万人
4-3-2	留守家庭児童育成室*の受入及び待機児童数	受入: 3,236人 待機: 0人	受入: 4,400人 待機: 11人	受入: 4,600人 待機: 0人
4-3-2	太陽の広場*などの年間参加者数	20.7万人	11.6万人	22.7万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○教育振興基本計画 教育ビジョン ○子ども・子育て支援事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

生涯にわたり学べるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

いつでも、どこでも、だれでも、
さまざまな生涯学習活動に取り組むことができるまち

現状と 課題

本市には、図書館や地区公民館など、生涯学習活動の場となる施設が多数配置されています。市内の大学などにおいても、身近に受講できる「市内大学連携講座*」などの学習機会が提供されています。

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子供から大人までが心豊かな生活を送ることができるよう、さまざまな生涯学習活動や多世代交流を通じて、人とのつながりを育むことが重要です。また、市民の学習ニーズの高度化・多様化に対応する必要があります。

そのような中、活動の場となる各施設の連携を強化しながら、あらゆる機会や場所において、生涯にわたって学習できる体制を整える必要があります。また、防災・防犯、環境問題、超高齢社会における介護・健康づくり・医療など現代的課題やその対策に関する学習機会の充実を図るとともに、学習成果を地域に還元できるよう、発表や活用できる場を提供する必要があります。



施策

4-4-1 生涯学習活動の支援

地域教育部

あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、大学などの関係機関との連携や地域の人材の活用を通じて、さまざまな講座を実施するなど、学習機会の充実を図るとともに、市のホームページや「市報すいた」などにより、学習に関する情報提供を行います。また、学習によって習得した成果について、発表や活用ができる場を提供します。

4-4-2 生涯学習環境の整備

地域教育部

だれもが身近な場所で気軽に学習できるよう、図書館や地区公民館などの学習施設のサービスの充実を図るとともに、施設間の相互の連携を強化します。図書館では、市民のニーズに対応した多種多様な資料を計画的に収集、保存、提供することで生涯学習や自由な読書活動を支援します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
4-4-1	市内大学連携講座*の年間延べ受講者数	2,538人	621人	3,000人
4-4-2	地区公民館の年間利用者数 (オンラインによる講座受講者を含む)	43.4万人	23.5万人	46.6万人
4-4-2	図書館の年間入館者数	195.8万人	177.6万人	222万人
4-4-2	市民1人当たりの図書館資料 (電子書籍を含む)の年間貸出数	9.59点	10.1点	12点

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 教育振興基本計画 教育ビジョン ○生涯学習（学習）推進計画 ○吹田市立図書館サービス基本計画
- 子ども読書活動推進計画 ○視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）

▶▶▶ 関連する主な条例

—

環境先進都市のまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

持続可能な社会の実現に向けた
先進的な取組が進められ、
良好な生活環境が整ったまち

地球温暖化の進行による気候変動*や生物多様性*の損失をはじめとするさまざまな環境問題に直面する中、持続可能な社会の実現に向けて、令和32年(2050年)までに温室効果ガス*の排出量を実質ゼロにすることや、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を保全し健全な生態系を回復する取組などが、国際的に求められています。本市では、これまで地球温暖化対策やごみ減量、生物多様性*の保全に関する啓発などの取組を進めてきました。また、公害対策など良好な生活環境の確保に向けた取組を行ってきました。

しかし、世界規模では依然として二酸化炭素の排出量は増加しており、今後一層の地球温暖化の進行が懸念される中、本市においても持続可能な社会の実現のため、エネルギー消費量のさらなる削減が必要であり、適切なエネルギー利用を促進するなど、令和32年(2050年)までに市域の年間温室効果ガス*排出量を実質ゼロとする目標に向け、低炭素から脱炭素社会*への転換に向けた取組の強化が必要です。さらに、地球温暖化に伴う熱中症による健康被害への対策を含む新たな対応が必要です。

地域資源を活用し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす「地域循環共生圏*」の考えのもと、自然共生に向けた取組として、能勢町と連携し、木材利用を促進しています。

市域で排出されるごみは、減少傾向にありましたが、近年は横ばい傾向であり、リサイクル率は目標を下回っています。資源循環の観点から人口増加に伴い増加が懸念されるごみの減量とともに、リサイクル率の向上に向けた取組の充実を図る必要があります。地震や風水害等で発生する災害廃棄物*を円滑に処理する対応も急務となっています。

また、大気や水質、騒音などは環境目標をほぼ達成し、市民意識調査によると快適な生活環境に関する満足度は令和4年度(2022年度)の調査では平成26年度(2014年度)に比べ上昇しています。本市では、駅周辺を環境美化推進重点地区*などに指定し、市民や事業者などとポイ捨て、路上喫煙禁止などの取組を進めるとともに、地域の団体と協力しながら、啓発や美化活動を行っています。そのような身近な活動を通じ、環境に対する意識を高める必要があります。

本市の環境政策の基本理念である、MOTTAINAI(もったいない)*精神に立ち返り、エネルギーや資源、自然共生を大切にしたいライフスタイルや事業スタイルへの転換を促進する必要があります。

現状と課題



施策

5-1-1 脱炭素社会*への転換の推進

環境部

節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー利用の促進に率先して取り組むとともに、市民、事業者に対しても、啓発や情報発信を行います。また、開発事業を持続可能な環境まちづくりに誘導します。熱中症による健康被害を回避するため、国とも連携し、基礎調査や啓発活動、情報発信などの取組を進めます。

5-1-2 資源を大切に作る社会システムの形成

環境部

ごみの発生を抑制し、資源の再使用を促進するとともに、リサイクル率の向上を図るため、市民や事業者と連携しながら啓発活動を進めます。また、安定的に廃棄物処理を行えるよう、処理施設の計画的な維持管理・長寿命化を行います。

5-1-3 安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進

環境部

公害及び産業廃棄物*の不適正処理の未然防止・早期解決のため、事業者への助言や指導を行います。また、良好な生活環境の維持や環境衛生の充実、自然共生への理解の促進を図るため、啓発活動や情報発信などの取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
5-1-1	市域の年間エネルギー消費量	18.9PJ* (H27年度)	15.4PJ* (R2年度)	13.1PJ*以下
5-1-1	市域の年間温室効果ガス*排出量	1,873千t-CO ₂ (H27年度)	1,358千t-CO ₂ (R2年度)	1,092千t-CO ₂ 以下
5-1-1	市域の太陽光発電システム* 設備容量(累計)	1.5万kW (H28年度)	2.5万kW	3.5万kW
5-1-2	「マイバッグ」の持参率	44.1%	82.4%	87% (改訂前：80%)
5-1-2	市民1人当たりの1日のごみ排出量	843g	796g	760g以下
5-1-3	公害に関する苦情を解決した割合	68.1%	78.8%	80%
5-1-3	「環境美化推進団体*」の団体数	24団体	45団体	60団体 (改訂前：40団体)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○環境基本計画 ○地球温暖化対策新実行計画 ○一般廃棄物処理基本計画 ○災害廃棄物処理計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○環境基本条例 ○環境の保全等に関する条例 ○廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
○環境美化に関する条例 ○環境まちづくり影響評価条例

みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり

目標

(めざすまちの姿)

地域の特性を生かしたまちづくりが進められ、
みどり豊かで安全・快適に暮らせるまち

本市では、高度経済成長期における千里ニュータウンの建設や、その後の各地での土地区画整理事業*などにより、計画的なまちづくりが進められました。現在は、市域全体が市街化されている一方で、公園、緑地などの公共のみどりや、農地、住宅地など地域で育まれたみどりにより、みどりが調和した都市空間が形成されています。

近年は、住宅団地の建替えや企業用地の土地利用転換により、市街地の機能更新が多くみられ、開発によりみどりの面積は減少しています。また、少子高齢化の進展への対応や、環境負荷の軽減、災害に強い都市の形成などを進めるとともに、良好な住環境の維持・向上に向け、適切な開発誘導や共同住宅をはじめとした既存の建築物の適正管理の促進などを行う必要があります。さらに、都市の中のみどりは、市民の憩いと活動の場となり、防災機能の向上や生物多様性*の保全、美しい景観の形成に役立っています。みどりの保全と創出を図るとともに、都市公園の整備・管理を適切に行うことにより、みどりの多様な機能を生かしたまちづくりを進める必要があります。

本市は、市街地が形成された過程や、立地する建築物、そして都市活動や暮らしなどから、異なった特色や個性をもつ地域によって構成されています。地域の特性を生かしながら、みどり豊かで安全・快適な、魅力ある、地域らしさを備えた都市空間を形成していく必要があります。

現状と課題



施策

6-1-1 土地利用誘導と良好な景観形成

都市計画部

地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため、適切な土地利用誘導などに努めるとともに、良好な景観形成に向けた啓発などを進めます。また、住民主体のまちづくり活動に対する支援を行います。

6-1-2 良好な住環境の形成

都市計画部・土木部

良好な住環境の形成を図るため、開発・建築の指導を行うとともに、市街地の整備・再整備を行います。また、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営、マンションの適正な維持管理への支援などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。

6-1-3 みどりの保全と創出

土木部

公共のみどりの適切な管理や、民有地のみどりの保全に向けた制度の充実などにより、今あるみどりを保全します。公共施設の緑化や、公園・緑地の計画的な整備、民有地での緑化に向けた取組の支援などにより、地域の特性を生かした新たなみどりを創出します。公園・緑地については、多様な利用ニーズ、公園施設の管理水準の向上などに対応するための再整備や運営管理の強化などを行います。

■ 施策指標

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
6-1-1	まちづくりのルール(地区整備計画*)の策定地区数[面積]	52 地区 [160.9ha]	74 地区 [275.7ha]	78地区 [280ha] (改訂前:75地区 [230ha])
6-1-1	景観に関するルール(景観重点地区*)の指定地区数[面積]	20 地区 [88.7ha]	32 地区 [119.7ha]	40地区 [150ha]
6-1-2	住宅の耐震化率	81.4% (H27 年度)	90.7% (R2 年度)	95%
6-1-2	空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合	28.7% (H25 年度)	20.2% (H30 年度)	10%以下
6-1-2	倒壊の危険がある空家等の数	122 件 (H30 年度)	26 件	解消
6-1-2	長期修繕計画*に基づく修繕積立をしているマンション管理組合の割合	60.0% (H30 年度)	62.6% (R3 年度)	75%
6-1-3	公園などの面積	358.8ha	360.3ha	361.6ha
6-1-3	「みどりの協定*」に基づく取組などを行う団体数	28 団体	31 団体	60団体

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 都市計画マスタープラン ○立地適正化計画 ○景観まちづくり計画 ○耐震改修促進計画
- 住生活基本計画 ○空家等対策計画 2020 ○マンション管理適正化推進計画 ○市営住宅長寿命化計画
- みどりの基本計画 ○都市公園等整備・管理方針

▶▶▶ 関連する主な条例

- 景観まちづくり条例 ○屋外広告物条例 ○開発事業の手続等に関する条例(好いたすまいる条例)
- マンションの管理の適正化の推進に関する条例 ○空家等の適切な管理に関する条例
- みどりの保護及び育成に関する条例 ○都市公園条例

安全・快適な都市を支える基盤づくり

目標

(めざすまちの姿)

道路、水道、下水道などの適切な維持や、公共交通の利便性の向上により、だれもが安全・快適に暮らせるまち

現状と課題

本市は、道路、水道、下水道などの都市施設*が計画的に整備されてきました。また、複数の鉄道路線や幹線道路が市内を通っているなど、都市基盤が一定整った状況にあります。最近では、地震のほか、豪雨等の災害が頻発しており、都市基盤のさらなる強化が求められています。また、感染症の感染拡大により、公衆衛生を保持する観点から水道・下水道の重要性が再認識されています。

都市施設*は建設から50年以上経過したものが多くなってきており、老朽化への対応が急務となっています。都市施設*を適切に維持管理するとともに、災害への備えや環境負荷の軽減、バリアフリー化の推進などにも配慮しながら、更新・長寿命化を計画的に進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う新しい生活様式の浸透等、公共交通を取巻く環境は年々厳しさを増しています。だれもが安心して移動できる手段として、今ある公共交通を維持し未来につないでいくため、利用者・事業者・行政が共に支え一体となって取り組むことが必要です。さらに、近年、自転車の利用が増えている中、自転車の通行空間の整備や利用者のマナー向上などが求められています。歩行者や自転車が安全で快適に移動できる環境を整備するとともに、交通ルールの周知徹底を進める必要があります。



施策

6-2-1 道路などの整備

土木部

安全で快適な道路環境を確保するため、歩道などのバリアフリー化や街路樹の再整備を進めるとともに、計画的に道路や橋、街路樹の適切な維持管理を行います。また、都市計画道路*の整備を進めます。

6-2-2 水道の整備

水道部

安全な水を供給し続けるため、より効果的な調査、点検等により水道施設を適切に維持管理します。また、さらなる水道システムの強靱化に向けて、計画的な更新や耐震化などを進めるとともに、水道施設の再構築に取り組みます。

6-2-3 下水道の整備

下水道部

快適な生活や環境を守るため、官民連携*により下水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的な更新・長寿命化に取り組みます。また、地震や豪雨などの災害リスクを軽減するため、施設の耐震化や浸水被害の軽減対策などを進めます。

6-2-4 交通環境の整備

土木部

利用者・事業者・行政が一体となって持続可能で利便性・安全性の高い公共交通ネットワークの実現に取り組みます。また、自転車を安全・快適に利用できる通行空間や自転車駐車場などの確保を進めるとともに、交通ルールの啓発に取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
6-2-1	バリアフリー重点整備地区*内の 主要な生活関連経路などの整備延長	8.3km	15.7km	17km
6-2-1	都市計画道路*の整備率	91%	93%	96%
6-2-2	水道管路の更新延長	7.2km	48.7km	93km
6-2-2	水道基幹管路*の耐震化率	41.9%	49.5%	58%
6-2-3	下水道管路の更新及び長寿命化延長	23.9km	42.7km	65km
6-2-3	雨水排水施設*の整備率 (1時間に約50mmの降雨に対応)	54.0%	54.09%	55%
6-2-4	自転車通行空間*の整備延長	0.9km	7.7km	25km (改訂前：40km)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 都市計画マスタープラン ○バリアフリー基本構想 ○バリアフリー道路特定事業計画
- 自転車利用環境整備計画中間見直し ○公共交通維持・改善計画 ○すいすいビジョン2029
- 水道施設マスタープラン ○下水道事業経営戦略2019 ○公共下水道事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

- 自転車等の放置防止に関する条例 ○水道条例 ○下水道条例

地域経済の活性化を図るまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

地域経済の活性化が図られ、
だれもが働きやすい環境が整ったまち

現状と課題

本市は、多くの企業が立地する産業集積都市としての側面をもち、「北大阪健康医療都市(健都)*」では、国際級の複合医療産業拠点の形成も進められています。また、開業率は全国的にみて高い水準となっています。

地域の産業は、市民の雇用を確保するとともに、市民の暮らしを支える基盤でもあります。近年、経済のグローバル化による競争激化など社会経済状況が厳しさを増す中、感染症を含む災害への備えやデジタル化への対応も求められており、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業への支援を進めていく必要があります。商店街においては、市民の暮らしを支え、コミュニティの核ともなる魅力ある商店街づくりに向けた支援が必要です。また、都市における農地は、貴重なみどりの空間や自然とのふれあいの場などとしても役立っており、都市と調和する農業の振興が求められています。

雇用・労働環境においては、少子高齢化による労働力人口の減少や不安定雇用などが社会問題となっています。働く意欲のあるすべての人々が、雇用形態にとらわれず多様な働き方ができる環境づくりが求められています。本市では、「JOB ナビすいた」などで、働く意欲がありながらさまざまな課題を抱える就職困難者に対する支援を行っており、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援のさらなる充実を図る必要があります。また、介護、保育など特定分野では恒常的な人材不足となっており、求職者とのミスマッチの解消に向けた取組が必要です。さらに、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向け、だれもが働きやすい環境づくりへの支援が必要です。



施策

7-1-1 産業振興と創業支援

都市魅力部

中小企業などの経営の安定や事業拡大、創業者の育成や定着に向けた支援を行います。また、魅力ある商業地づくりに向けて、空き店舗の活用への支援を行います。さらに、農地のさまざまな機能を活用しながら、都市農業の振興に取り組みます。

7-1-2 就労と働きやすい環境づくりへの支援

都市魅力部

就労相談や職業紹介などの充実を図り、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うとともに、事業者の人材確保に向けた支援に取り組みます。また、働き方改革*で求められる労働環境の改善に向けた相談や啓発などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
7-1-1	開業率と廃業率の差	△2.4ポイント (H28年度)	—	3ポイント
7-1-1	市内の事業所数	11,526事業所 (H28年度)	11,703事業所 (R3年度)	11,700事業所
7-1-1	商店街及び小売市場における空き店舗率	9.3%	9.2%	7%以下
7-1-2	JOBナビすいたを活用した年間就職者数	612人	177人	630人
7-1-2	「障がい者就職応援フェア*」への参加者数	52人	32人	85人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○商工振興ビジョン ○農業振興ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

○産業振興条例 ○企業立地促進条例

文化・スポーツに親しめるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

文化やスポーツを通じて、
より豊かな市民生活を営める魅力あるまち

文化やスポーツは、市民の生きがいや健康づくりにつながり、市民生活を豊かにするとともに、活動を通じて地域コミュニティの形成にも貢献しています。

本市は、文化会館(メイシアター)など、文化・芸術にふれられる環境が整っていると同時に、地域では、市民サークルなどによるさまざまな文化活動が行われています。また、地域には、文化活動や日々の暮らしの中で、形づくられてきた多くの文化資源があります。市民主体の文化活動への支援を行うとともに、文化や芸術にふれることができる機会の充実や文化財の保存活用を図る必要があります。

また、多文化共生*を推進し、地域に暮らす国籍や民族、文化の異なる市民が、違いを認め合いながら共に暮らす社会を実現するため、都市間交流も含め多角的な取組を進めることが重要です。

近年、健康づくりの取組が注目される中、スポーツや運動は誰もが生涯にわたって親しみ、健康寿命*の延伸や地域のつながりを深めるものとして、重要な役割を担っています。また、地域では、市民主体のさまざまなスポーツ活動が活発に行われています。健康寿命*の延伸に向けた運動の習慣化への支援や子供から高齢者までそれぞれの体力、年齢、目的に応じたスポーツ活動が進められるよう、地域との連携のもと、スポーツに親しめる機会の充実や指導者の育成を図る必要があります。

現状と課題



施策

7-2-1 文化の振興

都市魅力部

文化会館(メイシアター)などの身近な場所で文化や芸術にふれることができる機会を提供するとともに、市民の文化活動への支援を行います。また、多文化共生*推進のためのさまざまな取組や都市間の文化交流を進めます。

7-2-2 文化財の保存と活用

地域教育部

地域の文化に関する調査研究を行うとともに、文化財を適切に保存します。また、市内のさまざまな文化財の活用及び博物館の有する多様なコンテンツのデジタル化を図り、市民の文化活動などを支援します。

7-2-3 地域におけるスポーツの振興

都市魅力部

地域におけるスポーツ活動を支援するとともに、指導者の育成を行うなど、市民が気軽にスポーツに参加できる機会の充実に取り組みます。また、体育施設を適切に管理し、スポーツに親しめる環境づくりを進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
7-2-1	文化会館(メイシアター)の年間入館者数	48.6万人 (H28年度)	28.2万人	50万人
7-2-1	市の文化事業に出演・出展した市民の延べ人数	—	2,525人	2,650人
7-2-1	外国人等支援施策において支援した延べ人数	—	273人	500人
7-2-2	吹田市立博物館の年間入館者数	3.4万人	1.5万人	3.5万人
7-2-3	スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数	7.5万人	2.2万人	9.5万人
7-2-3	「社会体育リーダー」など地域におけるスポーツ指導者の延べ認定者数(累計)	4,099人	4,423人	5,000人
7-2-3	各スポーツ施設及び学校体育施設開故事業の年間延べ利用者数	187万人	145.3万人	187万人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○文化振興基本計画 ○多文化共生推進指針

▶▶▶ 関連する主な条例

○文化振興基本条例 ○文化財保護条例 ○吹田市立博物館条例

市民が愛着をもてるまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

まちのさまざまな魅力の向上により、
市民が愛着や誇りをもち、住み続けたいと思えるまち

現状と 課題

本市は、高い交通利便性や豊かなみどりなどにより、良好な住環境が形成されています。また、多くの企業や大学が立地しているとともに、市立吹田サッカースタジアムや万博記念公園があることなどから、多くの人を訪れるまちでもあり、今後開催予定の「2025 大阪・関西万博」を活用するなど、同公園周辺エリア等の一層の活性化や魅力の向上・発信が求められます。さらに、「すいたフェスタ」をはじめとするイベントが盛んであるなど、暮らしにおけるさまざまな面で充実していることが本市の特徴となっています。

市民が愛着や誇りをもち、「住み続けたい」「離れても戻りたい」と思えるまちに向けて、「シティプロモーションビジョン」に基づき、今あるまちの魅力のさらなる向上や新たな魅力づくりに取り組む必要があります。また、市民がまちの魅力を感じられる機会を充実させることで、本市の魅力が市民から市内外へ広がるよう仕掛けていくことが重要です。

本市は、5つの大学などが立地しており、大阪府内で学生数が最も多く、さまざまな場面で活気をもたらされるなど、まちの魅力向上につながっています。また、市立吹田サッカースタジアムは、Jリーグ「ガンバ大阪」のホームスタジアムであり、レベルの高いプロの試合を身近に体感できるなど、本市の新たな魅力の1つとなっています。市民のまちへの愛着の醸成に向けては、そのような本市独自の強みを積極的に活用していくことも重要です。



施策

7-3-1 魅力の向上と発信

都市魅力部

今ある本市の強みをさらに伸ばしていくとともに、市民との連携や市民同士の関わりを深めながら、新たな魅力づくりに取り組みます。また、地域資源を活用しながら、市民がまちの魅力を感じ、住み続けたいと思える機会の充実を図るとともに、多様な手法による効果的な魅力の発信に取り組みます。

7-3-2 本市独自の強みを生かしたまちづくり

都市魅力部

大学との連携を進め、豊富な人材、情報、技術などのまちづくりへの活用を図るとともに、学生による主体的な貢献を促進します。また、さまざまな団体との連携を深めながらガンバ大阪のホームタウン活動*を盛り上げ、地域ぐるみでの応援の機運を高めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
7-3-1	すいたフェスタへの協賛・協力団体数 (R1 年度までは「吹田まつり」)	536 団体	379 団体	600 団体
7-3-1	すいたフェスタへの来場者数	—	1.7 万人	2 万人
7-3-1	「情報発信プラザ(Inforest すいた)*」 への年間入場者数	39.5 万人	25.1 万人	45 万人
7-3-1	すいたんを用いた SNS などの フォロワー数	1.1 万人	2 万人	2.5 万人
7-3-2	大学との連携による市民対象の事業や イベントなどの年間実施回数	96 回	153 回	120 回
7-3-2	連携授業等への参加を契機に市政への 参画意欲が向上した学生の割合	—	62.8%	70%
7-3-2	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベント など応援イベントへの年間参加者数	2,032 人	8,202 人	10,000 人 (改訂前:5,000人)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○シティプロモーションビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

—

行政資源の効果的活用

目標 (めざすまちの姿)

限られた財源や人材などの行政資源が有効活用され、
新たな行政課題に柔軟に対応しながら、
持続可能な行政運営が行われているまち

本市の人口は、長期的には少子高齢化に伴って減少に転じることが予測され、市税収入の減少や、社会保障関係経費の増加が見込まれています。また、公共施設の老朽化に伴い、施設の更新などにかかる経費が集中する時期を迎えています。

中核市*への移行に伴い、これまで広域行政が担ってきた事務を含め、幅広い事務を実施することになりました。今後さらに、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりを進めていくとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。広域対応が有効な分野では、隣接する中核市*4市(西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市の「NATS (ナッツ)*」)など、他自治体との連携を進めています。PDCA サイクル*のもと、実施した取組の成果や課題を検証したうえで、その結果を翌年度以降の取組につなげていく必要があります。

公共施設については、最適な整備・配置・維持保全を行い、トータルコストの縮減や財政負担の平準化に努める必要があります。また、市民の利便性を向上させるため、デジタル・トランスフォーメーション(DX)*を推進することも喫緊の課題となっています。

時代の変化を見据え、柔軟に行政課題に対応できる人材の確保・育成に努めるとともに、DX*含め行政運営の効率化を図る取組を推進することで、限られた財源と人材の有効活用を図り、平常時はもとより災害発生や感染症感染拡大などの非常時においても持続可能な組織づくりを進める必要があります。

現状と課題



施策

8-1-1 効果的・効率的な行財政運営の推進

行政経営部

行政評価*の取組を強化しながら、その結果を実施計画、予算に反映し、行政課題に効果的・効率的に対応します。また、中核市*としての権限の発揮や、「NATS（ナッツ）*」など近隣自治体との広域連携に努めます。あわせて、民間活力の導入も含めた業務プロセスの改善によって、簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。

8-1-2 公共施設の最適化*

都市計画部

学校や公民館などの一般建築物のほか、道路や上下水道なども含めた公共施設について、日常的な維持管理や老朽化した施設の更新などを適切に行うとともに、施設の複合化や集約化、公有地の利活用を図るなど、総合的かつ計画的な管理を進めます。

8-1-3 働きやすい職場づくり・人材育成の推進

総務部

時代の変化を見据えながら、行政課題に適切かつ柔軟に対応できる職員の育成をめざします。また、市民対応能力や政策立案能力の向上など、職員の能力開発に資する職員研修の充実や人事評価制度の活用などを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランス*の実現など、職員が働きやすい職場づくりを進めます。

8-1-4 ICT*の利活用

行政経営部

市民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、オンラインでの申請・使用料支払いなど、ICT*の利活用とデジタルデバイド*対策を進め、自治体DX*の推進を図ります。災害発生時などにおける行政サービスの継続性を確保するとともに、ICT*技術のさらなる進展や普及に伴うリスクの複雑化に対応するため、職員への研修をはじめとして、情報セキュリティ管理の強化を図ります。

■施策指標■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
8-1-1	財政調整基金*残高の標準財政規模*に対する割合	15.2% (H28年度:106.3億円)	18.2% (143.0億円)	20%確保 (改訂前:100億円)
8-1-1	公債費比率*	7.5% (H28年度)	8.3%	10%以下
8-1-2	一般建築物の個別施設計画*の策定が完了した割合	0%	100%	100%
8-1-2	公共施設(一般建築物)の改修や建替えをした件数	—	21件	130件
8-1-3	職員1人当たりの年間研修受講回数	5.9回	6.4回	7回
8-1-3	年間の時間外勤務時間数が360時間以下の職員数の割合	—	89.6%	100%
8-1-4	ICT*を活用した行政サービスの稼働休止時間	144分	0分	0分
8-1-4	電子化対応済の行政手続におけるオンライン申請件数の割合	—	18.4%	30%

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 公共施設総合管理計画 ○公共施設（一般建築物）個別施設計画 ○情報化推進計画 ○人材育成基本方針
- 職員体制計画 ○みんなのはたらきかたプラン～働きやすい職場を目指して～ ○障がい者活躍推進計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

▶▶ IV. 市民意識指標（体系別）

市民の意識や行動、満足度などを市民意識指標として設定します。市民意識指標は、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざします(表1)。

表1 市民意識指標及び関連政策

No.	指標名	H26年度	H30年度	R4年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
市全体の取組の向上を示す指標							
1	今住んでいるところが気に入っているので、 住み続けようと思っている市民の割合	57.8%	59.8%	61.4%	70%	—	—
2	市の窓口サービスに満足している 市民の割合	16.3%	18.7%	17.6%	50%	—	—
【大綱1】人権・市民自治							
3	人権意識が向上していると思う市民の割合	21.7%	30.0%	36.1%	30%	1-1	4-2
4	男女がともに個性や能力を発揮できている 社会になってきていると思う市民の割合	30.8%	34.2%	37.2%	50%	1-1	4-1
5	市報すいた、ケーブルテレビ、 ホームページなど、市が発信する情報に 満足している市民の割合	25.9%	29.4%	38.9%	41%	1-2 8-1	7-3
6	何らかの機会を通じて市政に 参画したことがある市民の割合	4.0%	2.9%	3.3%	8%	1-2 8-1	—
7	過去一年間に一度以上、地域活動に 参加したことがある市民の割合	—	—	—	50%	1-2	3-3 4-3
【大綱2】防災・防犯							
8	地震や風水害などへの対策に満足している 市民の割合	19.0%	22.2%	25.8%	70%	2-1	6-2
9	災害に備えている市民の割合	27.7%	34.8%	42.9%	75%	2-1	1-2 3-3
10	治安が良いと感じる市民の割合	42.8%	48.5%	57.2%	70%	2-2	4-3
【大綱3】福祉・健康							
11	何らかの社会参加をしている高齢者の割合	59.5%	65.5%	55.2%	70%	3-1	1-2 3-3
12	高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援 に満足している市民の割合	13.3%	18.9%	19.9%	25%	3-1	3-3

No.	指標名	H26年度	H30年度	R4年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
【大綱3】福祉・健康							
13	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスに満足している市民の割合	13.7%	16.8%	19.6%	18%	3-2	3-3 4-1
14	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉に満足している市民の割合	12.7%	16.4%	18.4%	24%	3-3	3-1 3-2
15	保健事業や健康づくりに満足している市民の割合	14.8%	21.5%	20.0%	18%	3-4	—
【大綱4】子育て・学び							
16	安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合	62.3%	63.0%	70.4%	75%	4-1 4-2 4-3	3-2 3-3 3-4
17	学校教育に満足している市民の割合	20.9%	23.9%	25.7%	50%	4-2	3-2
18	一年間で何らかの学習活動を行った市民の割合	—	35.2%	39.3%	50%	4-4	7-2
【大綱5】環境							
19	快適な生活環境の確保に満足している市民の割合	26.6%	31.7%	34.4%	40%	5-1	—
20	ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合	25.1%	29.9%	29.9%	40%	5-1	—
【大綱6】都市形成							
21	まちなみが美しいと感じる市民の割合	58.6%	60.7%	66.6%	70%	6-1 6-2	5-1
22	みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	61.4%	62.1%	66.9%	67%	6-1	5-1
23	鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合	54.5%	58.5%	60.2%	60%	6-2	—
【大綱7】都市魅力							
24	商工業の振興に満足している市民の割合	10.8%	16.5%	17.3%	15%	7-1	—
25	芸術文化を親しめる環境として満足している市民の割合	15%	17.0%	17.0%	20%	7-2	4-4
26	20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	36.7%	35.7%	44.3%	50%	7-2	3-4 4-4
27	市の魅力を伝える取組に満足している市民の割合	7.5%	10.2%	13.0%	15%	7-3	—

附属資料

① 施策指標の一覧

大綱 1 人権・市民自治

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
1	111	平和祈念資料館の年間利用者数	6万人	平和に対する市民意識の高揚を図るため、より多くの市民への啓発が重要であることから、啓発の中心的な場となっている平和祈念資料館の年間来館者数と年間貸出資料利用者数を指標として設定。	企画展、映画会、展示パネルなどの充実、周知方法の工夫による来館者数の増加、及び貸出資料の充実を図るとともに関係団体等へ情報提供することによる貸出資料利用者数の増加をめざす。	本市実績による
2	112	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.5万人	人権意識の向上を図るため、より多くの市民への人権啓発や教育が重要であることから、指標として設定。	積極的な地区活動を促し、効果的な啓発手法を検討することにより、参加者数の増加をめざす。	本市実績による
3	112	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	54校	人権意識の向上を図るため、より多くの児童・生徒が人権について理解を深める機会をもつことが重要であることから、指標として設定。	すべての小・中学校からの応募をめざす。	本市実績による
4	113	市職員の管理職(課長代理級以上)における女性の割合	30%	男女共同参画社会の実現のため、行政が率先して男女共同参画に取り組む必要があることから、指標として設定。	「みんなのはたらきかたプラン～働きやすい職場を目指して～」に基づき、国の目標値に準じて設定。 ※算出式 女性の管理職の人数/管理職の人数×100	本市実績による
5	113	交際相手からの暴力(デートDV)に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	18校	男女共同参画社会の実現のため、DV防止などの取組が重要であり、特に、予防については若年層への啓発が重要であることから、指標として設定。	すべての中学校での実施をめざす。	本市実績による
6	121	市のホームページの閲覧者数(月平均)	40万人 [20万人]	情報共有を推進するため、迅速かつ柔軟に情報提供を行うことのできる市ホームページの活用が効果的であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により見直し】 オンライン手続などデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進により閲覧が増えることを見込み、目標値を見直し。	R3年度平均は47.2万人だったが、R4年度平均が43.7万人と新型コロナウイルス感染症感染拡大による一時的な増加傾向が収束に向かうことを見込みつつ、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進とさらなる情報発信の充実を見込み目標値を設定。 1年間に本市ホームページにアクセスしたユーザーの数を12か月で割った数。	本市実績による

附属資料

① 施策指標の一覧

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
7	122	市民委員の公募を行っている審議会などの割合（公募できないものを除く）	100%	市民参画を推進するため、審議会などへの市民委員の参画を進めることが重要であることから、指標として設定。	すべての審議会など（公募できないものを除く）において市民委員の公募が実施されていることが望ましいことから、100%をめざす。 ※算出式 市民委員の公募を行っている審議会などの数／審議会などの数（公募できないものを除く）×100	本市実績による
8	122	市民公益活動センター（ラコルタ）の年間利用者数	7万人	市民参画・協働を推進するため、活動の場の提供を行うとともに、市民公益活動への支援の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	改訂前の計画策定時の直近2年（H28年度及びH29年度）の伸び幅の維持をめざして7万人と設定。	本市実績による
9	123	自治会加入率	60%	コミュニティの活性化を図るため、地域コミュニティの形成において大きな役割を担っている自治会の加入率を指標として設定。	自治会加入率が減少傾向にある中で、デジタルツールを活用するなど、自治会活動の負担軽減や、加入促進の支援を行うことで、増加を見込む。 ※算出式 自治会に加入している世帯数／総世帯数（住民基本台帳）×100	本市実績による
10	123	コミュニティセンターや市民センターなどコミュニティ施設の年間利用者数	4.8万件	コミュニティの活性化を図るため、市民が集う機会の提供などコミュニティ活動への支援を行うことが重要であることから、指標として設定。	H29年度実績の1割増をめざす。	本市実績による

大綱2 防災・防犯

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
11	211	各種団体との防災協定締結数	100件	危機管理体制の充実を図るため、関係機関との連携の強化が重要であることから、指標として設定。	企業や団体、他市町村などとの防災協定締結数の増加をめざし、過去の推移を踏まえ、年4件程度の増加を見込む。	本市実績による
12	211	防災協定締結団体の吹田市地域防災総合訓練参加率	100%	【新規追加】 これまで協定締結数のみを指標としていたが、実効性の向上と危機管理体制の充実を図るため、関係機関との実務レベルでの連携強化が重要であることから、指標として設定。	防災協定を締結している企業や団体、公的機関について、平常時からの相互の連絡・協力体制を確立することを目的に、毎年実施する吹田市地域防災総合訓練へのすべての団体の参加をめざす。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 []内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の典拠・ 定義など
13	212	連合自治会単位での自主防災組織の結成率	100%	地域の防災力・減災力の向上を図るため、地域が主体となった防災・減災の取組が重要であり、自主防災組織の結成を進める必要があることから、指標として設定。	すべての連合自治会で結成されることをめざす。 ※算出式 自主防災組織を結成している連合自治会数/連合自治会数×100	本市実績による
14	213	消防団員数	250人	消防体制の充実を図るため、市民による地域に密着した消防組織である消防団の体制強化が重要であることから、指標として設定。	消防団条例第3条に規定する定員数まで消防団員を増加させることをめざす。	本市実績による
15	213	普通救命講習などの年間受講者数	1万人	救急救命体制の充実を図るため、より多くの市民が適切な応急処置を実施できることが重要であることから、指標として設定。	国の検討では、成人人口の20%に救命講習を実施すれば、救命率の向上に有効とされており、本市では、より充実した体制とするため、10年間で、生産年齢人口の40%(約10万人)に対し救命講習などを実施することとし、1年度当たり1万人を目標とする。	本市実績による
16	221	防犯に関する講座の年間受講者数	1,500人	防犯力の向上を図るため、市民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要であることから、指標として設定。	犯罪被害に遭いやすい女性や子供を対象とした講座を重点的に行うことにより、年間受講者数の増加をめざす。R4年度から学校に対する啓発事業も実施。	本市実績による
17	221	女性や子供を狙った犯罪認知件数(声かけ・性犯罪等)	0件	【新規追加】 安心安全のまちづくりを進めるため、防犯カメラの設置やパトロール活動の強化を図っている。女性や子供を狙った犯罪をなくすことを主な目標として活動することで、全体的な治安のよさにつながることから、指標として設定。	女性や子供を狙った犯罪は、1件たりとも許さないという目標のもと、警察や防犯協議会等と連携した防犯活動を行うことで、犯罪の抑止をめざす。	吹田警察署の報告による
18	222	消費者向けの講座の年間受講者数	700人	消費者意識の向上を図るため、消費者教育や啓発が重要であることから、指標として設定。	これまでの消費者向け講座の受講者に加え、特殊詐欺等の被害対象となりやすい高齢者に対し啓発活動に取り組むことにより、聴講者数の増加をめざす。 ※算出式 消費者向けの講座受講者数+高齢者イベント(介護予防講演会、ひろばde体操、ふれあい昼食会)における消費者啓発の聴講者数	本市実績による

大綱3 福祉・健康

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 []内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
19	311	高齢者生きがい活動センターの年間利用者数	5.5万人 [6万人]	高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進を図るため、生きがいがづくりの活動が行える場の提供と活動への支援を行うことが重要であることから、指標として設定。 【個別計画との整合性により見直し】 第9期吹田健やか年輪プラン策定の際に、高齢者の生きがいがづくりの多様化を踏まえ、目標値を見直し。	第9期吹田健やか年輪プランに基づき設定。	本市実績による
20	311	生きがいがある高齢者の割合	70%	【新規追加】 高齢者の生きがいの状況を表す指標として設定。	第9期吹田健やか年輪プランに基づき設定。	本市調査による
21	312	後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合	32%以下	高齢者が可能な限り自立した生活が送れるよう、さまざまな取組を実施した成果を表す指標として設定。	第9期吹田健やか年輪プランに基づき設定。 ※算出式 要支援・要介護の認定者数 ／75歳以上人口×100	本市実績による
22	312	認知症サポーターの養成数（累計）	4.2万人 [5.6万人]	高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進するため、市民による見守りを増やしていくことが重要であることから、指標として設定。 【個別計画との整合性により見直し】 第9期吹田健やか年輪プラン策定の際に国の目標値に合わせ、目標値を見直し。	第9期吹田健やか年輪プランに基づき設定。	本市実績による
23	313	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	60% [70%]	質の高い介護サービスが供給されている状況を表す指標として設定。 【個別計画との整合性により見直し】 第9期吹田健やか年輪プラン策定に向けた高齢者等実態調査において、「受けているサービス全体の満足度」を設問内容に追加したため、それに応じて目標値を見直し。	第9期吹田健やか年輪プランに基づき設定。	本市調査による
24	321	ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数（月平均）	1,860人	障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るため、訪問系サービスの充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	過去の実績やニーズを踏まえ、訪問系サービスの利用者の増加を見込む。	本市実績による
25	321	グループホームの利用者数（月平均）	700人	障がい者が地域で自立して生活できるよう、住まいの場の確保を図る必要があることから、指標として設定。	グループホームのニーズの増加傾向を踏まえ、改訂前の計画策定時の現状（H28年度）の倍以上の利用者数を見込む。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 []内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の典拠・ 定義など
26	321	ショートステイ 利用者数	470人	【新規追加】 障がい者が地域で自立して生活できるよう、緊急時や支援者のレスパイトへの対応を図る必要があることから、指標として設定。また、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略からの指標引継ぎ。	過去の実績やニーズを踏まえ、ショートステイ利用者の増加を見込む。	本市実績による
27	322	移動支援事業の利用者数（月平均）	1,230人	障がい者の社会参加の促進のため、外出時の移動支援サービスのニーズに基づいた利用者数を指標として設定。	過去の実績を踏まえ、移動支援事業の利用者の増加を見込む。	本市実績による
28	322	「就労継続支援（非雇用型）事業所」における工賃の平均月額	18,000円	障がい者の社会参加の促進のため、福祉的就労の場における工賃の向上を図ることが重要であることから、指標として設定。	改訂前の計画策定時の直近3か年（H26年度からH28年度まで）で最も高い実績であるH26年度実績（13,286円）に、第4期大阪府障がい福祉計画の工賃向上目標率（34.2%以上）を上乗せし、算出。	本市実績による
29	331	小地域ネットワーク活動の延べ参加者数（地区福祉委員含む）	8.8万人	住民主体の地域福祉活動を促進するため、地域のつながりづくりを目的とした小地域ネットワーク活動の参加者が増加することが重要であることから、指標として設定。	第4次地域福祉計画に基づき設定。	本市実績による
30	331	民生委員・児童委員の充足率	100%	地域福祉活動において重要な役割を担う民生委員・児童委員について、条例上の定数（必要人数）を確保することは、地域福祉の推進につながるため、指標として設定。 【他指標の補足のため追加】 No.29「小地域ネットワーク活動の延べ参加者数（地区福祉委員含む）」は、地域住民の交流（活動）の状況を把握する指標として必要と考えるが、感染症の影響を受けやすい指標であることを鑑み、地域福祉活動を担う人材の確保・育成の取組の進捗状況を把握するための指標を追加。	民生委員・児童委員の定数をすべて確保することをめざし、100%と設定。	吹田市民生委員法施行条例及び本市実績による
31	331	福祉避難所の支援を行うボランティアの人数	130人	災害発生時に災害時要援護者への支援を適切に行うため、福祉避難所ごとに必要なボランティアが配置されている必要があることから、指標として設定。	すべての福祉避難所で必要とされるボランティアの人数が確保されることをめざす。ただし、災害時に福祉避難所を含めた支援にあたるボランティアの人数とする。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 []内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
32	331	災害時要援護者支援に関する協定を締結した地区の割合	100%	【新規追加】 「災害発生時に災害時要援護者への支援が適切に行える体制づくり」の推進においては、地域支援組織（連合自治会、連合自治会単位の自主防災組織）との連携体制の強化に力を入れて取り組んでいることから、その進捗を測る指標を設定。	要援護者情報を共有し、地域において個々の状況に応じた具体的な避難方法等を検討してもらえるよう、地域支援組織との協定締結をめざす。 ※算出式 災害時要援護者支援に関する協定を締結した地区／連合自治会数（全34地区）×100	本市実績による
33	332	就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率 [生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった人数]	50% [90人]	生活保護受給者等への就労支援の取組の成果を表す指標として設定。 【数量→割合に変更】 就労支援専門員が直接支援していない就労準備支援事業も含めるなど対象を改めて整理し、人数を割合に変えて設定。	国の主要分野KPI（就労支援事業等に参加した者（生活保護受給者）のうち、就労・増収した者の割合をR7年度までに50%）を参考に設定。	本市実績による
34	341	特定健康診査（吹田市国保健康診査）の受診率	60%	市民による健康づくりの推進を図るため、生活習慣病の予防や重症化防止の取組の1つとして、特定健康診査の受診率を向上させる必要があることから、指標として設定。	国の示した市町村国保の目標値に合わせ設定。 ※算出式 40～74歳の健診受診者数／40～74歳の吹田市国民健康保険加入者数×100	本市実績による
35	341	吹田市30歳代健診及び国保健診の問診において、「運動や食生活などの生活習慣を改善するつもりはない」と回答した人の割合 [生活習慣改善に取り組む市民の割合]	男性： 25.0% 以下 [58%] 女性： 17.0% 以下 [65%]	無関心層も含めたすべての市民が、自身のライフスタイルに合わせて生活習慣をよくする意識をもつことをめざし、健康無関心層を減らす指標を設定。 【個別計画との整合性により見直し】 健康すいた21（第3次）策定の際に、改訂前の指標と対になる「生活習慣を改善するつもりはない人」に焦点をあて、健康無関心層を減らすことを測る指標に変更。	H28年度からR2年度までの平均減少率を参考に設定。	本市実績による
36	341	受動喫煙にあわなかったと答えた人の割合	40%	【新規追加】 スモークフリーシティ（たばこの煙のないまち）の実現をめざす中で、その状態を客観的に判断できる指標として設定。	スモークフリーに関する啓発、協賛制度の創設による機運醸成や、健康増進法に基づく指導などにより割合の増加を見込む。	本市調査による 「あなたはこの1か月間に受動喫煙の機会がありましたか。」の設問に対し「受動喫煙の機会はありません」と答えた人の割合

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 []内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の典拠・ 定義など
37	342	結核罹患率 (人口10万対)	6.0以下	【新規追加】 保健所設置により新たな施策を設定したことに伴い、新規に指標を設定。結核は予防や治療等の個別対応、まん延防止、さらに人権への配慮など感染症の中でも公衆衛生上重要であり、また、結核は社会経済的に弱い立場にある人の罹患が多く、その対策は不平等を是正するという観点もあることから、結核統計における代表的データである罹患率を指標として設定。	新たに結核患者として登録された者の数(人口10万人当たり)が、順調に漸減したと仮定した値。新型コロナウイルス感染症感染拡大により空気感染対策が充実したことと、罹患率の高い国からの入国が減ったため、R3年度からR4年度までで想定以上に減少したが、今後はその振り返しがありえることを考慮。 なお、R4年の結核罹患率は、全国8.2、大阪府12.7。	本市実績による
38	343	地域医療推進に関する講演会などの参加者数(累計)	1,600人	市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、在宅医療の推進や、かかりつけ医の定着促進に関する啓発が重要であることから、指標として設定。	H29年度に初回のシンポジウムを開催し、以後、シンポジウムは保健医療計画の初年度及び中間年に開催。その間は講演会を開催。シンポジウム:200人×4回、講演会:100人×8回を見込む。	本市実績による
39	343	かかりつけ医をもつ人の割合	60%	市民が健康に関することを気軽に相談でき、必要に応じて適切な医療機関を紹介してもらえる、かかりつけ医をもつことが重要であることから、指標として設定。 【他指標の補足のため追加】 No.38「地域医療推進に関する講演会などの参加者数(累計)」が感染症の影響を受けやすい指標であることを鑑み、施策の進捗状況を把握するため指標を追加。	医療に関する市民アンケート調査における過去の実績値の増加率から算出。 H28年度が55.3%、R2年度が57.0%で、4年間で1.7ポイント、年0.4ポイント増加していることから、同等の増加率を維持するとして目標値を設定。 なお、R2.7の全国値は55.2%。	本市調査による
40	344	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数	1,035件 [180件]	健都を生かした健康づくりの取組を推進するため、さまざまな運動プログラムや健康イベントなどを継続的に実施していくことが重要であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により見直し】 指定管理者制度導入により目標値を見直し。	健都ライブラリー年間開館日数345日×3回/日(朝昼晩)	本市実績による

大綱4 子育て・学び

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
41	411	保育所などの待機児童数	0人	働きながら子育てができる環境の整備状況を表す指標として設定。	待機児童を解消するとして目標値を設定。	本市実績による
42	412	「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数	5,000人	子育て支援サービスを効果的に実施するため、子育て支援サービスと利用者を適切につなげることが重要であり、コンシェルジュの利用促進を図る必要があることから、指標として設定。	子育て支援コンシェルジュを置くことで、相談しやすい環境を整え、利用者の増加を見込む。	本市実績による
43	412	乳幼児健診の問診における今後もこの地域で子育てをしていきたいと思う親の割合	98%	【新規追加】 妊娠前から子育て期にわたる情報発信、交流や遊びの場、相談機関、さまざまな支援サービス等の充実、本市で子育てをしたいと思う背景要因と考えられることから指標として設定。	H29年度が95.9%で、その後毎年約0.1ポイントずつ上昇推移しているため、今後も同様に上昇すると見込み、設定。なお、R2年度全国1位の自治体97.4%を上回る目標値。	国の健やか親子21(第2次)(国民運動計画)の取組評価指標。全国統一の質問を乳幼児健診時に実施した回答。
44	413	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、助産師、民生委員・児童委員などが訪問や面談を行った割合 [生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、民生委員・児童委員などが訪問し面談を行った割合]	100% [80%]	保護者の孤立化の防止や育児に関する不安の軽減、虐待の未然防止・早期発見のため、乳児のいる家庭を訪問・面談し、必要に応じて適切な支援につなげることが重要であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により文言を一部修正】 実施者に「助産師」を加えるとともに、R4年度から出産・子育て応援事業が始まり、本事業においては訪問が必須ではなく、乳児がいる家庭とのつながりをもつことを目的としていることから、「訪問し面談」から「訪問や面談」に修正。それに伴い目標値を見直し。	すべての家庭への訪問・面談を行うことをめざす。 ※算出式 家庭訪問や面談を行った家庭数/生後4か月までの乳児がいる家庭数×100	本市実績による
45	413	「ひとり親家庭就業相談」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合 [[ひとり親家庭相談]における就業相談の利用により就業につながったひとり親の人数]	100% [50人]	ひとり親家庭の経済的自立を図るため、就業支援を行うことが重要であることから、指標として設定。 【数量→割合に変更】 就業支援(自立支援プログラム等)の利用者数に対する成果を示すことにより、有効性を分かりやすくするため、人数から割合に変更。	すべての就業支援利用者が就職につながることをめざす。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
46	421	授業で学習したことが将来社会に出た時に役に立つと思う小・中学生の割合	小:95% 中:86%	主体的に学習する姿勢を身につけるため、目的意識をもつことが重要であることから、指標として設定。	全国で1位の都道府県(※)の割合と同等となることをめざす。 ※秋田県:小95%、中86%(H29年度)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」による
47	421	学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合	小:92% 中:86%	教育内容の充実や良好な人間関係などにより、学校へ行くのが楽しいと感じられている状況を表す指標として設定。	全国で1位の都道府県(※)の割合と同等となることをめざす。 ※和歌山県:小92%、秋田県・山口県:中86%(H29年度)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」による
48	421	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う小・中学生の割合	100%	【新規追加】 本市としていじめ対策に力を入れて取り組んでいることから、指標として設定。	いじめはどの学校・学級でも常に起こり得るものと認識しているが、まずは児童・生徒がいじめをしてはいけないと意識することが重要であることから、100%をめざす。	文部科学省「全国学力・学習状況調査」による
49	422	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	100% (R7年度まで) [R6年度まで]	建設から30年を経過した校舎や体育館が全体の約9割を占めており、安全で快適な学校教育環境の整備を図るため、校舎などの老朽化対策が必要であることから、指標として設定。	老朽化対策が必要な施設(校舎:47校、体育館:41校)の改修を計画どおり完了することをめざす。 ※算出式 改修が完了した学校数/改修を行う学校数×100	本市実績による
50	422	小・中学校のトイレ改修の実施率	100% (R2年度まで)	快適な学校教育環境の整備を図るため、学校のトイレの改修工事が必要であることから、指標として設定。	すべての小・中学校(H27開校の千里丘北小学校を除く)で改修工事が計画どおり完了することをめざす。 ※算出式 改修が完了した学校数/改修を行う学校数×100	本市実績による
51	431	青少年指導者講習会の年間受講者数	350人	青少年の健全育成を図るため、地域での見守りが重要であり、青少年指導者や見守り活動等のボランティアを養成する必要があることから、指標として設定。	36小学校のうち、1校区10人程度の受講者をめざす。	本市実績による
52	431	青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数	14万人	青少年の健全育成を図るため、子供たちが仲間をつくり、さまざまな体験・活動や学習をする機会を提供することが重要であることから、指標として設定。	H29年度参加者数13.6万人から毎年約500人増加すると見込み目標値を設定。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
53	432	留守家庭児童育成室の受入及び待機児童数 [留守家庭児童育成室の受入児童数]	受入: 4,600人 待機:0人	放課後などに、児童が安心安全に過ごせる居場所を提供することが重要であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により文言を一部修正】 受入児童数に加え、待機児童が発生しており、ニーズに対する対応状況を表す指標も追加。	留守家庭児童育成室の委託化を進めるなど、室の利用を必要とする児童の増加に対応することによる受入児童の増加を見込む。 待機児童が0人となることでニーズを充足することになるため、待機児童は0人をめざす。	本市実績による
54	432	太陽の広場などの年間参加者数	22.7万人	放課後などに、児童がさまざまな体験や活動を行いながら、安心安全に過ごせる居場所を提供することが重要であることから、指標として設定。	改訂前の計画策定時(H29年度)の1割増を目標値に設定。 ※算出式 太陽の広場参加者数+地域の学校参加者数	本市実績による
55	441	市内大学連携講座の年間延べ受講者数 [市民大学講座の年間受講者数]	3,000人	あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、学習機会の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により文言を一部修正】 講座名称等を修正。	各講座予定人数の3,000人を目標値とする。	本市実績による
56	442	地区公民館の年間利用者数 (オンラインによる講座受講者を含む) [地区公民館の年間利用者数]	46.6万人	生涯学習活動を行える場の提供を行うとともに、学習支援の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により文言を一部修正】 「オンラインによる講座受講者を含む」との文言を追加。	H27年度利用者数46.1万人から毎年500人増加(H27年度実績を100として毎年0.1%ずつ増加)するとして計算し目標値を設定。	本市実績による
57	442	図書館の年間入館者数	222万人	生涯学習活動において、図書館が大きな役割を担っていると考えられることから、指標として設定。	改訂前の計画策定時(H29年度)の千里丘図書館の入館実績値(20万人)から、千里丘図書館と蔵書数がおおよそ同規模となる健都ライブラリー、北千里分室から移転後の北千里図書館の入館者の増加見込数を算出し、目標値を設定。	本市実績による
58	442	市民1人当たりの図書館資料(電子書籍を含む)の年間貸出数	12点	【新規追加】 No.57「図書館の年間入館者数」をハード面の指標とし、蔵書図書118万冊、電子書籍3.2万点(R4年度時点)の資料の1人当たりの貸出点数をソフト面の指標として新たに設定。H29年度は電子書籍を含まない実績値。	吹田市立図書館サービス基本計画に基づき、市民1人当たりの年間貸出点数12点(1か月に1点は利用)をめざす。 なお、中核市の市民1人当たりの年間貸出数(電子書籍は含まず)は平均4.13点(都市要覧R3年度版)で、吹田市は全国4位。	本市実績による

大綱5 環境

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の典拠・定義など
59	511	市域の年間エネルギー消費量	13.1PJ 以下	節エネルギー、省エネルギー機器導入及び太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及の取組を総合的に把握する指標として設定。	地球温暖化対策新実行計画に基づき目標値を設定。	本市実績による
60	511	市域の年間温室効果ガス排出量	1,092千 t-CO ₂ 以下	【新規追加】 市域の地球温暖化対策の効果を把握することを目的として、指標として設定。	R10年度までに市域の温室効果ガス排出量をH25年度比で、50%以上削減することをめざす。 ※算出式 エネルギー消費量×排出係数	本市実績による
61	511	市域の太陽光発電システム設備容量(累計)	3.5万kW	再生可能エネルギーの普及啓発の成果を表す指標として設定。	地球温暖化対策新実行計画に基づき目標値を設定。	本市実績による
62	512	「マイバッグ」の持参率	87% [80%]	ごみの排出抑制を図るため、環境負荷の軽減に向けたライフスタイルの見直しなどに関する市民への啓発が重要であることから、指標として設定。 【個別計画との整合性により見直し】 一般廃棄物処理基本計画においてR10年度の目標を87%に引き上げたことにより目標値を見直し。	一般廃棄物処理基本計画に基づき設定。 ※算出式 レジ袋をもらわなかった商品購入者/商品購入者×100 (市内の「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」締結店舗における割合)	本市実績による
63	512	市民1人当たりの1日のごみ排出量	760g 以下	ごみの減量に向けた取組の成果を表す指標として設定。	R10年度までに市民1人当たりの1日のごみ排出量をH22年度比で20%削減することを目標として値を設定。	本市実績による
64	513	公害に関する苦情を解決した割合	80%	安全で健康な生活環境を保全するため、公害が発生しないよう、事業者などに対する助言や指導が重要であることから、指標として設定。	安全で健康な生活環境を維持するため、苦情はすべて解決されることが望ましいが、内容や受付時期により年度内の解決が困難な場合もあるため、H24年度からH28年度までの過去5年の苦情の受付・対応状況や解決割合などを踏まえ、目標値を算出。	本市実績による
65	513	「環境美化推進団体」の団体数	60団体 [40団体]	良好な生活環境の維持などを図るため、市民の美化意識の向上が重要であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により見直し】 R4年度に42団体となり、当初の目標値の40団体を達成。環境美化推進のためには、さらなる市民、事業者との連携が必要であり、目標値を見直し。	啓発などによる年3団体程度の増加を見込む。	本市実績による

大綱6 都市形成

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・定義など
66	611	まちづくりのルール(地区整備計画)の策定地区数・面積	78地区・280ha [75地区・230ha]	地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、必要に応じてまちづくりのルールを定めることが重要であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により見直し】 魅力ある、地域らしさを備えた都市空間の形成をより一層推進するため、目標値を見直し。	地区整備計画のさらなる増加をめざし、大規模開発事業等の動向を見据え、改訂時(R4年度)を起点として2年ごとに1地区程度(1地区当たり1ha程度)の増加を見込む。	本市実績による
67	611	景観に関するルール(景観重点地区)の指定地区数・面積	40地区・150ha	地域の特性を生かし、良好な景観形成を図るため、必要に応じて景観に関するルールを定めることが重要であることから、指標として設定。	重点地区の増加をめざし、過去の推移を踏まえ、年2地区程度(年6ha程度)の増加を見込む。	本市実績による
68	612	住宅の耐震化率	95%	良好な住環境の形成を図るため、災害に強いまちづくりを進めることが重要であり、市内住宅の耐震化を図る必要があることから、指標として設定。	国や大阪府の方針を踏まえ、住宅の耐震化率を95%以上とすることをめざす。 ※算出式 耐震性を満たす住宅数/住宅総数×100	総務省「住宅・土地統計調査」を利用した推計値
69	612	空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合	10%以下	良好な住環境の形成を図るため、適正に管理されていない状態で放置された空き家を減らすことが重要であることから、指標として設定。	大阪府住まうビジョンに基づき、腐朽・破損のある空き家の割合を減らすことをめざす。	総務省「住宅・土地統計調査」による
70	612	倒壊の危険がある空家等の数	解消	良好な住環境の形成を図るため、適正に管理されていない状態で放置された空き家を減らすことが重要であることから、指標として設定。 【他指標の補足のため追加】 No.69「空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合」が5年おきの調査のため追加。	空家等対策計画2020に基づく重点取組として、R4年度末に把握している特定空家等及びそれに準ずる状態の危険空家26件を解消する。	本市調査による
71	612	長期修繕計画に基づく修繕積立をしているマンション管理組合の割合	75%	【新規追加】 「マンションの適正な維持管理への支援」を施策内容に新たに追加し、良好な住環境の形成を図るため、マンションが管理不全に陥らないよう、30年以上の長期修繕計画に基づいた修繕工事の実施が重要であることから、指標として設定。	マンション管理適正化推進計画において定める事項として示されている目標値を設定。	本市調査による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 []内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
72	613	公園などの面積	361.6ha	みどり豊かな都市空間の形成のため、まとまったみどりの少ない地域には、公園などの公共のみどりの整備を行う必要があることから、指標として設定。	まとまったみどりの少ない地域などで、公園などの整備を行える可能性のある一定の土地を想定し、目標とする面積を算出。なお、面積は公園、緑地などの合計面積。	本市実績による
73	613	「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数	60 団体	みどり豊かな都市空間の形成のため、道路に面した民有地の緑化などの取組を広げることが重要であることから、指標として設定。	南吹田緑化重点地区で、花やみどりを生かしたまちづくりの推進により、活動団体の増加を見込む。また、同地区での取組の波及効果などにより、他の地域でも団体数が増加することをめざす。	本市実績による
74	621	バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路などの整備延長	17km	安全・快適な道路環境を確保するため、道路のバリアフリー化を進める必要があることから、指標として設定。	重点整備地区内の生活関連経路等（約17km）のバリアフリー化を進め、その後、準生活関連経路等を整備することをめざす。	本市実績による
75	621	都市計画道路の整備率	96%	安全・快適な都市を形成するため、都市計画道路は重要な基盤の1つであることから、指標として設定。	R1年度からの今後10年間で整備を進める都市計画道路を計上し、目標値を算出。 ※算出式 完成済み都市計画道路延長 ／都市計画道路の計画延長 ×100	本市実績による
76	622	水道管路の更新延長	93km	水道施設を適切に維持するため、水道管路の老朽化に対応する必要があることから、指標として設定。	中長期的な水道管路の健全度や事業量の平準化などを踏まえ、老朽化した水道管路の更新を年8km程度のペースで進めることを見込む。	本市実績による
77	622	水道基幹管路の耐震化率	58%	強靱な水道システムを構築するため、地震などの災害リスクを軽減する必要があるため、水道管の中でも重要な役割を担う基幹管路の耐震化率を指標として設定。	基幹管路のうち、送水管・配水本管を中心に管路の重要度に基づき、R1年度からの今後10年間で整備すべき耐震管を計上し（約20km）、目標値を算出。 ※算出式 基幹管路耐震管延長／基幹管路延長×100	本市実績による
78	623	下水道管路の更新及び長寿命化延長	65km	下水道施設を適切に維持管理するため、下水道管路の老朽化に対応する必要があることから、指標として設定。	ストックマネジメント計画に基づき、年3.5km程度ずつ更新などを進めることを見込む。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
79	623	雨水排水施設の整備率（1時間に約50mmの降雨に対応）	55%	豪雨による浸水被害の軽減などを図るため、雨水排水施設の整備を進める必要があることから、指標として設定。	10年に1回程度生じる降雨（1時間に約50mm）に対応できる雨水排水施設の整備に向け、公共下水道事業計画に基づき、雨水排水施設の整備率の向上をめざす。 ※算出式 整備済面積／計画面積×100	本市実績による
80	624	自転車通行空間の整備延長	25km [40km]	安全・快適な交通環境を整備するため、近年増加している自転車利用者にとって安全な通行空間の整備を進める必要があることから、指標として設定。 【個別計画との整合性により見直し】 「自転車利用環境整備計画中間見直し」に基づき目標値を見直し。	「自転車利用環境整備計画中間見直し」に基づき、自転車ネットワーク選定路線である市道約40kmのうち、まずは25kmを目標値として計画的に整備することをめざす。	本市実績による

大綱7 都市魅力

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
81	711	開業率と廃業率の差	3ポイント	地域経済の活性化を図るため、創業の促進や廃業の抑制が重要であることから、指標として設定。	商工振興ビジョン2025に基づき、創業や事業継続に対する支援による開業率の増加や廃業率の減少を見込む。	総務省「経済センサス」による
82	711	市内の事業所数	11,700 事業所	地域経済の活性化を図るため、雇用や定住、地域活力等を生む事業活動が重要であることから、指標として設定。 【他指標の補足のため追加】 No.81「開業率と廃業率の差」は、前回調査との比較により求める値であるが、国の調査方法がR1年度に変更され、前回調査と比較し、No.81の指標の値を把握することが不可能となっているため追加。	働き方の多様化（統計に表れないフリーランスの増加など）や、本市の住宅都市化が進むことにより、事業所数減少の懸念がある中、現状（R3年度）の事業所数の維持を目標とする。	総務省「経済センサス」における市内民営事業所数（事業内容等不詳を除く）
83	711	商店街及び小売市場における空き店舗率	7%以下	地域経済の活性化を図るため、空き店舗の活用などにより、商店街の活性化が重要であることから、指標として設定。	商工振興ビジョン2025に基づき、近年で最も空き店舗率の低かったH19年度実績値以下を目標値とする。 ※算出式 商店街及び小売市場の空き店舗数／商店街及び小売市場の総店舗数×100	本市実績による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の典拠・ 定義など
84	712	JOB ナビすいたを活用した年間就職者数	630人	JOB ナビすいたを活用した就労支援の成果を表す指標として設定。	求職者と人材不足分野の事業者のマッチングの取組の強化などによる就職者の増加を見込む。	本市実績による
85	712	「障がい者就職応援フェア」への参加者数	85人	求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めるため、働く意欲のある障がい者への就労支援の充実が重要であることから、指標として設定。	周知の強化などによる参加者の増加を見込む。	本市実績による
86	721	文化会館（メイシアター）の年間入館者数	50万人	文化の振興を図るため、より多くの市民が文化や芸術にふれることが重要であることから、指標として設定。	入館者数は減少傾向にある中で、文化や芸術にふれる機会の充実などによる入館者の増加を見込む。	本市実績による
87	721	市の文化事業に出演・出展した市民の延べ人数	2,650人	第2次文化振興基本計画に基づき、文化に関する人材育成を測る指標として設定。 【他指標の補足のため追加】 No.86「文化会館（メイシアター）の年間入館者数」が感染症の影響を受けやすい指標であることを鑑み、施策の進捗状況を把握するため指標を追加。	市が実施する文化事業の充実などにより、R4年度実績値の約5%増を見込む。	本市実績による
88	721	外国人等支援施策において支援した延べ人数	500人	【新規追加】 国の施策により市内の外国人が増加しており、支援を充実させる必要があることから、多文化共生の推進の進捗を確認するために追加。	ワンストップ相談センター及び行政通訳派遣のR4年度利用者実績値をベースに、近年の外国人数の増加傾向を踏まえたうえで、他市事例等も参考に、また認知度の低さから潜在的なニーズがあることも想定し、事業認知度のさらなる向上をめざし目標値を設定。	本市実績による
89	722	吹田市立博物館の年間入館者数	3.5万人	文化財の活用において、博物館をより多くの市民が利用することが重要であることから、指標として設定。	改訂前の計画策定時の直近5年間（H25年度からH29年度まで）の入館者数の平均値をもとに目標値を設定。	本市実績による
90	723	スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数	9.5万人	地域におけるスポーツの振興を図るため、スポーツイベントへより多くの人が参加することが重要であることから、指標として設定。	地域のスポーツ関係団体や各競技団体との連携を深めることにより、H29年度の7.5万人から年間参加者数が毎年1,500人程度（約2%）増加するとして目標値を設定。	本市実績による
91	723	「社会体育リーダー」など地域におけるスポーツ指導者の延べ認定者数（累計）	5,000人	地域におけるスポーツの振興を図るため、市民への指導や助言などを行うスポーツ指導者の育成が重要であることから、指標として設定。	指導者はやや減少傾向にある中で、地域のスポーツ関係団体や各競技団体との連携を深め、養成講座の周知の強化などによる、指導者の増加を見込む。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 []内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
92	723	各スポーツ施設及び学校体育施設開放事業の年間延べ利用者数	187万人	【新規追加】 スポーツの振興を図るため、より多くの市民がスポーツに親しむことが重要であることから、スポーツ施設の利用者数を指標として設定。	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、利用者数が減少していたが、R4年度には回復傾向にあり、今後さらなる利用者数の増加を見込み、H29年度(改訂前の計画策定時)の実績を目標値とする。	本市実績による
93	731	すいたフェスタへの協賛・協力団体数 (R1年度までは「吹田まつり」) [吹田まつりへの協賛・協力団体数]	600団体	本市の魅力の向上や新たな魅力づくりを図るため、市民がまちの魅力を改めて感じられる場となっているすいたフェスタの活性化が重要であり、さまざまな団体との連携を進める必要があることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により文言を一部修正】 事業名称を修正。	さまざまな団体への呼びかけによる協賛・協力団体数の増加を見込む。	本市実績による
94	731	すいたフェスタへの来場者数	2万人	【新規追加】 本市の魅力の向上や発信に資する当該取組について、課題や改善点を検討するうえで、より分かりやすくその成果等を把握する必要があることから、指標として設定。	R4年度の実績から、継続的に企画等の改善を行うことで年間約500人の増加を見込み、計画最終年度で目標達成をめざす。	本市実績による
95	731	「情報発信プラザ(Inforestすいた)」への年間入場者数	45万人	本市の魅力の発信を行うため、情報発信プラザ(Inforestすいた)に、より多くの人々が訪れることが重要であることから、指標として設定。	魅力ある企画を継続的に実施することで、年間約5,000人の増加をめざす。	本市実績による
96	731	すいたんを用いたSNSなどのフォロワー数	2.5万人	【新規追加】 「多様な手法による効果的な魅力の発信」を施策の中に位置づけ、本市のさらなる魅力向上と発信に取り組むこととしたことから、指標として設定。	都市魅力に関する情報を発信するSNSのフォロワー数の総数。本市実績の伸び率からの計算及び府内や近隣中核市等の実績と比較したうえで、それを超える数値を設定。	本市実績による
97	732	大学との連携による市民対象の事業やイベントなどの年間実施回数 [大学との連携による事業やイベントなどの年間実施回数]	120回	大学がもつ豊富な人材、情報、技術をまちづくりに活用するため、さまざまな分野で大学との連携を進めることが重要であることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により文言を一部修正】 対象を明確化。	大学や学生団体との情報共有の強化などによる回数の増加を見込む。	本市実績による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 []内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
98	732	連携授業等への参加を契機に市政への参画意欲が向上した学生の割合	70%	【新規追加】 大学との連携事業において、地域の活性化推進の中心となることを期待する大学生の意識向上を図る必要があることから、指標として設定。	取組を進めることで、市政への参画意欲の向上をめざす。	本市調査による
99	732	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベントなど応援イベントへの年間参加者数	10,000人 [5,000人]	本市独自の強みを生かしたまちづくりを進め、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するため、ガンバ大阪を活用したイベントの実施などが効果的と考えられることから、指標として設定。 【取組内容との整合性により見直し】 新たなイベントを拡充して実施していることから、目標値を見直し。	市民ふれあい事業：2,000人、ピッチ体験：1,000人、キッズフォローアップ事業：3,000人、スタジアムフェスタ：4,000人をめざす。	本市実績による

大綱8 行政経営

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 []内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
100	811	財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合 [財政調整基金残高]	20%確保 [100億円]	効果的・効率的な行財政運営の推進を図るため、継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保することが重要であることから、指標として設定。 【数量→割合に変更】 中核市移行など、計画策定後における本市の財政規模の拡大や新型コロナウイルス感染症対応などの不測の事態に備えた実情に応じた指標とするため、割合に変更。	目安として当初予算編成における収支均衡のための調整分でおおよそ15% (=2年度分)、災害や感染症等の不測の事態への対応を含む年度途中の補正予算分でおおよそ5%をそれぞれ見込む。 ※算出式 基金残高 / 標準財政規模 × 100	本市実績による
101	811	公債費比率	10%以下	効果的・効率的な行財政運営の推進を図るため、将来世代への過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努めることが重要であることから、指標として設定。	過去の実績や同規模団体(中核市及び施行時特例市)の状況などを踏まえ、一般に15%が警戒ライン、20%が危険ラインのため、10%を超えない範囲で市債管理することをめざす。 ※算出式 公債費 / 標準財政規模 × 100	本市実績による

※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容


















No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 []内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
102	812	一般建築物の個別 施設計画の策定が 完了した割合	100%	公共施設の最適化を図るため、すべての一般建築物の個別施設計画を策定することから、指標として設定。	公共施設最適化計画（実施編）の計画期間終了時期であるR2年度末までに、すべての一般建築物の個別施設計画の策定をめざす。 ※算出式 個別施設計画を策定した数 ／個別施設計画の策定予定数×100	本市実績による
103	812	公共施設（一般建築物）の改修や建替えをした件数	130件	公共施設の最適化を図るため、改修や建替えなどの対策を図る必要があることから、指標として設定。 【他指標の補足のため追加】 No.102「一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合」は目標を達成したため、計画に基づく実施状況を確認するため指標を追加。	改修や建替えなどの対策が必要となる施設について、個別施設計画に基づき設定。	本市実績による
104	813	職員1人当たりの年間研修受講回数	7回	職員の資質向上や能力開発のため、職員研修が重要であることから、指標として設定。	1人当たりの研修回数が改訂前の計画策定時の現状（H29年度）より増加することをめざす。 ※算出式 延べ年間研修受講者数／全職員数	本市実績による
105	813	年間の時間外勤務時間数が360時間以下の職員数の割合	100%	【新規追加】 ワーク・ライフ・バランスが確保されているかどうかを検証するにあたって、最も分かりやすい指標として設定。	民間企業等に適用される労働基準法の原則規定による。 ※算出式 年間の時間外勤務時間数が360時間以下の職員数 ／全職員数×100	本市実績による
106	814	ICTを活用した行政サービスの稼働 休止時間	0分	行政サービスを安定的かつ効率的に提供するため、情報システムを障害なく運用することが重要であることから、指標として設定。	住民基本台帳や税などの市の基幹的な業務システムが、開庁時間内に障害を起こすことなく、行政サービスを継続的に提供することをめざす。	本市実績による


















※指標名及び目標の欄の[]内は改訂前(R1～R5)の内容

No.	施策	指標名	目標 (R10)	指標として設定する理由 【 】内は改訂時の見直し理由等	目標値の考え方・積算根拠	指標の出典・ 定義など
107	814	電子化対応済の行政手続におけるオンライン申請件数の割合	30%	<p>【新規追加】 行政手続のオンライン化は、本市の自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進の重点取組に位置付けており、市民の時間と場所の制約を緩和するとともに、職員作業についても効率化することに寄与する重要な取組であることから、指標として設定。</p>	<p>市の全手続から電子化対象外の手続（申請件数が極めて少ない、対面必須等）を除いたうえで、電子化対応を進めている。 行政手続を原則すべて電子化し、さらにその利用を拡大していく中で、電子申込システムを利用する手続のシステム利用率を算定し、目標値を算出。R4年度実績は18.4%で、将来的には100%となることを見据え、R10年度までにまずは30%をめざす。 ※算出式 電子申込システムを利用した申込数／全体申込数×100</p>	本市実績による

② SDGs対応政策一覧

内閣府地方創生推進事務局作成の地方創生 SDGs ローカル指標リストを参考に、SDGs の 17 のゴールを達成するための 169 のターゲットが関連する第 4 次総合計画基本計画の各政策について検討(バックカスティング)を行った結果をまとめています。

	大綱	1 人権・市民自治		2 防災・防犯		3 福祉・健康				4 子育て・学び	
		1 平和と人権を尊重するまちづくり	2 市民自治によるまちづくり	1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	2 犯罪を許さないまちづくり	1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	3 地域での暮らしを支えるまちづくり	4 健康・医療のまちづくり	1 子育てしやすいまちづくり	2 学校教育の充実したまちづくり
	貧困をなくそう	●	●	●		●	●	●	●	●	●
	飢餓をゼロに					●		●	●	●	●
	すべての人に健康と福祉を	●		●		●	●	●	●	●	●
	質の高い教育をみんなに	●					●	●		●	●
	ジェンダー平等を実現しよう	●			●	●				●	●
	安全な水とトイレを世界中に			●					●		
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに										
	働きがいも経済成長も	●				●	●	●	●	●	●
	産業と技術革新の基盤をつくろう		●						●		●
	人や国の不平等をなくそう	●				●	●	●	●	●	●
	住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	つくる責任つかう責任										●
	気候変動に具体的な対策を		●	●		●	●	●		●	●
	海の豊かさを守ろう		●								
	陸の豊かさも守ろう										
	平和と公正をすべての人に	●	●	●	●	●	●	●		●	●
	パートナーシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

	大綱	4 子育て・学び		5 環境	6 都市形成		7 都市魅力			8 行政経営
	政策	3 青少年がすこやかに育つまちづくり	4 生涯にわたり学べるまちづくり	1 環境先進都市のまちづくり	1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	2 安全・快適な都市を支える基盤づくり	1 地域経済の活性化を図るまちづくり	2 文化・スポーツに親しめるまちづくり	3 市民が愛着をもてるまちづくり	1 行政資源の効果的活用
 1 貧困をなくそう	●	●	●	●	●	●	●			●
 2 飢餓をゼロに			●	●	●		●			
 3 すべての人に健康と福祉を	●	●	●			●	●	●		●
 4 質の高い教育をみんなに	●	●	●				●	●		
 5 ジェンダー平等を実現しよう	●	●					●			●
 6 安全な水とトイレを世界中に			●	●	●	●				
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに			●	●		●	●			
 8 働きがいも経済成長も	●	●	●				●	●	●	●
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう			●	●	●	●	●			●
 10 人や国の不平等をなくそう	●	●			●		●	●		●
 11 住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
 12 つくる責任 つかう責任			●	●		●	●		●	●
 13 気候変動に具体的な対策を	●	●	●	●	●	●				●
 14 海の豊かさを守ろう			●	●	●	●				
 15 陸の豊かさも守ろう			●	●	●					
 16 平和と公正をすべての人に	●	●					●	●	●	●
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

③ 用語集

※太字の用語は改訂版で追加したもの

	用語	説明	掲載箇所
あ 行	ICT	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。	序論、1-2 市民自治 4-2 学校教育 8-1 行政経営
	ICT リテラシー	ICT を適切に活用する能力のこと。単なる技術的な知識の有無だけでなく、利用にあたっての利点や、その一方で危険性・影響等を十分に理解したうえで判断できる能力全般をさす。	序論
	IoT	Internet of Things の略。モノのインターネット。従来のパソコンやスマートフォンなどの通信機器だけでなく、家電製品や自動車等、さまざまなモノにインターネット通信機能をもたせることによって、インターネット経由で情報のやりとりを行い、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。	序論
	青色防犯パトロール	警察から青色回転灯を装備した自動車による自主防犯活動を適正に行うことができる旨の証明を受けた団体が実施するパトロール。	2-2 防犯
	赤字地方債	臨時財政対策債など、財源不足に対応するため特例的に発行する市債。	財政運営の基本方針
	RPA	Robotic Process Automation の略。パソコン等の操作において、あらかじめ設定した手順に従って、定型的な処理を自動化する技術。画像認識等の先端技術を活用することで、従来のような高度なプログラミング技術をもたなくても利用可能となっている。	序論
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）及び難病患者に対し、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出時においても必要となる介護を提供する事業。	3-2 障がい者福祉
	医薬基盤・健康・栄養研究所	医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所を統合し、平成 27 年度（2015 年度）に設立された厚生労働省所管の独立行政法人。医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、国民の健康の保持及び増進に関する調査、研究、国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行う。 国立健康・栄養研究所については、令和 4 年度（2022 年度）に北大阪健康医療都市（健都）へ移転。	3-4 健康・医療
	医療イノベーション	医薬品や医療機器などをはじめとする最先端の医療技術の実用化など、医療分野における革新的で新しい価値を創り出すこと。	3-4 健康・医療
	インクルーシブ教育	障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと。障害者の権利に関する条約においては、インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件として、①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②障がいのある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること、③障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整（合理的配慮）が提供されることなどが示されている。 ユネスコの理念としては、「人間の多様性を尊重し、障害のあるなしや国籍や人種、性差や経済状況も関係なく、共に学び、共生社会の実現をめざそうとする教育のこと」ともう少し大きな意味で定義づけている。	4-2 学校教育

※太字の用語は改訂版で追加したもの

	用語	説明	掲載箇所
あ 行	雨水排水施設	降水により発生した表面水を収集し、河川に放流するための施設。雨水ます、雨水管きよ、ポンプ施設によって構成される。浸水被害の軽減を図る、雨水を貯留・排水する増強管（貯留管）や増強ポンプなども含まれる。本市では、雨水レベルアップ整備事業として、10年に1度の雨（1時間に約50mm）に対応できる施設の整備を進めている。	6-2 都市基盤
	AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間がもっている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。	序論
	SDGs	Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標のこと。2015年に国連で合意された持続可能な開発のための2030アジェンダの一環として策定。17のゴールと169のターゲットから構成される、誰一人取り残さない、よりよい世界をめざす国際目標。	序論 進行管理
	温室効果ガス	地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収し、その一部を再放射することで気温上昇を起こす原因となる気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、フロン類（ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）、三フッ化窒素（NF ₃ ））が規定されている。	序論 5-1 環境
か 行	核家族	夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯をさす。	1-2 市民自治 3-3 地域福祉 4-1 子育て 4-3 青少年
	環境美化推進重点地区	環境美化の促進を図るため、公共の場所でのポイ捨てを禁止し、対策を特に必要とする地域。	5-1 環境
	環境美化推進団体	自分たちの住むまちの環境美化活動を自ら実践するとともに、市と連携して啓発活動などを行う5人以上の環境美化推進員で構成する団体。	5-1 環境
	官民連携	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。	6-2 都市基盤
	GIGA スクール構想	Society 5.0時代に生きる子供たちの未来を見据え、ICT環境の自治体間格差をなくし、全国一律で児童・生徒向けの1人1台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。GIGAは、Global and Innovation Gateway for Allの略。	序論
	気候変動	さまざまな要因によって地球上のエネルギーの流れや収支が変化し、気候がさまざまな時間スケールで変動すること。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があり、人為的な要因の一つとして人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加があるとされる。	序論 2-1 防災 5-1 環境
	北大阪健康医療都市（健都）	JR岸辺駅北側、「健康と医療」をコンセプトとしたまちづくりを進めている、約30haのエリア。愛称：健都（けんと）。国立循環器病研究センター、医薬基盤・健康・栄養研究所を中心に、医療やヘルスケア関連企業等との産学連携による革新的な医療技術・機器等の開発を進めており、循環器病の予防と制圧、健康寿命の延伸などに取り組んでいる。	3-4 健康・医療 7-1 地域経済
	行政評価	市が実施した取組の成果や進捗状況を客観的な評価基準に基づき、把握・分析すること。	進行管理、個別計画 8-1 行政経営

附属資料

3 用語集

※太字の用語は改訂版で追加したもの

	用語	説明	掲載箇所
か 行	業務継続計画	人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画に定められた災害対応業務及び災害時においても優先的に実施すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。	2-1 防災
	グループホーム	高齢者や障がい者などが地域社会の中で自立した生活を営むため、介護従事者のサポートを受けながら、少人数で共同生活を送る住まいの場。	3-2 障がい者福祉
	景観重点地区	重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地域等で、景観形成地区と景観配慮地区の2種類。景観形成地区は、土地所有者等の意見を聞いて指定し、地区の特性に応じた地区ごとの景観形成基準を定めている。	6-1 都市空間
	経常収支比率	経常的な収入のうち、義務的経費などの支出に使われる費用の割合を表す指標。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるといえる。	財政運営の基本方針
	健康危機管理体制	医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務にあたる体制のこと。	3-4 健康・医療
	健康寿命	世界保健機関(WHO)が平成12年(2000年)に提唱した指標。一般に、健康状態で生活することができる平均期間又はその指標の総称をさす。健康日本21(第2次)では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定められている。その期間を可能な限り長くできるように、平均寿命と健康寿命の差を縮めることが重要。	3-4 健康・医療 7-2 文化・スポーツ
	公共施設の最適化	市が保有する公共施設(学校、保育所、公民館などの一般建築物、道路などのインフラ系施設、ごみ焼却場などのプラント系施設など)について、人口動向の変化や各施設の老朽化などに対応しながら限られた予算の中で最適な整備・配置・維持保全などを行うこと。	8-1 行政経営
	公債費	地方自治体が借り入れた地方債の元金の償還(返済)及び利子の支払いに要する経費。なお、令和4年度(2022年度)普通会計における本市の公債費は約65.2億円。	財政運営の基本方針
	公債費比率	公債費の標準財政規模に対する割合で、収入の中で市債の元利償還額がどのくらい占めるかを表す指標。	財政運営の基本方針 8-1 行政経営
	高度救助隊	大規模災害などに迅速かつ確に対応できるように、高度救助資機材などをもち、人命の救助に関する専門的で高度な教育を受けた隊員で編成された救助隊。	2-1 防災
	合理的配慮	障がい者から意思が伝えられた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応を行うこと。	序論 3-2 障がい者福祉
国立循環器病研究センター	全国に6つある国立高度専門医療研究センター(ナショナルセンター)の1つで、心臓病や脳卒中、高血圧などの循環器病を専門に世界最先端の治療と研究を行っている厚生労働省所管の独立行政法人。心臓移植などの高度な医療分野において国内外で指導的な役割を果たす。令和元年度(2019年度)に北大阪健康医療都市(健都)へ移転。	3-4 健康・医療	

※太字の用語は改訂版で追加したもの

	用語	説明	掲載箇所
か行	子育て支援 コンシェルジュ	子育てに関する相談に応じる専門の職員。本市では、のびのび子育てプラザなどに配置している。	4-1 子育て
	個別施設計画	公共施設総合管理計画に基づき、市が保有する公共施設（学校、保育所、公民館などの一般建築物、道路などのインフラ系施設、ごみ焼却場などのプラント系施設など）について、個別の施設ごとに施設の特性に応じた維持管理・更新などの取組内容などを整理した計画のこと。	8-1 行政経営
さ行	災害時要援護者	大規模災害の発生時や災害のおそれがあるときに、高齢者や障がい者など、避難する際に支援を必要とする人で、家族などの支援だけでは避難することができない、または家族などの支援を受けられない人。	3-3 地域福祉
	災害対応 オペレーションシステム	災害時、迅速かつ的確な判断と指示に基づき対策を実施するため、災害情報の一元的な把握・処理や、ヘリコプターやドローン等の映像による情報共有ができる総合的な防災情報共有システム。本システムにより、迅速かつ一元的に状況認識の統一が可能となる。	序論 2-1 防災
	災害情報システム	市役所が発出する避難指示などの災害関連情報を多数の放送局やインターネット事業者など多様なメディアに対して一斉に送信する共通基盤。	序論 2-1 防災
	災害時応援協定	行政機関と民間事業者または他の行政機関との間であらかじめ協定書を交わし、災害時における人的・物的支援についての協力を確保するためのもの。	2-1 防災
	災害廃棄物	自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。	5-1 環境
	財政調整基金	地方自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。	財政運営の基本方針 8-1 行政経営
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められている燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの 20 種類の廃棄物。	序論 5-1 環境
	ジェンダー アイデンティティ	性自認のことで、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。	1-1 平和・人権
	市債	公共施設や道路などの整備に充てた借入金で、市が発行する地方債のこと。公共施設等は将来にわたって使用できることから、世代間の負担を公平にする役割を果たす一方、後年度の財政負担を増加させる要因となる。なお、令和4年度（2022年度）普通会計における本市の市債年度末残高は約 570.8 億円。	財政運営の基本方針
	自主消火組織	大規模地震の発生時における地域での初期消火活動を目的とし、可搬式の消防ポンプを配置した組織。	2-1 防災
	自主防災組織	災害発生時の市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動を推進するため、町内会や自治会などを単位として自主的に結成された組織。啓発活動や防災訓練を行う。	2-1 防災
	自転車通行空間	自転車が通行するための道路、または道路の部分で、自転車道や自転車専用通行帯、自転車走行を誘導する路面標示など。	6-2 都市基盤
市民公益活動	ボランティアなど、市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動。	序論 1-2 市民自治	

※太字の用語は改訂版で追加したもの

	用語	説明	掲載箇所
さ 行	市内大学連携講座	市民の教養を深める学びの場として、市内大学との連携により大学の特徴を生かして実施している講座。	4-4 生涯学習
	就労継続支援 (非雇用型) 事業所	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。	3-2 障がい者福祉
	受援計画	災害時においてあらかじめ応援を必要とする業務や応援の受入体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して、災害からの早期復旧を図るための計画。	2-1 防災
	受動喫煙	人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。国や自治体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。	3-4 健康・医療
	障がい者就職応援 フェア	本市、ハローワーク淀川、吹田商工会議所の連携による、障がい者の就労支援を目的とした合同就職面接会。	7-1 地域経済
	障がい者就労支援 ネットワーク会議	ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の自立と社会参加を図るため、関係機関の連携により、連絡調整や情報交換を行い、障がい者雇用への理解と啓発を増進し、障がい者の就労を支援することを目的とした会議。	3-2 障がい者福祉
	障がい者手帳	身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた人に交付される身体障害者手帳、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された人に交付される療育手帳、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳の総称。	3-2 障がい者福祉
	上手な医療のかかり方	医師や医療従事者の過度な負担を軽減し、市民が必要なときに適切な医療を受けることができるようにするための方策。例えば、気軽に相談できるかかりつけ医をもつこと、夜間・休日の子供の症状の相談は「# 8000」に電話すること、救急車の適正利用など。	3-4 健康・医療
	小地域ネットワーク 活動	市内にある33の地区福祉委員会による地域住民のつながりづくりを目的としたさまざまな援助活動。「ふれあい昼食会」「いきいきサロン」「子育てサロン」などのようなグループ援助活動や、「見守り・声かけ活動」のような個別援助活動、広報紙発行や研修会の開催などの活動がある。	3-3 地域福祉
	ショートステイ	自宅で介護者が病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、施設等へ短期間入所し、宿泊に伴う入浴、排せつ及び食事の介護等を受けられるサービス。	3-2 障がい者福祉
	小児慢性特定疾病児	生命を長期にわたって脅かす、長期にわたって高額な医療費の負担が続く等の条件を満たす、国が定めた子供の慢性疾患である「小児慢性特定疾病」を患った児童。	序論
	情報発信プラザ (Inforest すいた)	大型複合施設「ららぽーとEXPOCITY (エキスポシティ)」内にある本市のさまざまな都市魅力を発信する施設。「Inforest (インフォレスト)」は、information (情報)、forest (森)、rest (憩う) を組み合わせた造語。	7-3 都市魅力
すいた GRE・EN スクールプロジェクト	本市におけるいじめ防止の施策名称。このプロジェクトのもと、いじめが起こりにくい学校風土の醸成、組織対応の強化に向け、各部局が連携し各種事業や取組を推進している。	序論	

※太字の用語は改訂版で追加したもの

	用語	説明	掲載箇所
さ 行	吹田市民はつらつ元気 大作戦	一人でも多くの高齢者が主体的に介護予防に取り組むことにより、市民の健康寿命延伸が図られるよう、介護予防の普及啓発に力を入れる観点から、教室や講座、健康づくり活動への支援など、介護予防に関するさまざまな取組に愛称をつけたもの。	3-1 高齢者福祉
	吹田版ネウボラ	安心して子育てができるように子育てにやさしいまちをめざし、妊娠中から子育て期までの切れ目ない支援をめざして整備した、子育てに関する総合的な相談体制。 ネウボラは、「フィンランドの妊娠・出産・子育てを継続して支援する仕組み」のこと。本市では、「吹田版ネウボラ」として、保健センター及び保健センター南千里分館に専任の保健師・助産師を、のびのび子育てプラザに専任の相談員を配置し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目ない相談支援を平成 28 年度（2016 年度）から実施。	4-1 子育て
	水道基幹管路	水道管の中でも重要な役割を担う管路。導水管（水源から浄水場まで水を送る水道管）、送水管（浄水場から配水池まで水を送る水道管）、配水本管（配水池から各家庭に水を送る水道管のうち、幹線の役割を有するもの）をさす。	6-2 都市基盤
	スクールカウンセラー	いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応のひとつとして、生徒の心のケア、保護者・教職員へアドバイスなどを行う人。本市では大阪府事業によりすべての中学校に臨床心理士資格を持つスクールカウンセラーを配置している。	序論
	スクールソーシャル ワーカー	いじめ、不登校、虐待等の個別課題を有する児童・生徒、保護者及び学校への支援を行うとともに、福祉の視点から子供と家庭を支える人。社会福祉士または精神保健福祉士等の資格を有している。	序論
	生活衛生関連事業者	国民の日常生活に密接に関係している、国が指定した 18 業種の事業者のこと。いずれの営業も食品衛生法及び理容師法、旅館業法、クリーニング業法など個別の業法の規定により保健所の許可または保健所への届出が必要となる。	3-4 健康・医療
	生活習慣病	食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病。主な生活習慣病には、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などがある。	3-4 健康・医療
	性的指向	人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念のこと。	1-1 平和・人権
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。	5-1 環境 6-1 都市空間
	ゼロカーボンシティ	令和 32 年（2050 年）に二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体。	序論
Society5.0	国がめざす未来社会の姿。高度な情報通信技術を活用し、現実空間と仮想空間を融合させることで、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を意味する。	序論	
た 行	太陽の広場	放課後に運動場などを活用し、当該小学校区の児童を対象として地域の方等の見守りの中、子供たちが安心して安全に、異年齢での交流を図りながら、自主的にのびのびと活動できる居場所を提供する。	4-3 青少年
	太陽光発電システム	ソーラーパネルを用いて太陽光から発電した電気を家庭などで利用できるようにするシステム。	5-1 環境

附属資料

③ 用語集

※太字の用語は改訂版で追加したもの

	用語	説明	掲載箇所
た 行	脱炭素社会	二酸化炭素の排出を従来よりも低く抑える低炭素社会に対して、二酸化炭素排出量を実質的にゼロにした社会のこと。	序論 5-1 環境
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	7-2 文化・スポーツ
	Wリボンプロジェクト	女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせ、本市独自で考案した「Wリボンマーク」を旗印に、DVや児童虐待に係る講座の開催やマークのピンバッジであるWリボンバッジの販売などを通じて、「あなたはひとりではないSTOP Violence」というメッセージを伝える活動。	1-1 平和・人権
	団塊の世代	第二次世界大戦直後の第一次ベビーブームの時代に生まれた世代。一般的には昭和22～24年（1947～1949年）に生まれた人々をさす。	3-1 高齢者福祉
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。	3-3 地域福祉
	地域子育て支援センター	子育て支援のための地域の総合的拠点。保育所等にこれまで蓄積された子供の遊び・生活・健康などに関する経験やノウハウを生かして地域の保護者や子供たちの支援を行う。育児教室や育児サークルの育成・支援などを行っている。	4-1 子育て
	地域循環共生圏	各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方。	5-1 環境
	地区整備計画	良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、地区計画の目標や方針に従い、道路、公園などの配置や建物の用途、形態などに関する制限などについて、都市計画に定めるもの。	6-1 都市空間
	地区福祉委員会	おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、市内に33組織がある。自治会、高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成されている。小地域ネットワーク活動を中心に、地域の実情に合わせて多彩な活動を行っている。	3-3 地域福祉
	中核市	人口20万人以上の要件を満たす都市（政令指定都市を除く）の事務権限を強化し、できる限り市民に身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。本市は令和2年（2020年）4月1日、中核市に移行。	序論 8-1 行政経営
	中核市災害相互応援協定	中核市各市が、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請に応え、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するための協定。	序論
	長期修繕計画	マンションの性能を維持し老朽化を防止するために、管理組合が作成するマンションの長期的な修繕計画。国土交通省の「長期修繕計画ガイドライン」では、計画期間は30年以上かつ大規模修繕工事が2回含まれる期間以上とされている。	6-1 都市空間

※太字の用語は改訂版で追加したもの

	用語	説明	掲載箇所
た 行	データヘルス	医療保険者が健康医療情報を活用した分析を行ったうえで実施する、加入者の健康状態に即した、より効果的・効率的な保健事業のこと。本市においては、市が保有する個人の健康医療情報を市民の健康増進等に活用する取組を進めている。	3-4 健康・医療
	デジタルデバイド	情報格差ともいう。年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等のICTを利用し使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。	序論 1-2 市民自治 8-1 行政経営
	デジタル・トランスフォーメーション(DX)	デジタル変革のこと。ICTが、あらゆる領域(例えば、産業構造や社会基盤)に影響することによってもたらされる変革。	序論 8-1 行政経営
	特定健康診査 (吹田市国保健康診査)	糖尿病などの生活習慣病の予防を目的とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査。本市では、40歳以上74歳以下の吹田市国民健康保険の被保険者を対象に実施している。	3-4 健康・医療
	都市計画道路	都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の1つ。	6-2 都市基盤
	都市施設	道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。	6-2 都市基盤
	土地区画整理事業	公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業。	6-1 都市空間
	ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や交際相手など、親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、社会的、経済的、性的な暴力なども含まれる。	1-1 平和・人権
な 行	内部統制	住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長が自ら、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること。	序論
	NATS(ナッツ)	隣接した4つの中核市(西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市)の頭文字を西から東に並べたもの。府県の枠組みを超えた都市間ネットワークを形成し、市民サービスの向上や、各市が抱える課題の解決に向け、連携した取組を進めている。	序論 8-1 行政経営
	認知症サポーター	認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行う、「認知症サポーター養成講座」を受講した人。	3-1 高齢者福祉
	認定こども園	就学前児童に教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。	4-1 子育て
は 行	ハザードマップ	河川の氾濫や地震などの自然災害の程度と範囲を示した地図。	2-1 防災
	働き方改革	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。	序論 7-1 地域経済
	パブリックコメント	行政機関が重要な政策などを定めようとする場合に、あらかじめ政策などの案を公表して、その案について広く市民から意見を募集し、その意見を考慮したうえで最終的な意思決定を行う制度。	1-2 市民自治

附属資料

③ 用語集

※太字の用語は改訂版で追加したもの

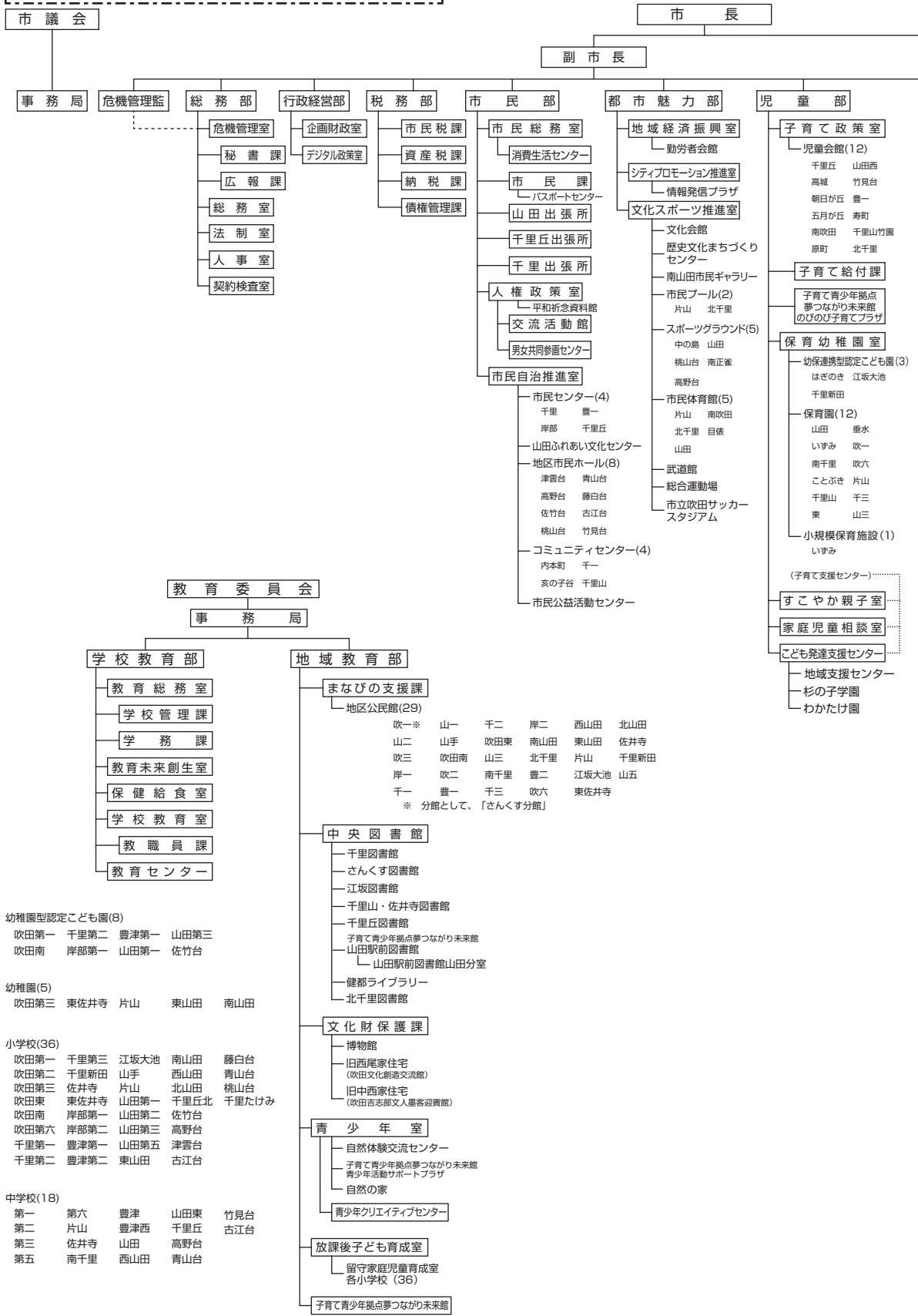
	用語	説明	掲載箇所
は 行	バリアフリー重点整備地区	駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区で、公共交通機関、建築物、道路、都市公園などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区。	6-2 都市基盤
	ビッグデータ	膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報や、インターネットに接続されるさまざまな機器から得られるデータ等、日々生成されるデータの集合をさし、単に膨大だけでなく、リアルタイムに増加・変化するという特徴をもっている。こうしたデータの分析、利活用が進み、産業・学術・行政・防災などさまざまな分野で新たなサービスの創造や将来予測等が行われている。	序論
	BCP	Business Continuity Plan の略。自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画のこと。	2-1 防災
	PDCA サイクル	P (Plan:計画)、D (Do:実行)、C (Check:評価)、A (Action:改善) のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセス。総合計画においては、P (基本構想、基本計画、実施計画の立案)、D (事業実施)、C (行政評価)、A (翌年度の実施計画などへの反映) のサイクルにより進行管理を行う。	進行管理 個別計画 8-1 行政経営
	ひとり親家庭就業相談	就業支援専門員が、ひとり親家庭や寡婦の職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談等 (①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③子供の年齢や生活状況に応じた働き方に関する助言等) を行っている。	4-1 子育て
	標準財政規模	標準的な状態における地方公共団体ごとの収入の規模。普通交付税の算定において、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、独自の取組の影響を除くなど、全国一律の算定式に沿って算出される。なお、令和4年度(2022年度)の本市の標準財政規模は約786.2億円。	財政運営の基本方針 8-1 行政経営
	福祉的就労	障がいのある人が、障がい福祉サービス事業所などの福祉的な支援のある環境で就労すること。雇用契約に基づく就労と雇用契約のない就労があり、障がいの特性に合わせた就労が可能。また、一般就労(企業などでの就労)に進むための支援もある。	3-2 障がい者福祉
	福祉避難所	高齢者や障がい者など、災害時に避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する避難所。社会福祉事業を行う施設などのうち、一定の条件を満たす施設を指定する。	3-3 地域福祉
	武力攻撃事態	「武力攻撃が発生した事態」または「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」をさす。市は、吹田市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、①住民の避難、②避難住民等の救援、③武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。	2-1 防災
	PJ (ペタジュール)	J (ジュール) はエネルギー(熱)量を表す単位であり、1気圧において1gの水の温度を1℃上げるのに必要なエネルギー(熱)量は約4.2Jに相当。P (ペタ) は10の15乗。	5-1 環境
包括外部監査	自治体が最小の経費で最大の効果、組織の運営の合理化を達成するため、弁護士、公認会計士等、外部監査契約を締結できる者の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けることのできる制度。	序論	

※太字の用語は改訂版で追加したもの

	用語	説明	掲載箇所
は 行	ホームタウン活動	Jリーグ加盟クラブによる、それぞれのホームタウン（本拠地）において、地域社会と一体となったクラブづくりと、スポーツの普及及び振興を目的とした活動。地域のイベントへの参加や地域の学校への訪問など、サッカーを通じたさまざまな社会貢献活動が行われている。	7-3 都市魅力
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭、寡婦の経済的自立を図るため、子供の修学や母親または父親自身の技能習得のための資金などについて、必要かつ償還可能であると認められる範囲で貸付を受けることができる制度。	序論
ま 行	マモレポ	学習用端末において、児童・生徒のヘルプサイン（いじめなどで困っていること）を学校、市教育委員会に送信できるツール。	序論
	みどりの協定	みどりの保護及び育成に関する条例に基づき、道路に接する敷地の緑化を推進するため、市民が区域を定めて緑化について市と合意したときに締結する協定。道路境界から一定範囲の植栽については、樹木などの配付の助成制度がある。	6-1 都市空間
	民生委員・児童委員	民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員であり、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねている。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場となって相談・支援を行う。児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるよう、子供や妊産婦、ひとり親家庭に関する相談・支援などを行う。	序論 3-3 地域福祉 4-1 子育て
	メンタルヘルス	心の健康、精神保健のこと。	3-4 健康・医療
	MOTTAINAI（もったいない）	平成16年（2004年）に環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したワンガリ・マータイさんが提唱した言葉。Reduce（ごみ削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）の環境活動の3Rと、地球資源に対するRespect（尊敬の念）が込められている言葉であり、地球環境に負荷をかけないライフスタイルにおけるキーワードとして用いられている。	序論 5-1 環境
や 行	ヤングケアラー	大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っていることで、子供の権利が侵害されている可能性があるおおむね18歳未満の子供。	4-1 子育て
ら 行	ライフコースアプローチ	予測的、予防的に将来の健康のために、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりをいう。	3-4 健康・医療
	留守家庭児童育成室	放課後などに児童が安心安全に過ごせる居場所として、仕事などで保護者が家庭にいない児童を対象に提供される適切な遊びや生活の場。本市ではすべての小学校に設置している。	4-3 青少年
	レジリエンス（回復力）	災害をもたらす外力からの「防護」ととどまらず、経済社会に係る分野を幅広く対象にした、経済社会のシステム全体の「抵抗力」や「回復力」のこと。	2-1 防災
	老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケース。	3-1 高齢者福祉
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。	序論 7-1 地域経済 8-1 行政経営

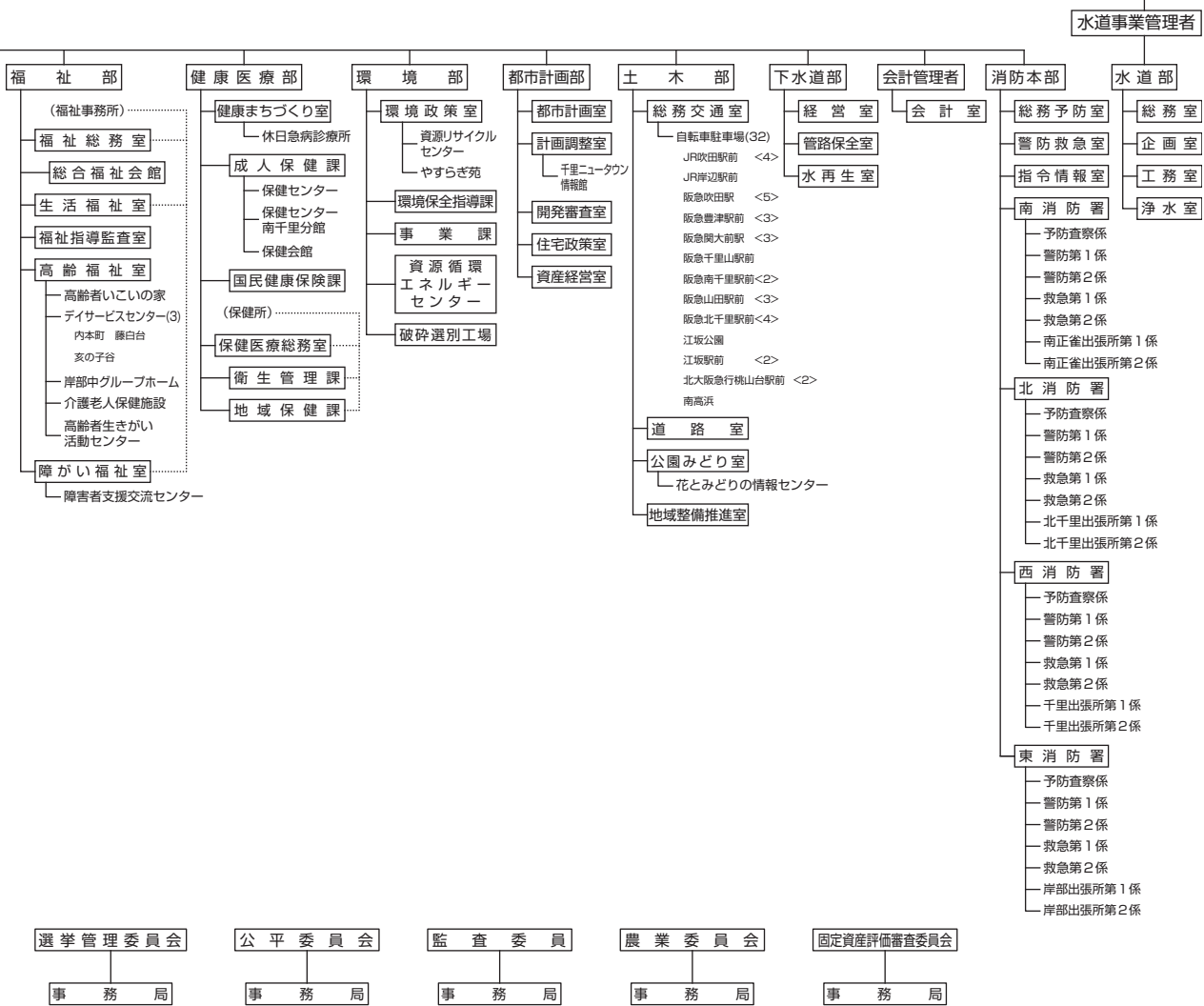
4 行政組織図

吹田市行政組織図 令和6年(2024年)4月1日
()及び〈 〉は施設などの箇所数



附属資料

4 行政組織図



⑤ 第4次総合計画基本構想(平成31年(2019年)3月策定)

基本構想は、平成31年(2019年)3月に策定したものをそのまま掲載しています。

図表データの一部は、最新のものを参考に掲載しています。

なお、平成31年(2019年)以降の元号については、当時、未定であったため、「平成」と表記しています。

▶▶ I. 策定の趣旨

本市は、昭和54年(1979年)に吹田市総合計画を策定して以来、3次にわたる総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

平成18年(2006年)の第3次総合計画策定から10年以上が経過する中で、本市はさまざまな課題に直面しています。世界経済の混迷や東日本大震災のような大規模災害の発生といった社会経済状況の変化は、市民生活に大きな影響を与えています。また、日本全体では人口減少が進む中、本市では、近年、転入超過による人口増加が続いており、待機児童の急増といった課題への対応が求められているところです。さらに、今後、わが国で一層進展する少子高齢化や人口減少は、社会保障費の増大や経済成長の鈍化、地域におけるコミュニティの弱体化など、市政運営や市民生活に大きな影響を与えることが懸念されます。

そのような時代の変化の中で、市民一人ひとりが安心安全で豊かな生活を実感できる社会を築き、それを将来世代へ引き継ぐことができるまちづくりに取り組んでいく必要があります。その取組にあたっては、市民と行政とが、互いの役割と責任を認識しながら、協働により地域の課題に対応していくことが重要です。また、その市民とは住民だけでなく、本市にある学校や職場に通う人、本市で活動する事業者や団体など、さまざまな主体をさします。

こうした視点から、第3次総合計画の目標年次である平成32年度(2020年度)を前に、改めて本市のめざすべき将来像を見通し、本市のまちづくりを推進するための今後10年間の指針として、第4次総合計画を策定します。

▶▶ II. 総合計画の概要

1. 総合計画の役割

平成23年(2011年)の地方自治法改正により、地方自治体における総合計画の策定義務が撤廃されましたが、本市では、自治基本条例で総合計画を策定することを定めています。変化が激しい時代において、進むべき大きな方向を見失うことなく市民や職員が共有できる、市政運営上の基本的な指針となるよう総合計画を策定します。

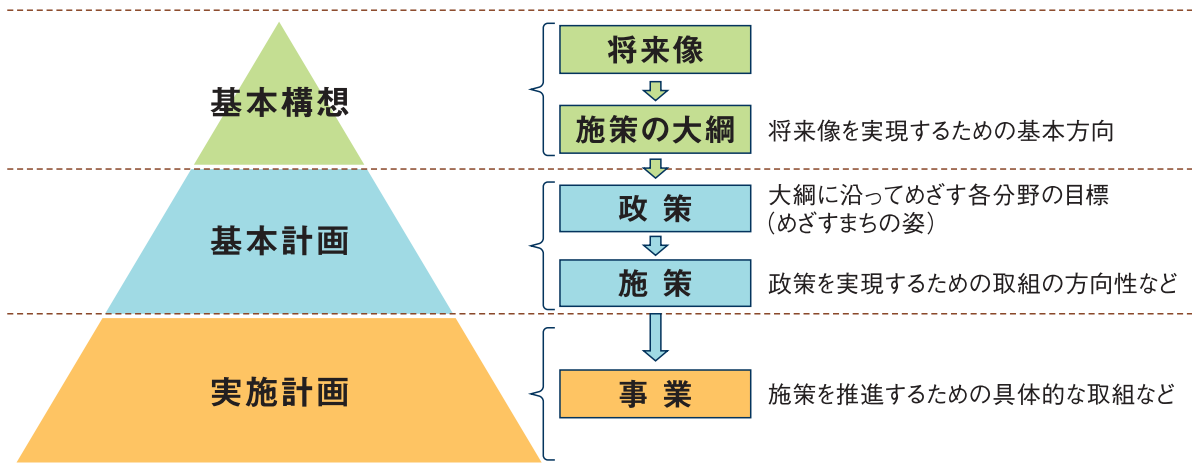
また、総合計画に基づき、各分野におけるさまざまな個別計画の総合調整を行うとともに、PDCAサイクルのもと、取組の成果と課題を確認しながら計画を推進することにより、効果的かつ効率的な行政運営をめざします。

2. 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します(図表Ⅱ-1)。

- 基本構想
基本構想は、本市がめざす将来像とそれを実現するための基本方向を施策の大綱として示します。
- 基本計画
基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱に沿った政策・施策を体系的に示します。
- 実施計画
実施計画は、基本計画で定めた施策を推進する具体的な事業内容と財政計画を示します。

図表Ⅱ-1 計画の構成

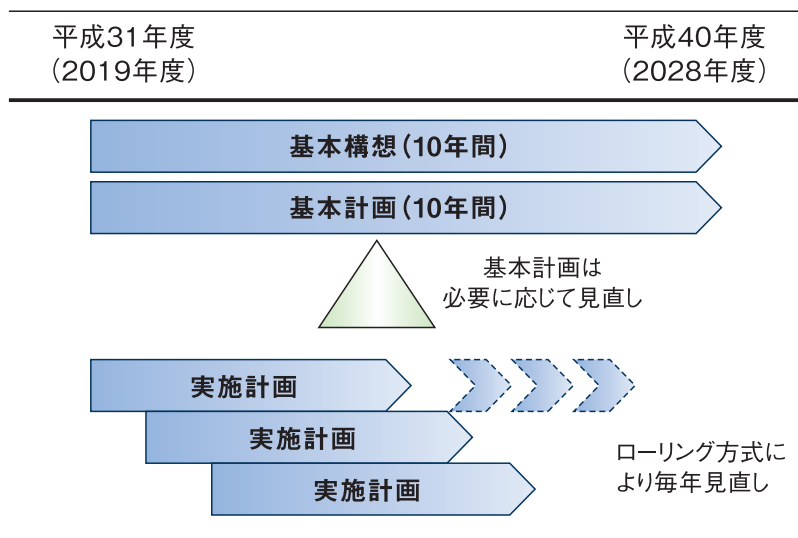


3. 計画の期間

基本構想と基本計画の計画期間は、平成31年度(2019年度)から平成40年度(2028年度)までの10年間とします。

ただし、基本計画については、計画の評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行います。また、実施計画の計画期間は5年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います(図表Ⅱ-2)。

図表Ⅱ-2 計画の期間



▶▶ III. 策定の背景

1. 吹田市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、大阪府の北部に位置し、東は茨木市及び摂津市、西は豊中市、南は大阪市、北は箕面市に接しており、東西 6.3km、南北 9.6km、面積は 36.09km² を占めています。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高 20 m から 116 m のなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川、淀川をつくる標高 10 m ほどの低地から形成されています。

(2) 市の沿革

市域では、水に恵まれた土地であったことを背景にかなり古くから生活が営まれ、さまざまな文化が育まれてきました。明治 9 年(1876 年)の大阪・向日町間の官営鉄道の開通を機に発展が始まり、明治 22 年(1889 年)の有責任大阪麦酒会社(現アサヒビール株式会社)の設立、大正 12 年(1923 年)の国鉄吹田操車場の操業開始により、「ビールと操車場のまち」といわれるようになりました。

また、大正 10 年(1921 年)には北大阪電気鉄道(現阪急電鉄)の十三・千里山間も開通し、大阪市の商工業の発展に伴い、近郊住宅地として市街化が進展してきました。

昭和 15 年(1940 年)には吹田町が隣接する千里村、岸部村、豊津村と合併し、吹田市として市制が施行され、昭和 28 年(1953 年)には新田村の下新田地区と、昭和 30 年(1955 年)には山田村と合併し、ほぼ現在の市域となりました。

昭和 30 年代の高度経済成長期に入ってから、千里ニュータウンの建設をはじめとした宅地開発とそれに伴う都市基盤の整備が進み、人口が急激に増加しました。昭和 45 年(1970 年)には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、本市の存在を広く知らしめました。この博覧会に関連して広域幹線道路や鉄道網をはじめとする都市基盤が整備され、これに伴い大阪都心と直結された江坂地区においては、企業などの集積が進みました。現在は、市域のほぼ全域に市街地が広がり、都市基盤が整った状況にあります。

(3) 都市宣言

本市では、3つの都市宣言を行っており、まちづくりの基本としています。

① 非核平和都市宣言 ー昭和 58 年(1983 年) 8 月

人類共通の願いである恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、非核平和都市であることを宣言しています。

② 健康づくり都市宣言 ー昭和 58 年(1983 年) 10 月

健康は、心ゆたかで活力に満ち充実した生活を営むための市民共通のねがいとし、市民の理解と参加を得て、健康づくり都市の実現に向けて取り組むことを宣言しています。

③ 安心安全の都市(まち)づくり宣言 ー平成 20 年(2008 年) 3 月

市民、企業、行政が力を合わせて、安心してくらすことのできる安全なまち、いつまでも誇りをもって住み続けたいと思えるまちをめざし、取り組むことを宣言しています。

2. 吹田市の特徴

(1) 交通の利便性

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km圏内にはJR新大阪駅や大阪国際空港が位置しており、遠隔地との交通の便に優れています。また、国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。また、平成31年(2019年)にはJRおおさか東線(放出・新大阪間)が開通し、本市にも新たに南吹田駅が設置され、さらなる利便性の向上が期待されています(図表Ⅲ-1)。

このように本市は、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地するうえで有利な条件を備えています。また、大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性は、本市の住宅地としての魅力を高める大きな要因の1つとなっています。

(2) 大学・研究機関・文化施設の充実したまち

本市は5つの大学があり、多くの学生が通うまちです。また、国立循環器病研究センターを中心とした国際級の複合医療産業拠点となる北大阪健康医療都市(健都)の取組が進められているほか、理化学研究所の研究施設など国内有数の研究機関が立地しています。

日本万国博覧会の会場跡地には、みどりに包まれた広域公園があり、日本庭園や自然文化園、国立民族学博物館などのほか、Jリーグガンバ大阪のホームスタジアムである市立吹田サッカースタジアムが整備されています。市域には、市立の博物館や文化会館(メイシアター)なども設置されています(図表Ⅲ-1)。

このように、多くの大学・研究機関や文化施設が立地しており、学術・研究・文化を育む環境が充実しています。

(3) 暮らしを支える生活関連施設

国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院、市民病院などの医療機関が数多く立地して、市民生活の安心を支えています(図表Ⅲ-1)。

また、コミュニティセンターや市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や児童会館、デイサービスセンターなどの福祉施設、図書館や公民館などの社会教育施設、そして体育館や市民プールなどの体育施設など、さまざまな公共施設を地域に配置しています。

図表Ⅲ-1 主要施設など



附属資料

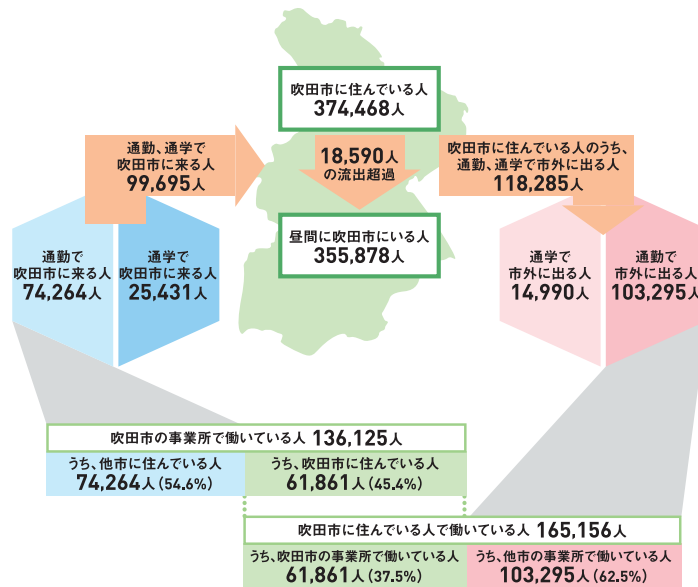
⑤ 第4次総合計画基本構想

(4) 複合型都市

本市は、鉄道網の整備や千里ニュータウンの建設、土地区画整理事業に伴う宅地開発などにより、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。一方、江坂駅周辺では卸売・小売業などの店舗や企業の集積がみられるとともに、市内には多くの大学が立地しています。このように、本市は住宅都市でありながら、多くの企業や大学などを有する複合型都市といえます。

そのため、本市に住む就業者の6割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の5割以上が他市から通勤してきています。また、通学で市外に出る人よりも、通学で本市に来る人が多くなっています。(図表Ⅲ-2)。

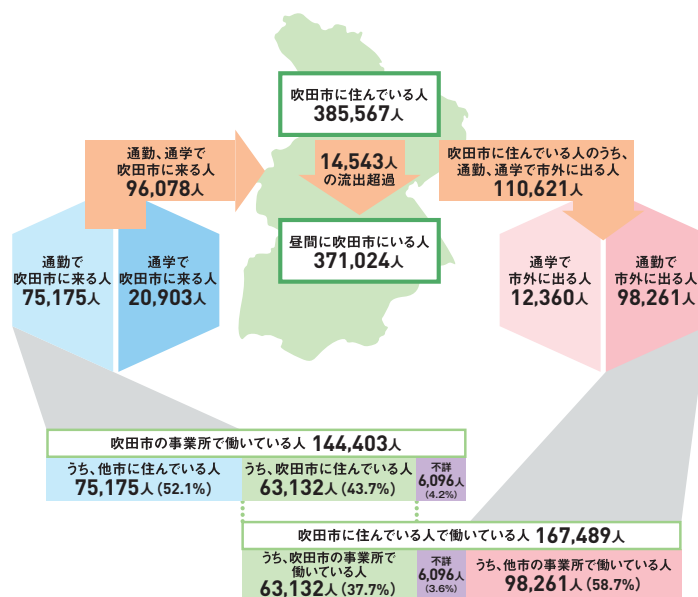
図表Ⅲ-2 通勤・通学の様子



総務省「平成27年(2015年)国勢調査」から作成

※「吹田市在住で従業地が不詳または外国」の人口は、「吹田市在住で市内で従業」及び「吹田市在住で市外で従業」の人口比で按分。「吹田市在住で通学地が不詳または外国」の人口も同様

通勤・通学の様子(令和2年(2020年)時点)



総務省「令和2年(2020年)国勢調査」から作成

(5) 地域ごとに異なる特色

市域北部には、計画的なまちづくりが行われた千里ニュータウンや万博記念公園などにおいてみどり豊かな環境が形成されているとともに、文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。

一方、市域南部には、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能の集積がみられます。さらに、北大阪健康医療都市(健都)においては、医療機関や医療関連企業などが集積する複合医療産業拠点の形成をめざすとともに、健康・医療のまちづくりを進めています。

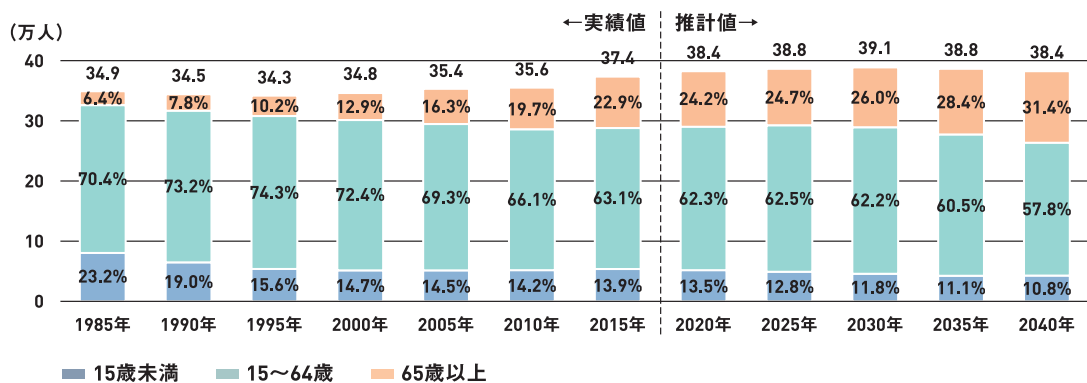
また、かつて水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や神社への参拝者でにぎわった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。

このように、本市は、地域ごとに異なる特色をあわせもっており、それを生かしながらまちづくりが進められてきました。

3. 人口の推移と将来人口の推計

本市の人口は、近年、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、千里ニュータウンの建替えや新たな住宅建設により、当面の間は人口が増加する見込みですが、将来的には人口が減少しはじめると予測されます。人口構造は、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少している一方、老年人口は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。また、高齢者の単独世帯についても、増加していくことが予測されます(図表Ⅲ-3、図表Ⅲ-4)。

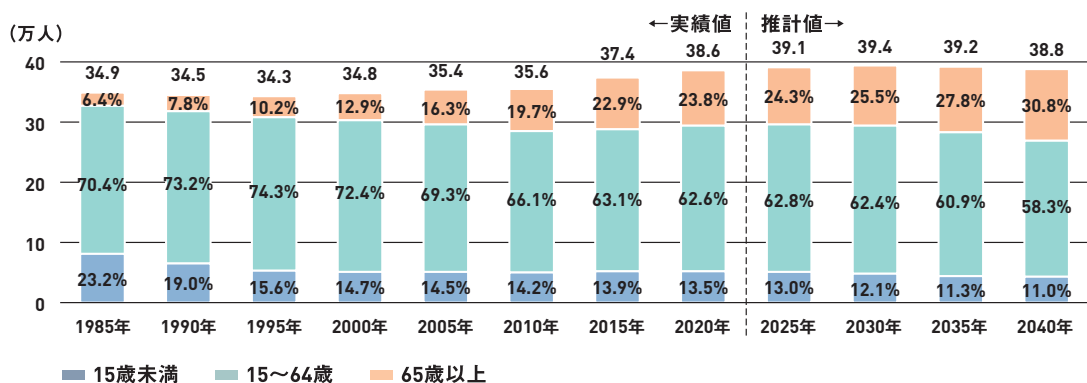
図表Ⅲ-3 吹田市の人口の推移と将来人口の推計



平成 27 年(2015 年)まで総務省「国勢調査」から作成

平成 32 年(2020 年)以降は吹田市「吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

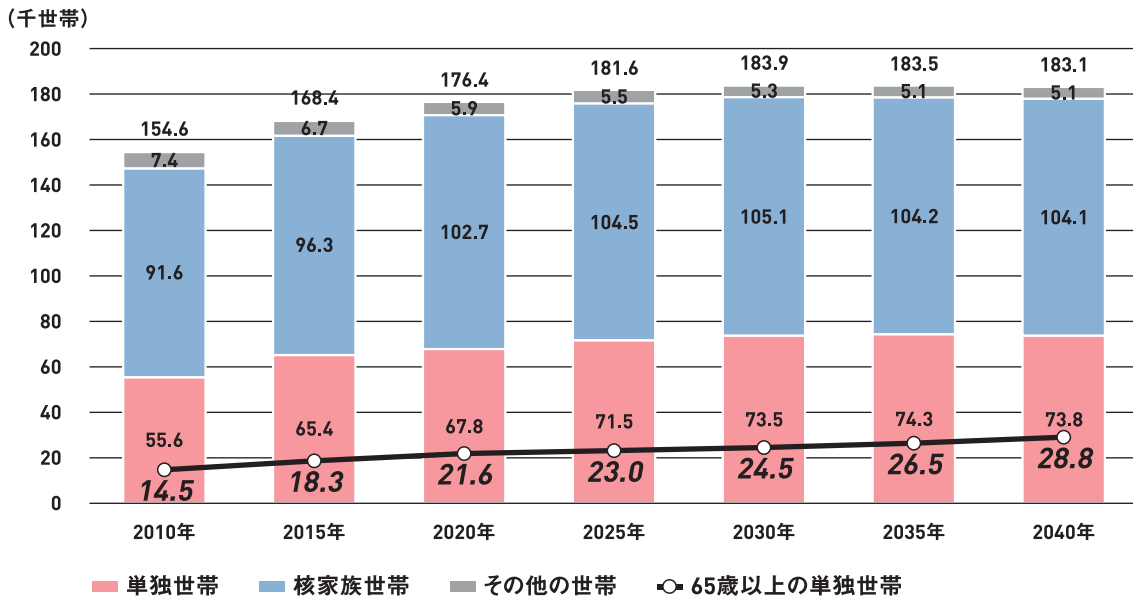
吹田市の人口の推移と将来人口の推計(令和 2 年(2020 年)実績値補完)



令和 2 年(2020 年)まで総務省「国勢調査」から作成

令和 7 年(2025 年)以降は吹田市「吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

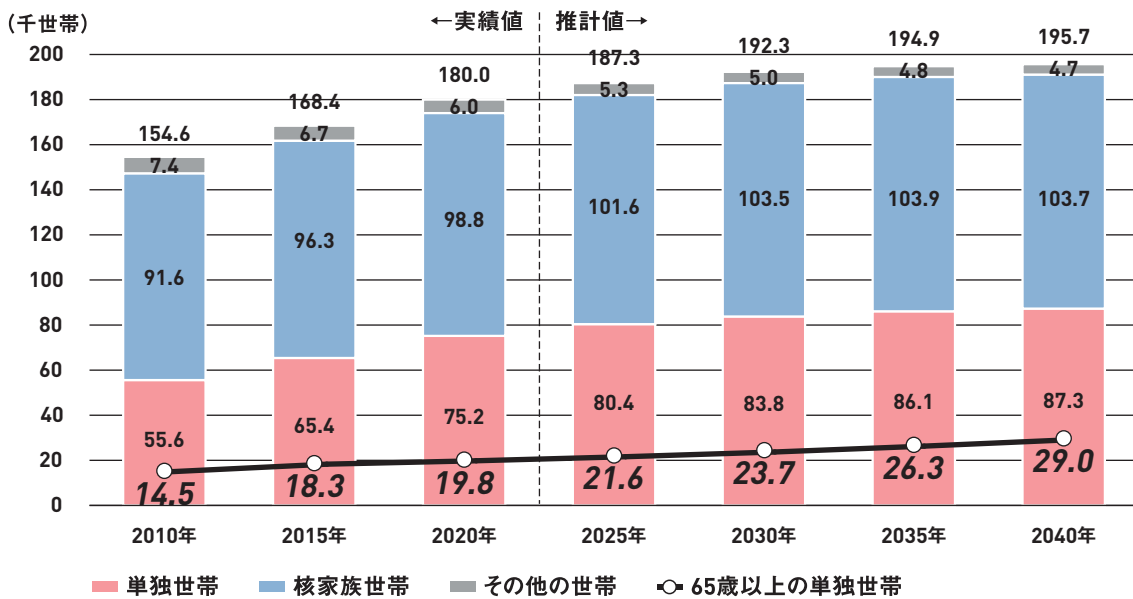
図表Ⅲ-4 吹田市の将来世帯数の推計



平成 27 年(2015 年)まで総務省「国勢調査」から作成

平成 32 年(2020 年)以降は吹田市「吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

吹田市の将来世帯数の推計(令和 2 年(2020 年)実績値補完)



令和 2 年(2020 年)まで総務省「国勢調査」から作成

令和 7 年(2025 年)以降は吹田市「吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

4. 吹田市を取り巻く社会潮流

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

わが国は、平成 20 年(2008 年)をピークに人口減少の時代に突入しています。また、総人口の減少と同時に、少子高齢化が進展し人口構造も大きく変化しています。高齢化に伴い、今後、医療・年金・介護といった社会保障費が増大するほか、生産年齢人口の減少により、働き手の減少や税収の減少など市民生活全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、今後の人口動向を十分に見据えた対応が必要となっています。

(2) 経済情勢と働く環境の変化

わが国の経済情勢は、1990 年代初めのバブル経済の崩壊や平成 20 年(2008 年)の世界同時不況の影響から、長期的に厳しい状況が続いており、低成長率の傾向が定着している状況にあります。雇用環境については、近年、失業率が改善している一方で、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用者の割合が高まっているなど、雇用形態が変化してきています。また、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などにより、都市部での待機児童の増加などが社会問題となっています。そのような状況において、安心して働きながら暮らすことができる環境の整備が求められています。

(3) 安心安全に対する意識の高まり

東日本大震災などの大規模な地震のほか、台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が相次いで発生し、また、子供や高齢者を狙った犯罪が多発しており、防災・防犯に対する市民の意識が高まっています。日ごろから市民一人ひとりの安心安全に対する意識をより一層高め、家庭や地域コミュニティ、行政などのさまざまなレベルでの備えを強化していくことが求められています。

(4) 環境問題への対応

地球温暖化や環境負荷の増大、生態系の破壊など、世界的に環境問題が深刻化しています。持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会への転換を進めるほか、資源の再利用・再資源化を進めるなど循環型社会の構築や、生物多様性に配慮しながら限りある自然環境を保全する自然共生社会の構築などの取組を進めていく必要があります。

(5) 高度情報化社会の進展

インターネットの利用率が年々上昇し、スマートフォンなどの携帯端末の普及や SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)をはじめとした多種多様なサービスが飛躍的に発展し、いつでもどこでも情報交換や交流することが可能となっています。一方で、サイバー犯罪や個人情報漏えいなどが社会問題となっており、セキュリティ対策や個人情報の保護、情報教育の充実が求められています。

(6) 地方分権の推進と市民によるまちづくり

地方分権改革が進められる中、地方自治体の役割と責任の範囲が大幅に拡大しています。各自治体は、地域の実態や住民ニーズを把握しながら、質の高いサービスを効率的に実施することが求められています。

また、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中、画一的な行政サービスだけではさまざまな市民ニーズに対応することが困難になってきており、地域におけるコミュニティ組織や市民団体、NPO などの役割がますます重要になってきています。

(7) 公共施設の老朽化への対応

さまざまな公共施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、これらの施設の老朽化への対応が急務となっていますが、各自治体にとっては財政面などで大きな負担となります。また、今後の公共施設の需要の変化も踏まえ、中長期的な視点をもって計画的に施設の更新や長寿命化を行うとともに、複合化や集約化を含め、適切な施設整備を進める必要があります。

▶▶ IV. 吹田市の将来像

1. 将来像

豊かなみどりに彩られた良好な生活環境。充実した医療・教育・研究環境と産業の集積。歴史と文化が息づくまちなみ。活発な市民活動に裏付けられる高い市民力・地域力。——吹田市は、昭和15年(1940年)に市制を施行して以降、先人のたゆまぬ努力のもと、暮らし全般において魅力ある住宅都市として深みを増しながら発展してきました。

かつて本市は「ビールと操車場のまち」と呼ばれました。東洋一といわれた吹田操車場の跡地は、北大阪健康医療都市(健都)に生まれ変わり、健康寿命の延伸をめざした先進的な取組が進められようとしています。日本初のニュータウンである千里ニュータウンは、まちびらきから50年以上が経過した現在も、計画的に建替えが進められ、さらなる成長を続けています。また、日本万国博覧会の感動の面影を残した自然豊かな万博記念公園は、市民が誇りを抱く憩いの場となっているとともに、ガンバ大阪の本拠地である市立吹田サッカースタジアムなども建設され、市内外から多くの人々が訪れています。こうした地域資源は、本市のみならず北摂全体の活力と魅力を高める財産といえます。

多くの都市で人口減少が進む中、本市の人口は現在も増加しています。しかし、本市においても少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測され、医療・介護などの社会保障に関する費用が増大するなど、さまざまな問題に直面していくことになります。さらに、高度経済成長期に集中的に整備された学校や道路、上下水道などの公共施設の老朽化対策がピークを迎えようとしています。そのような中でも、まちの魅力の維持・向上を図りながら、多様化・複雑化している市民ニーズや超高齢社会の課題などにも柔軟に対応し、市民の暮らしを支えていかなければなりません。

そのためには、市民と行政とがそれぞれの役割と責任のもと、地域の課題の解消に向けた取組を進めることが重要です。これまで以上に、協働の取組を促進するなど、市民一人ひとりが尊重される市民自治の理念に基づいたまちづくりを進める必要があります。また、近隣自治体、企業、大学などとの連携を強化しながら、長期的な視点をもってまちづくりを進める必要があります。

これまで、高い市民力・地域力がまちづくりの原動力となり、さまざまな地域資源を生かしながら、温かく豊かなまちがつくられてきました。変化の激しい時代にあっても、未来を見据えてさまざまな課題に対応するための施策を実行し、まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかで快適に暮らし続けられるまちをめざします。

2. 都市空間の方向性

本市は、さまざまな市街地形成の経過や地形的条件をもつ個性豊かな地域で構成されています。その大部分を住宅地が占めますが、商業・業務、産業、文化・スポーツ・レクリエーション、学術・研究、健康・医療など、多様な都市機能も集積しています。

それぞれの地域がもつ特性やポテンシャルを踏まえながら、魅力ある都市空間の形成をめざします(図表IV-1)。

(1) 地域ごとの特徴ある拠点の形成

地域の玄関口となる鉄道駅周辺は、都市全体の中心的な機能や地域の生活を支えるさまざまな機能が集積しており、地域ごとの特性に応じた拠点の形成を図ります。

(各拠点のまちづくり方針)

□都市拠点(都市機能が集積する拠点)

- JR 吹田駅周辺 商店街などの活性化の動きと連携を図りながら商業空間としての拠点
- 阪急吹田駅周辺 各種の公共施設の集積を生かした市民生活の中心的な機能をもつ拠点
- 江坂駅周辺 交通便利性などを生かした商業・業務機能が高度に集積する拠点
- 岸辺駅周辺 北大阪健康医療都市(健都)として医療産業などが集積する拠点
- 万博記念公園周辺 文化・スポーツ・レクリエーション機能が集積した広域性の高い拠点

□地域拠点(地域の中心となる拠点)

- その他の鉄道駅周辺 生活関連機能の充実などを図りながら地域の中心となる拠点

(2) 都市間・市内のネットワークの形成

地域の拠点で展開される活動を活発化するため、都市間や市内の拠点間の広域的なネットワークを形成し、人、物、情報の交流を図ります。

(ネットワークの形成)

- 都市間のネットワーク 大阪都心部や北大阪地域、さらには阪神地域・京阪地域など、周辺都市との結びつきを強めるネットワーク
- 市内のネットワーク 市内の拠点間の連携を図るネットワーク

(3) 人と自然の共生空間の形成

市域全体が市街化されている中、市街地内に残る貴重な自然環境は、生物多様性の保全、良好な環境の確保、潤いのある景観の形成、レクリエーションの場や防災機能の提供など、さまざまな面から重要な役割を担っています。そのような自然環境の規模やつながりを確保するなど、人と自然の共生空間の形成を図ります。

(市街地内の自然環境の例)

- 安威川や神崎川に残る河川の自然環境
- 千里丘陵南端部の斜面緑地をはじめとする竹林やため池などの自然環境
- 千里ニュータウンや万博記念公園を中心に整備された大規模な公園などの豊かなみどり

図表IV-1 都市空間の方向性

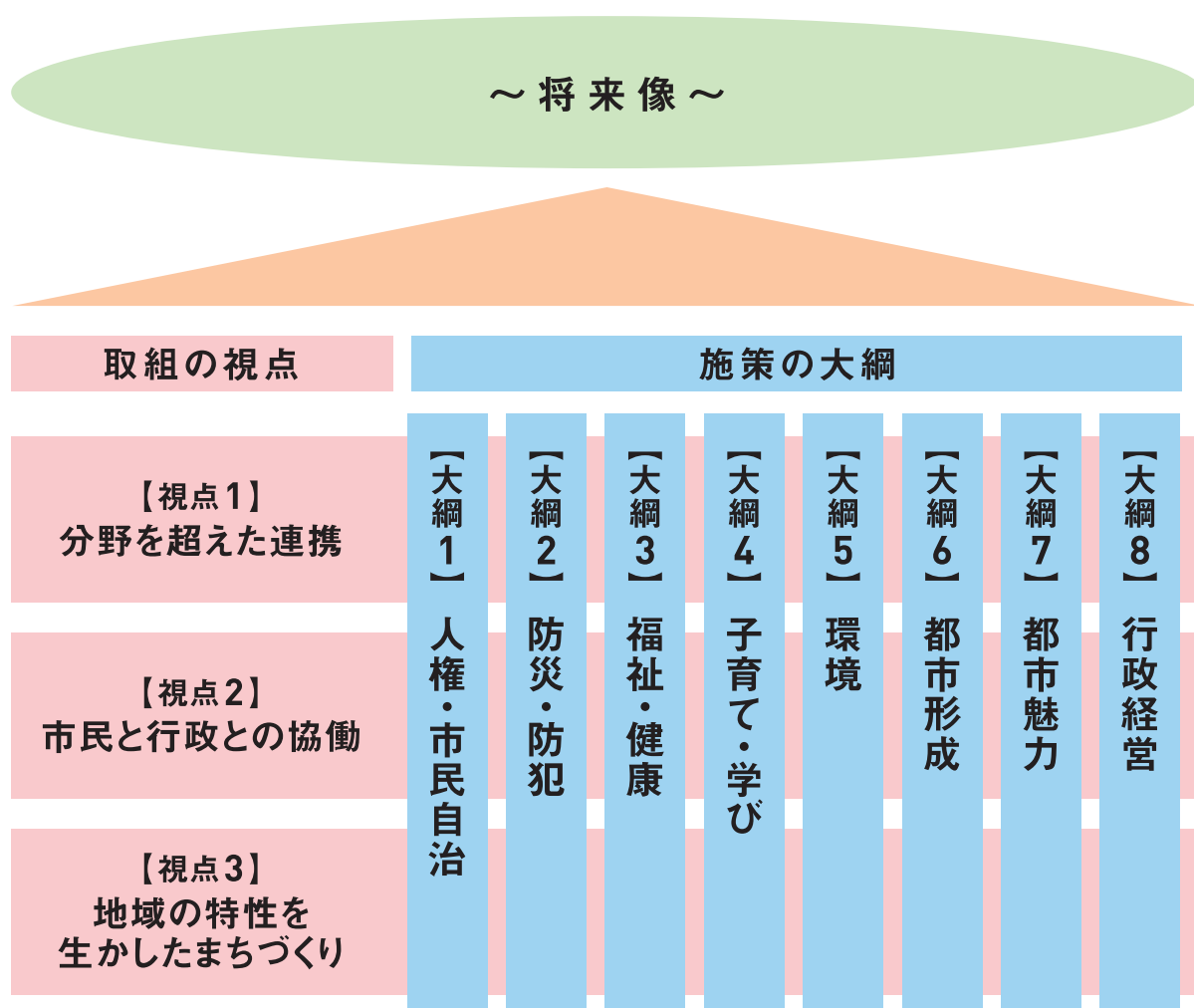


附属資料

⑤ 第4次総合計画基本構想

▶▶ V. 施策の大綱

将来像を実現するための基本方向を、8つの分野に分けて「施策の大綱」として示します。
また、すべての分野に共通する3つの視点を「取組の視点」として示します。



施策の大綱

大綱1 【人権・市民自治】

平和の尊さを重んじ、性別などにかかわらず市民一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う豊かな人権感覚を育み、だれもが対等な社会の構成員として暮らせるまちづくりを進めます。また、市民と行政との協働による取組を進めるとともに、地域における多様なコミュニティ活動の支援に努めるなど、市民自治の確立に向けて取り組みます。

大綱2 【防災・防犯】

さまざまな災害に対応するため防災・減災対策や消防体制を充実させるとともに、市民が犯罪やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐための取組を進めます。また、地域での助け合いや市民の意識向上を支援するとともに、市民、企業、関係機関との連携のもと、だれもが安心して安全に暮らせるまちをめざします。

大綱3 【福祉・健康】

高齢者や障がい者をはじめ、だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。また、健康寿命の延伸をめざし、すこやかで心豊かに暮らせる健康・医療のまちづくりに取り組みます。

大綱4 【子育て・学び】

安心して子供を産み育てることができ、すべての子供の育ちが尊重されるとともに、豊かに学ぶことができるよう、家庭・地域・学校などの連携・協働のもと、子育て・教育環境の充実をめざします。また、すべての市民が生涯にわたって学べる環境を整えるとともに、学びの活動を通じて人と人、人と地域がつながるまちづくりに取り組みます。

大綱5 【環境】

持続可能な社会の実現をめざし、市民が親しみをもてるような貴重な自然を守り育てるとともに、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、低炭素、資源循環、自然共生を基調としたまちづくりを進めます。

大綱6 【都市形成】

安心で快適に暮らせる魅力ある都市空間を形成するため、さまざまな都市機能の充実を図ります。また、市民の暮らしを支える道路などの都市施設について、災害に対する備えや環境負荷の軽減などに配慮しながら、計画的な整備や維持管理・更新を行います。

大綱7 【都市魅力】

大学のあるまちといった強みや、文化・スポーツなどの活動を通じて育まれた市民のつながりなどを地域資源として活用しながら、これまで受け継がれてきた魅力を発信するなど、市民のまちに対する愛着を深め、一層の魅力向上をめざします。また、地元企業の事業活動や創業を支援することにより、雇用の創出や地域経済の活性化をめざします。

大綱8 【行政経営】

持続可能なまちづくりを実現するため、PDCA サイクルによる進行管理のもと施策を推進するとともに、公共施設などの資源を長期的に有効活用できるよう公共施設の最適化に取り組むなど、効果的かつ効率的な行政経営を行います。また、市民にとって身近な基礎自治体として、地方分権の進展に伴う権限移譲に対応するなど自主・自立のまちづくりに努めます。

取組の視点

視点1 【分野を超えた連携】

総合計画では、分野ごとに取り組むべき施策を体系化して示しています。しかし、実際の市民生活における問題や課題は、複数の行政分野にわたる複雑な要因から生じている場合があり、1つの行政分野における取組だけで解決できるとは限りません。そのような課題に的確に対応し、より効果的・効率的に取組を進められるよう、必要に応じて横断的かつ柔軟な体制を構築するなど、いわゆる縦割りにとらわれず総合的な視点をもったまちづくりに努めます。

視点2 【市民と行政との協働】

多様化・複雑化している課題や市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域で活動するさまざまな団体や大学、事業者、行政がお互いの特性と強みを生かしながまちづくりを進めることが重要です。まちづくりのあらゆる場面において、多様な市民の参画を促進するとともに、公益的な活動の担い手の拡大を図るなど、これまで以上に、市民と行政との協働の促進に努めます。

視点3 【地域の特性を生かしたまちづくり】

本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的な住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、工業や商業が集積する地域など、さまざまな特性をもった地域から成り立っています。地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、さまざまな課題を解消していくため、地域ごとの特性や課題を把握することが重要です。

地域の実情に応じた圏域設定を行い、地域の特性や課題を把握・分析しながら取組を進めるなど、地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。なお、圏域設定は、小学校区単位や、一定の生活圏域を広域的に区分するブロック単位などを、柔軟に組み合わせて行うこととします。

視点3 【地域の特性を生かしたまちづくり】 附属資料 地域の特性 (附属資料②)

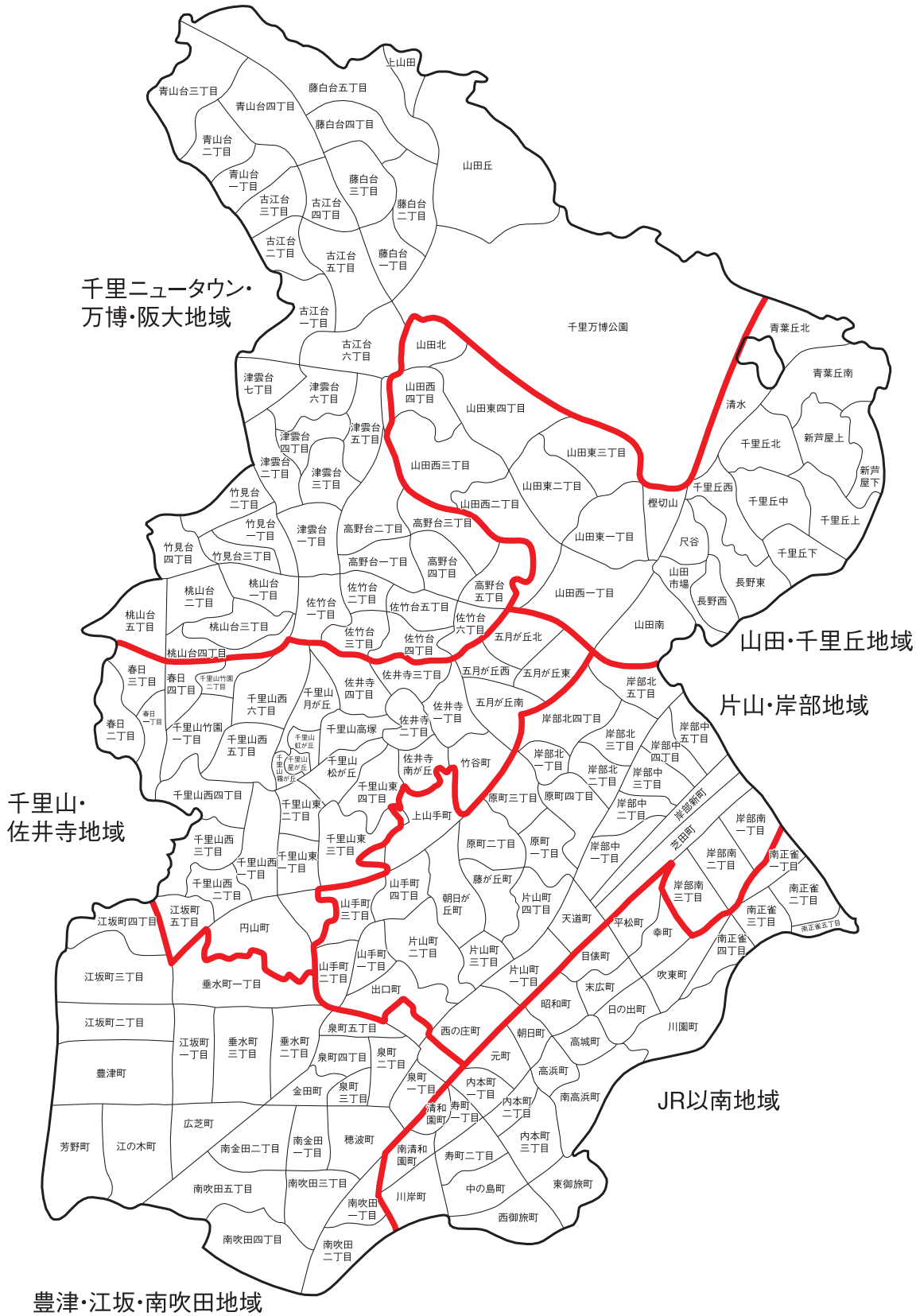
基本構想「V. 施策の大綱」では、「地域の特性を生かしたまちづくり」を取組の視点の1つとしています。本資料では、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるにあたっての参考として、各分野で共通して把握しておくべき、地域に関する基礎的な情報をまとめます。

取組を進めるにあたっては、必要に応じて、地域の実情に応じた圏域設定を行うこととしており、各分野の個別計画などでは、取組内容に応じて小学校区や中学校区、ブロック単位など、さまざまな圏域が設定されています。ここでは、地域に関する基礎的な情報をまとめるにあたり、参考として、市域を一定の生活圏域などを考慮した6つのブロックに分けて示します。

■ 個別計画による圏域設定の例

個別計画の名称	取組内容と圏域設定	関連する主な施策
第7期 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	高齢者の福祉・介護サービスを住み慣れた地域において提供するため、6つのサービス整備圏域を設定。	【3-1-2】 暮らしを支える支援体制の充実 【3-1-3】 介護保険制度の安定的運営
子ども・子育て支援 事業計画	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を整備するため、2区域に区分。 保育所・認定こども園（保育所部分）を整備するため、3区域に区分。	【4-1-1】 就学前の教育・保育の充実
	留守家庭児童育成室を整備するため、小学校区で区分。	【4-3-2】 放課後の居場所の充実
立地適正化計画 (改定版)	都市施設の立地誘導を図るため、鉄道駅を中心とした7つの都市機能誘導区域を設定。	【6-1-1】 土地利用誘導と良好な景観形成
第2次みどりの基本計画 (改訂版)	地域に応じたみどりのまちづくりを行うため、6つのブロックに区分。	【6-1-3】 みどりの保全と創出

■ 地域の分け方(6つのブロック)



附属資料

⑤ 第4次総合計画基本構想

1. 各地域の特性

(1) JR以南地域

この地域は、安威川や神崎川を隔てて大阪市と接し、水運に恵まれていたことから、交通の要衝として発展し、市内でも早くから開けてきた地域です。

吹田発祥の地といわれ、旧集落のまちなみや高浜神社などの由緒ある寺社など、歴史的な風情が地域内の各所に残っており、また、市内でも戸建住宅が多い地域となっています。吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）や旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）を中心に、歴史・文化資源を活用したさまざまな取組が行われています。JR吹田駅付近には、商店街や商業施設などが立地しています。神崎川沿いには、製造業を中心とする大規模工場や、スポーツグラウンドのある中の島公園が立地しています。また、神崎川・安威川沿いは貴重なみどりと水辺の空間となっています。人口は減少傾向にあり、高齢化率は市内の他の地域と比べて高い水準となっています。

■ 地域マップ

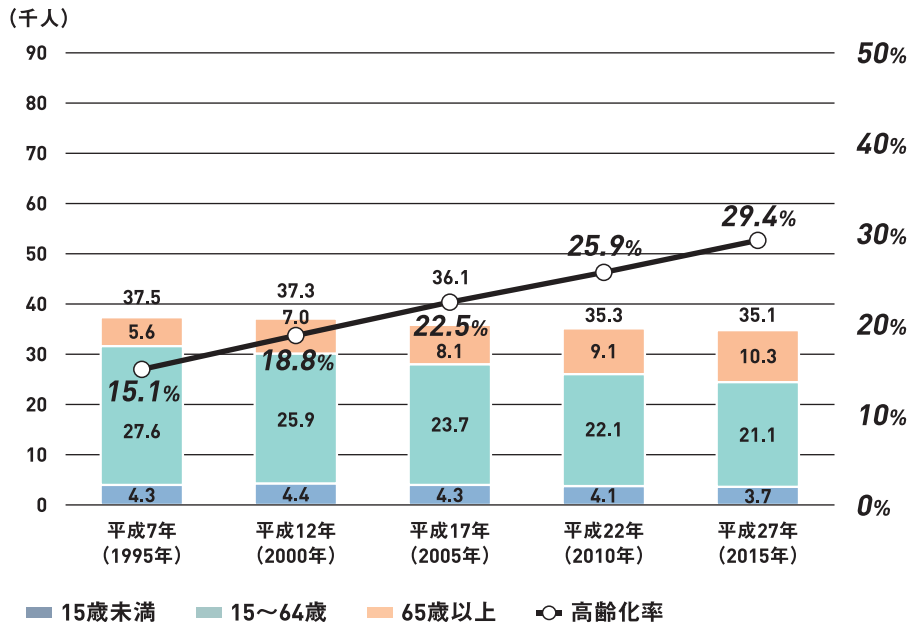


JR吹田駅



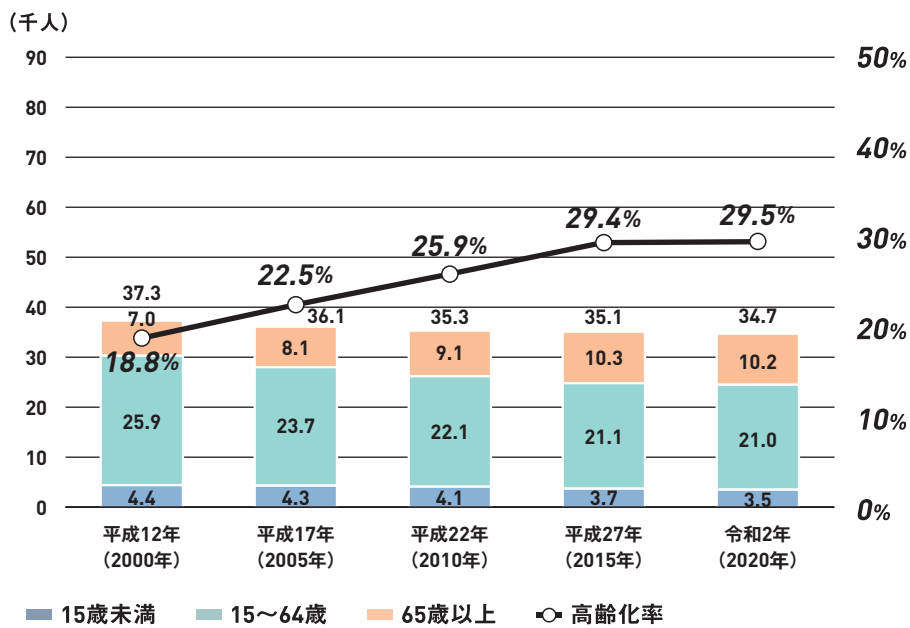
高浜神社

■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

■ 人口及び高齢化率の推移(令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成

(2) 片山・岸部地域

この地域は、古来より丘陵の斜面と豊富で良質な粘土を用いて窯業が営まれ、平安京などの造営に使われた瓦の産地であったことが知られています。明治・大正時代には、ビール工場や国鉄吹田操車場が設けられ、当時の吹田を「ビールと操車場のまち」とイメージさせました。昭和に入ると、大阪高槻京都線(産業道路)の開通を機に、商店街が形成され、付近の丘陵部は住宅地として発展しました。

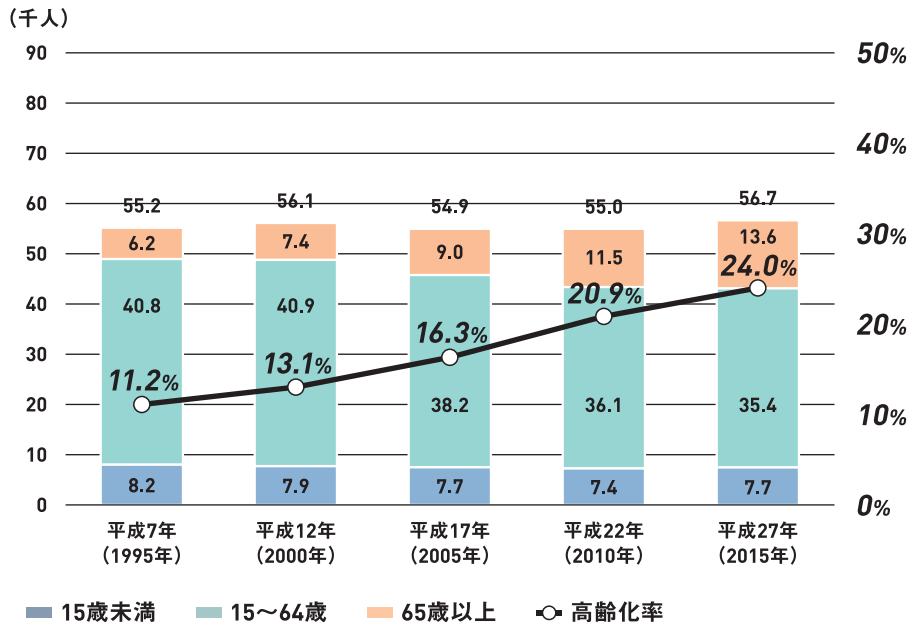
吉志部神社、吉志部瓦窯跡など、数々の歴史的建築や文化財、史跡などが残されています。南西部の片山公園周辺には、総合福祉会館や吹田保健所などの公共施設が集積しているほか、大和大学の開学や商業施設の開業により、新たなにぎわいをみせています。東部には、大阪学院大学が立地しています。また、吹田操車場跡地では、国立循環器病研究センターを中心とした国際級の複合医療産業拠点の形成など、北大阪健康医療都市(健都)の整備が進められており、まちなみが大きく変わりつつあります。

人口は20年間、ほぼ横ばいで推移しています。また、高齢化率は市内の他の地域と比べてやや高い水準となっています。

■ 地域マップ

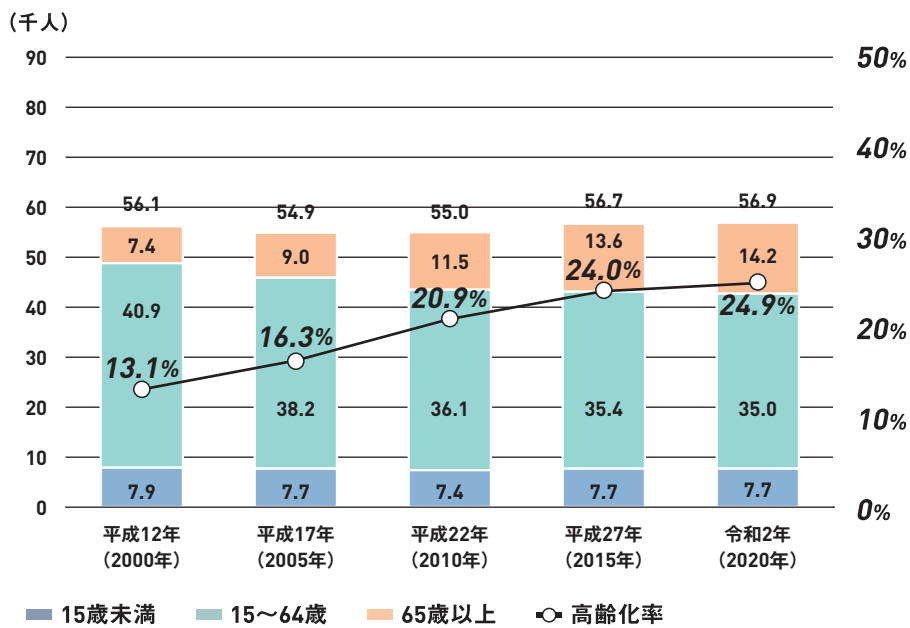


■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

■ 人口及び高齢化率の推移(令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成

(3) 豊津・江坂・南吹田地域

この地域は、地下水が豊富で、垂水神社など水にゆかりのある歴史的資源が多く残っています。また、垂水南遺跡などの遺跡からは、古代より広域的に交流があったことがうかがえます。千里ニュータウンの開発などを機に、新御堂筋や地下鉄御堂筋線の延伸整備が進むとともに、江坂駅周辺などの土地区画整理事業により道路や公園などが整備されました。

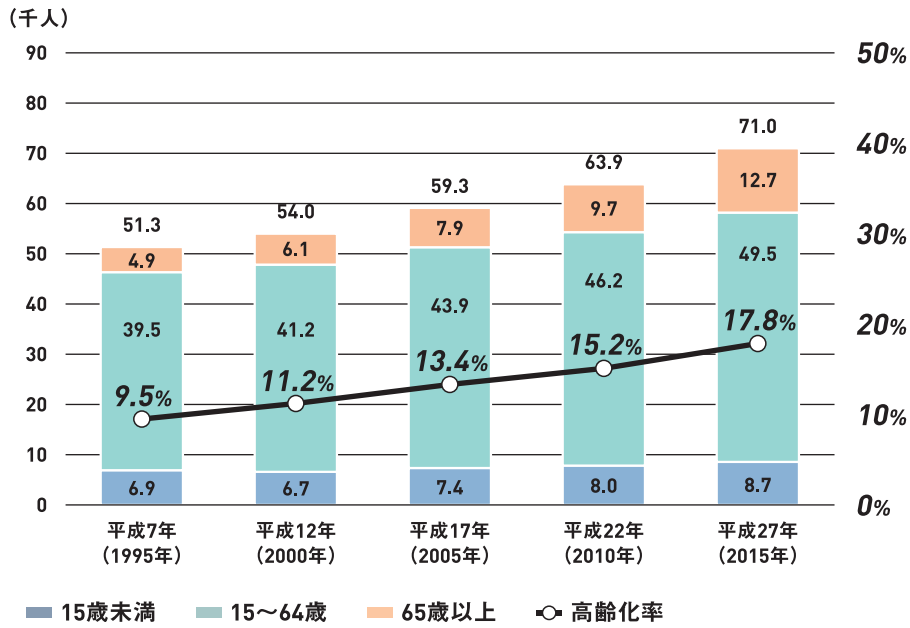
現在は、江坂駅を中心に北大阪の都心的なまちとして発展しており、卸売・小売業などの店舗や企業が集積するほか、民間の賃貸マンションが多く立地しています。一方、その周辺には旧集落の面影を残すまちなみ、北部には閑静な住宅地が形成されています。東部には市役所や文化会館（メイシアター）、南部の神崎川沿いには大規模な工場が集積しています。南部では、JR おおさか東線の南吹田駅の設置にあわせて、駅前広場や都市計画道路などの整備が進められています。また、高川や糸田川沿いは、貴重なみどりと水辺の空間となっています。

人口は増え続けており、生産年齢人口の割合が市内で最も高く、高齢化率は市内で最も低い地域となっています。

■ 地域マップ

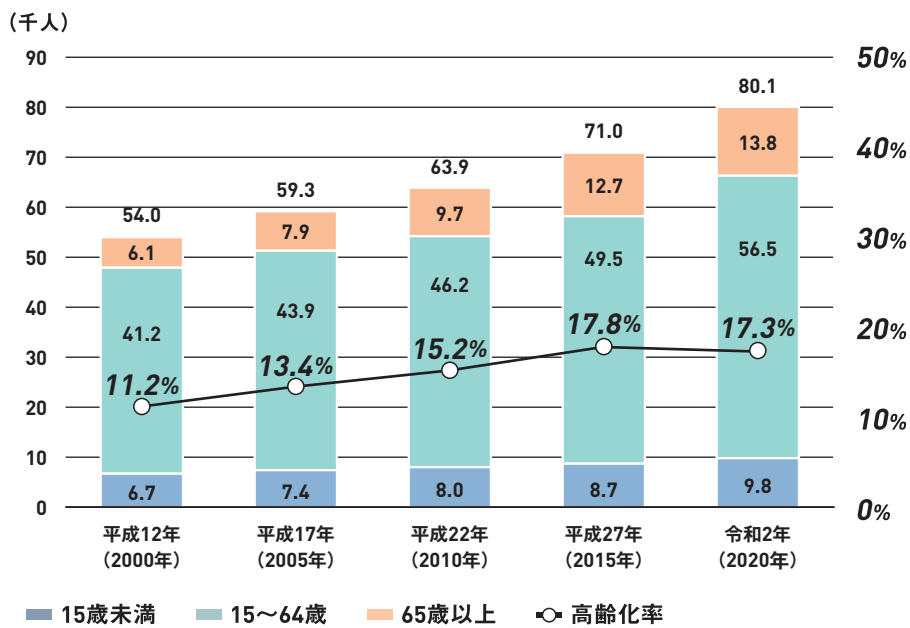


■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

■ 人口及び高齢化率の推移(令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成

(4) 千里山・佐井寺地域

この地域は、古くから千里丘陵の尾根筋や谷筋に集落が形成され、歴史的なまちなみ、佐井寺伊射奈岐神社や佐井寺、春日神社など歴史的資源が数多く残されています。

中央部の千里山地区は、大正末期の北大阪電気鉄道(現阪急電鉄)の開通に伴う開発により、閑静な住宅街として発展してきました。近年、千里山駅東側は再整備され、千里山コミュニティセンターや商業施設が開業しました。また、関西大学の周辺には、学生向けのにぎわいのある商業地が形成されてきました。東部の佐井寺地区では、古くからの趣を残す市街地に加えて、土地区画整理事業により道路や公園などが整備され、新しい住宅が多く建設されました。

また、人口はゆるやかな増加傾向で、高齢化率は市内の他の地域と比べて低い水準となっています。

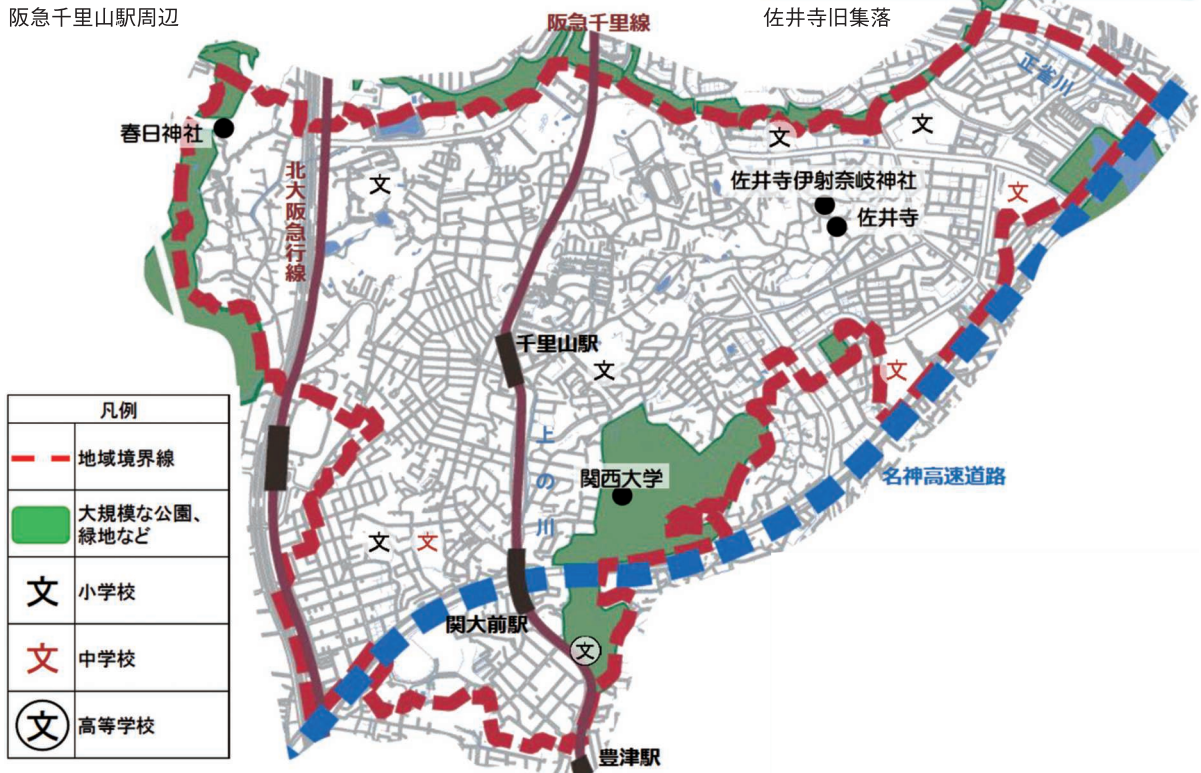
■ 地域マップ



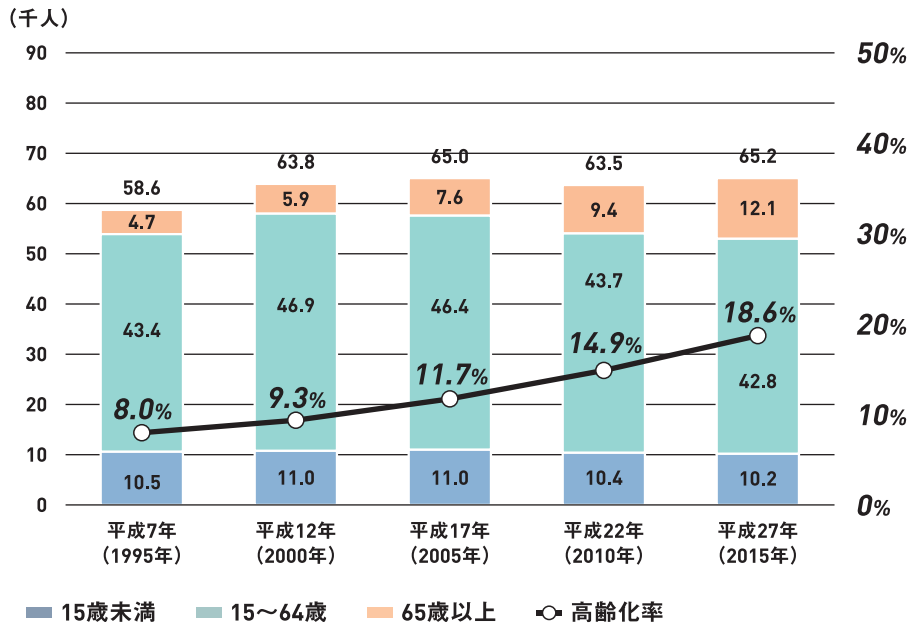
阪急千里山駅周辺



佐井寺旧集落

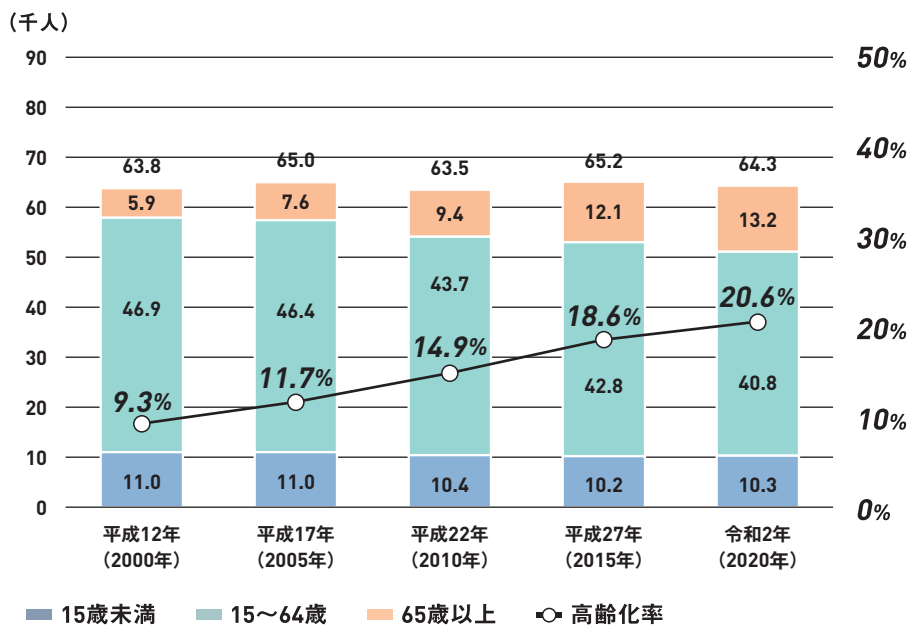


■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

■ 人口及び高齢化率の推移(令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成

(5) 山田・千里丘地域

この地域は、山田川や旧小野原街道沿いに古くから大きな集落が形成されており、旧家や由緒ある紫雲寺、圓照寺、山田伊射奈岐神社、太鼓神輿や権六おどりなど、有形、無形の歴史的資源が数多く残されています。

西部の山田西地区では、マンションや住宅団地の建設により急速に市街化が進みました。地域活動が盛んで、ヒメボタルの保存活動なども行われています。山田駅周辺には、商業施設や、子育て青少年拠点夢つながり未来館(ゆいびあ)が立地しています。東部の千里丘地区では企業の厚生施設などが多く立地していましたが、住宅地へ変化している場所が多くみられます。大規模マンションの開発なども進められ、多くのファミリー世帯の転入により児童数が増加し、新たに千里丘北小学校が開校しました。

人口は、開発により住宅供給が進んだことから、平成 17 年(2005 年)からは増加が続いています。また、高齢化が急速に進んでいます。

■ 地域マップ



凡例	
	地域境界線
	大規模な公園、緑地など
	小学校
	中学校
	高等学校

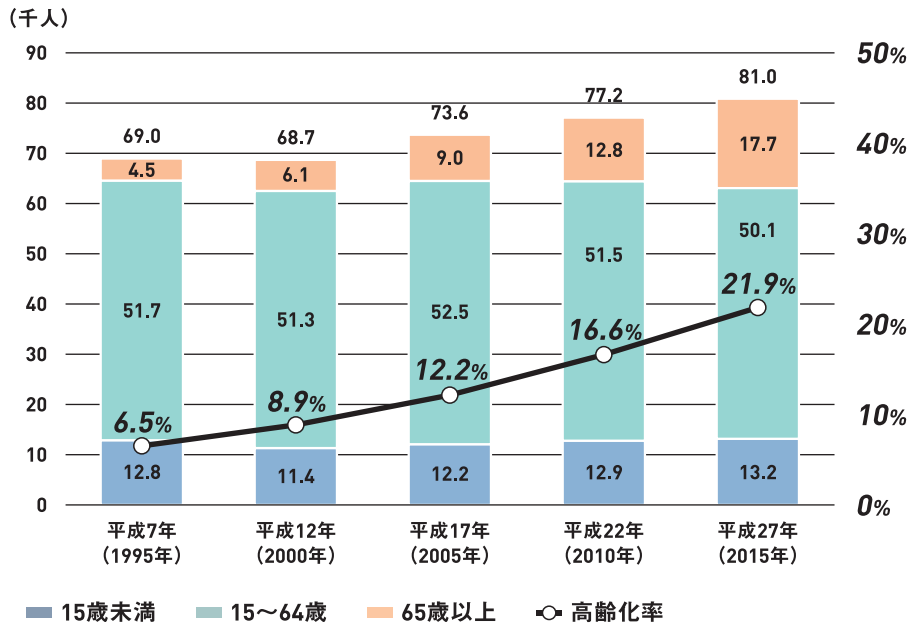


山田旧集落



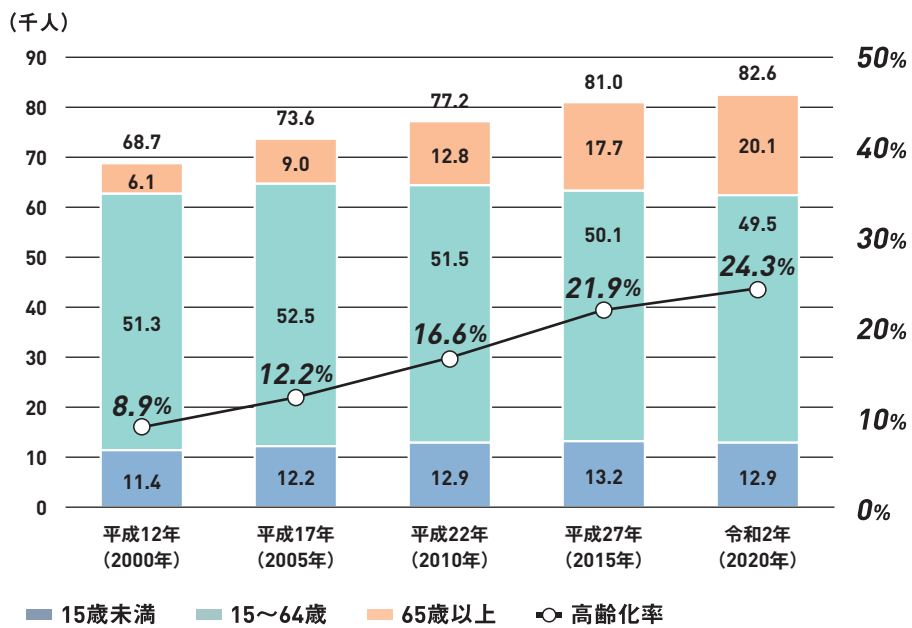
市立千里丘北小学校

■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

■ 人口及び高齢化率の推移(令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成

(6) 千里ニュータウン・万博・阪大地域

この地域は、竹林と雑木林の広がる丘陵地でしたが、昭和 30 年代から約 10 年にわたる大規模なニュータウン開発や、大阪大学の移転、日本万国博覧会の開催を経て、現在では、みどり豊かで計画的に整備されたまちなみが広がっています。

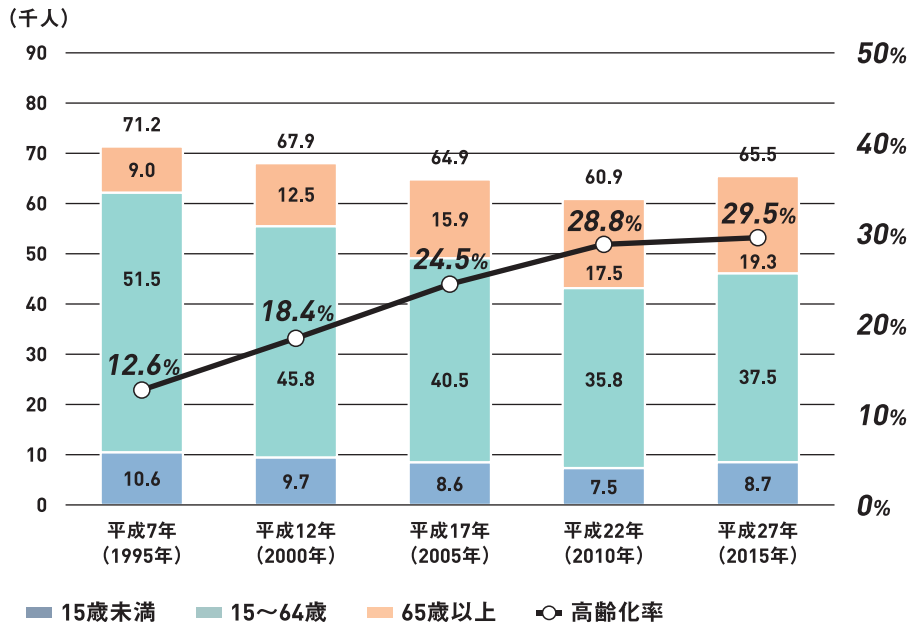
千里ニュータウンは、共同住宅と戸建住宅による住宅地、地区センターや近隣センターの商業地をはじめ、道路や公園などの公共空間が計画的に整備され、落ち着いた住宅地として成熟したまちとなっています。ニュータウン建設から半世紀以上が経過し、老朽化した公的住宅の集約建替が進むとともに、余剰地へのマンション開発が行われています。北部から中部にかけては、大阪大学や千里金蘭大学、理化学研究所が立地しています。万博記念公園には、国立民族学博物館など文化・学術・研究施設や、さまざまなスポーツ・レクリエーション施設などが立地するほか、近年、市立吹田サッカースタジアムや大規模な商業施設が開業し、市内外から多くの人を訪れるにぎわいのあるエリアとなっています。

人口は減少傾向にありましたが、再開発による住宅供給が進み、平成 27 年(2015 年)には大幅な増加に転じています。また、高齢化率は、市内の他の地域と比べて高い水準となっています。

■ 地域マップ

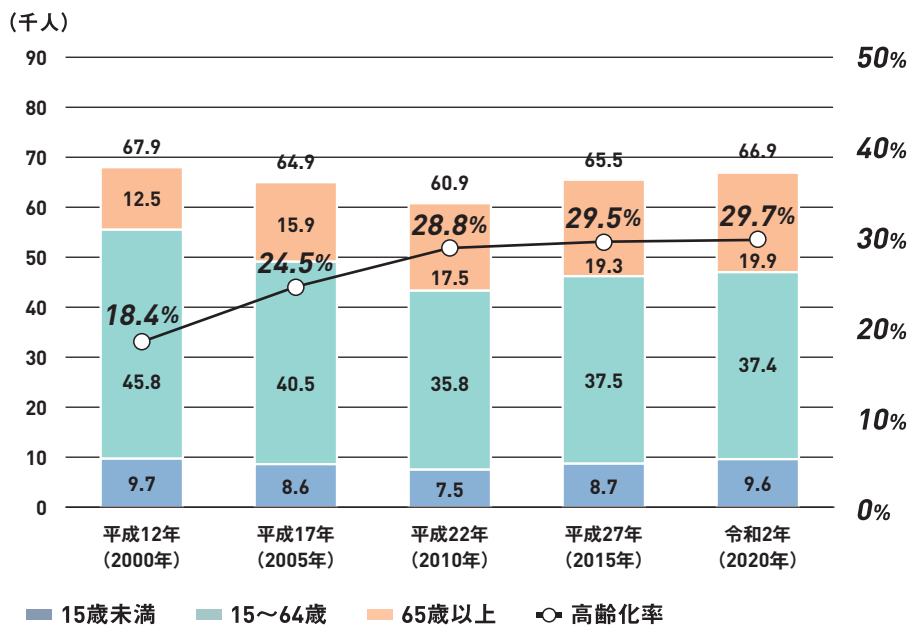


■ 人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

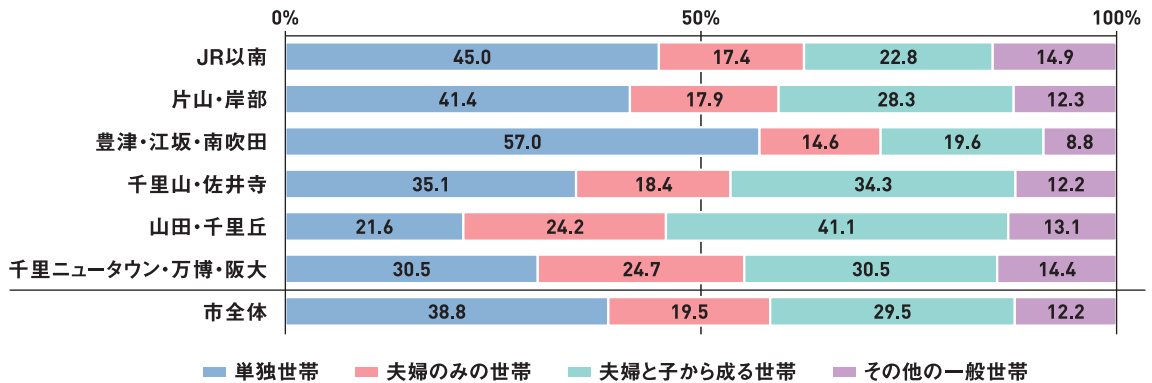
■ 人口及び高齢化率の推移(令和2年(2020年)実績値追加)



総務省「国勢調査」から作成

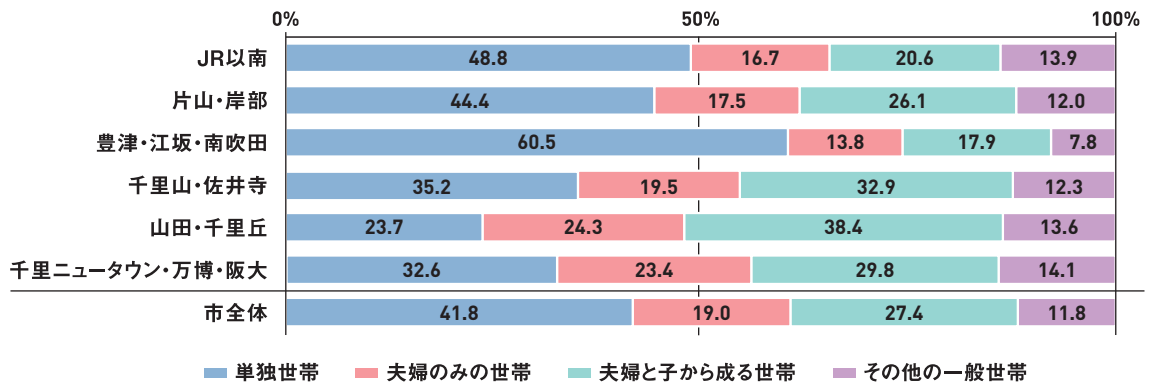
2. さまざまなデータでみる地域

■ 世帯類型別世帯数の割合

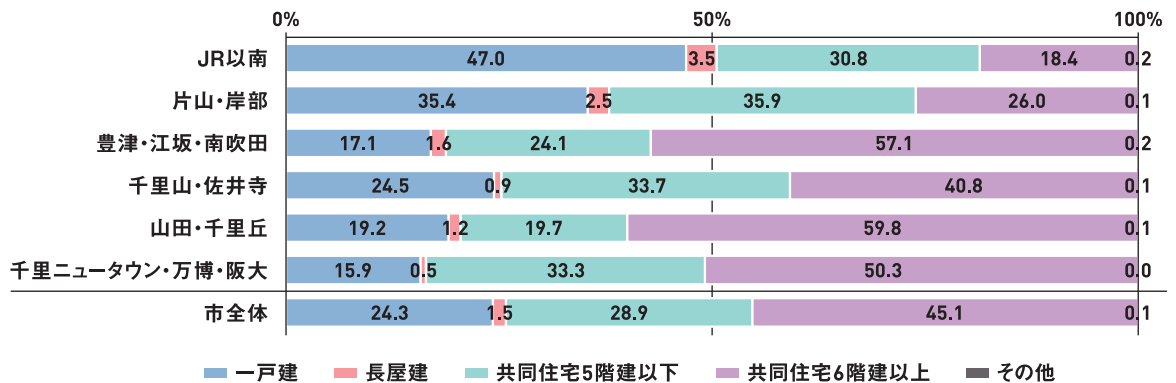


総務省「平成 27 年国勢調査」から作成

■ 世帯類型別世帯数の割合(令和2年(2020年)国勢調査結果により更新)

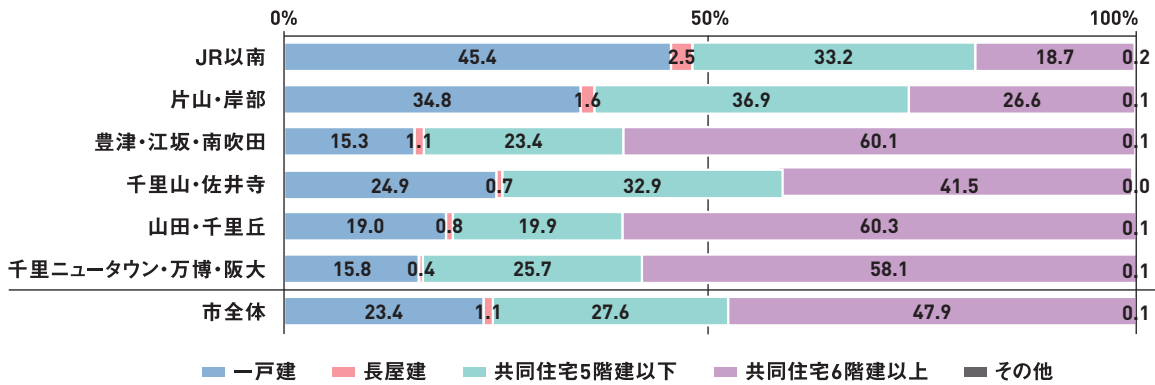


■ 住宅の建て方別世帯数の割合

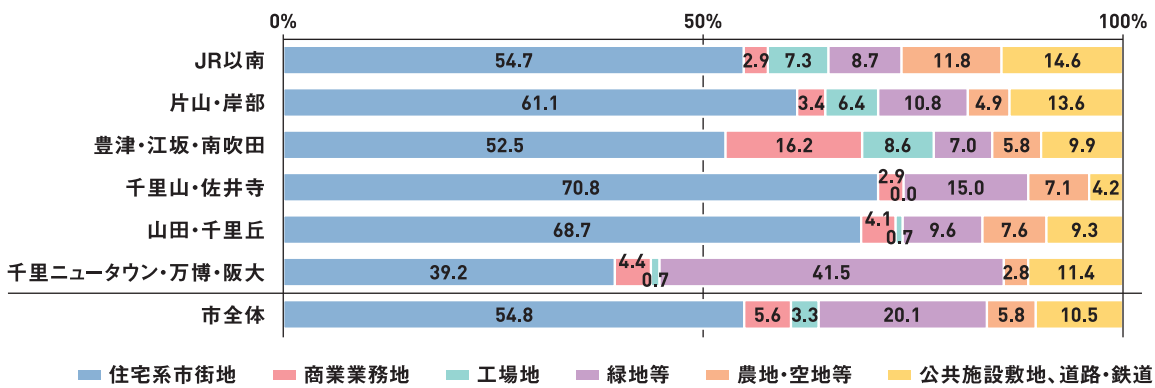


総務省「平成 27 年国勢調査」から作成

■ 住宅の建て方別世帯数の割合(令和2年(2020年)国勢調査結果により更新)

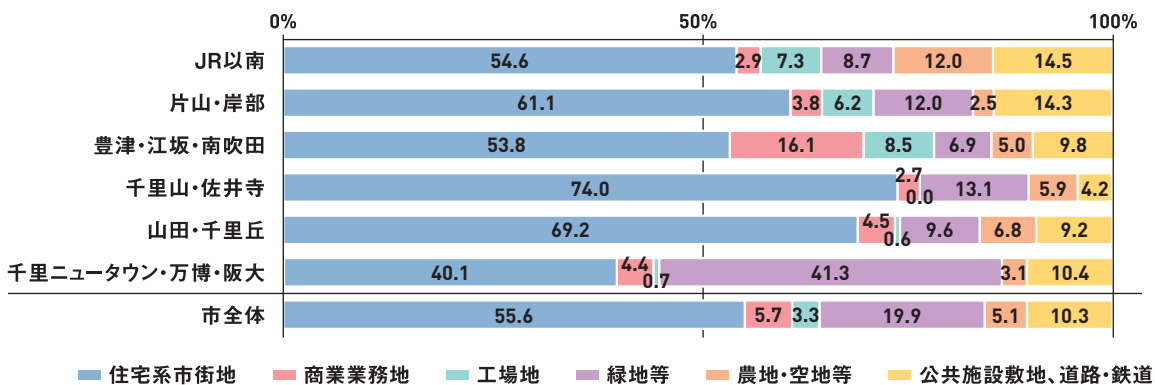


■ 土地利用状況

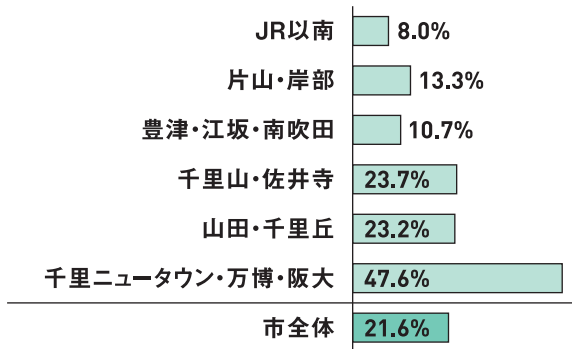


吹田市「平成27年度都市計画基礎調査」から作成

■ 土地利用状況(令和2年度(2020年度)都市計画基礎調査結果により更新)

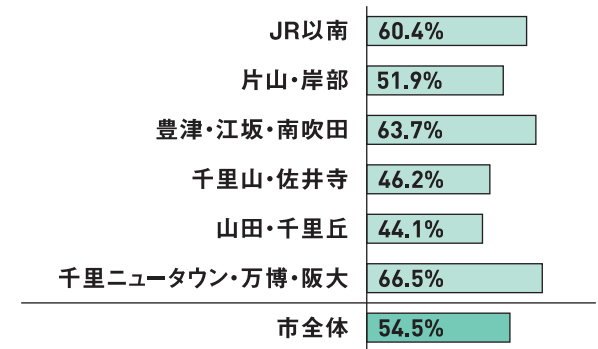


■ 緑被率



吹田市「第2次みどりの基本計画(改訂版)」(平成28年)から作成

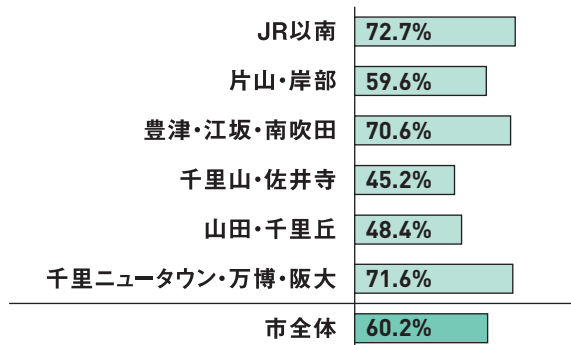
■ 公共交通網の便利さに満足している市民の割合



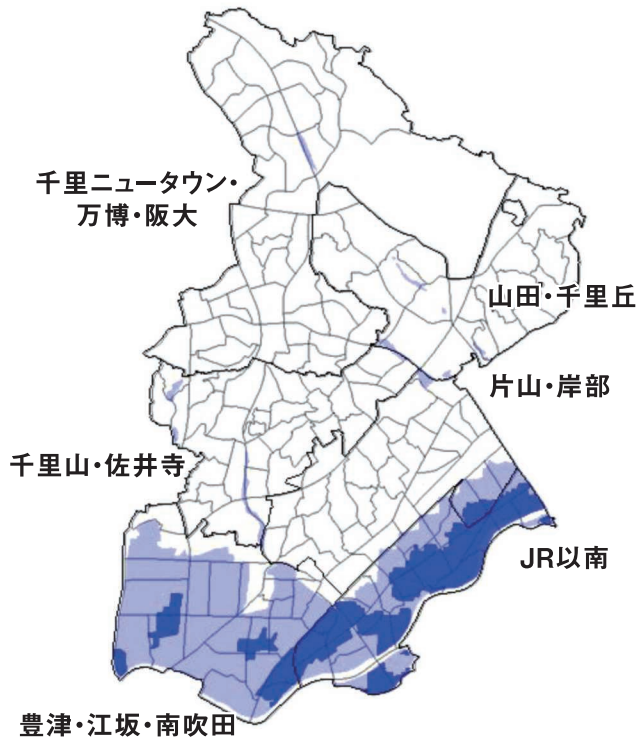
吹田市「平成26年度吹田市市民意識調査」から作成

■ 公共交通網の便利さに満足している市民の割合

(令和4年度(2022年度)吹田市市民意識調査結果により更新)



■ 洪水ハザードマップ



- …浸水想定区域(深さ2m未満)
- …浸水想定区域(深さ2m以上5m未満)

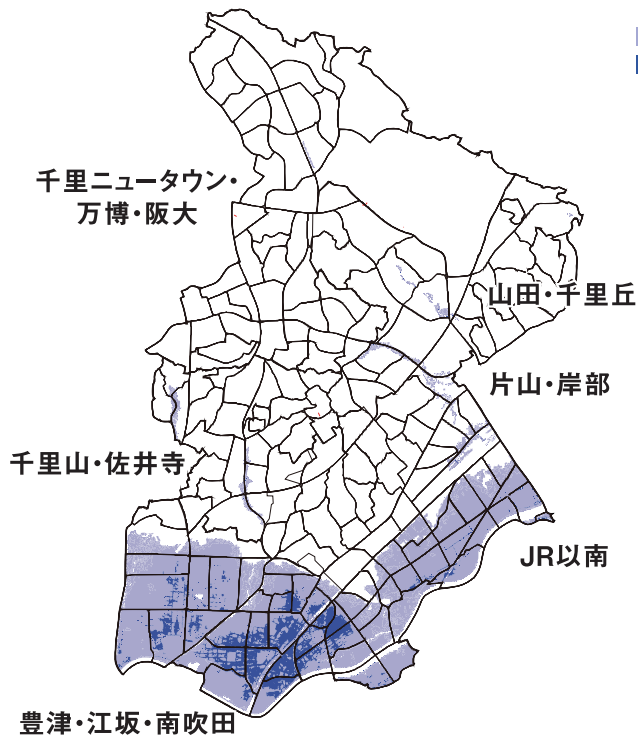
予測条件

- ・淀川は2日間で約500mmの雨が降った場合
- ・神崎川は1日に250mmの大雨が降った場合
- ・安威川は1時間に最大約80mm、1日に約250mmの大雨が降った場合
- ・高川、糸田川、上の川、山田川、正雀川は、1時間に最大約80mm、1日に300mmの大雨が降った場合

吹田市「吹田市洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」(平成28年)から作成

■ 洪水ハザードマップ(令和4年(2022年)3月時点)

※平成28年版とは、算出の前提となる条件等が異なります。



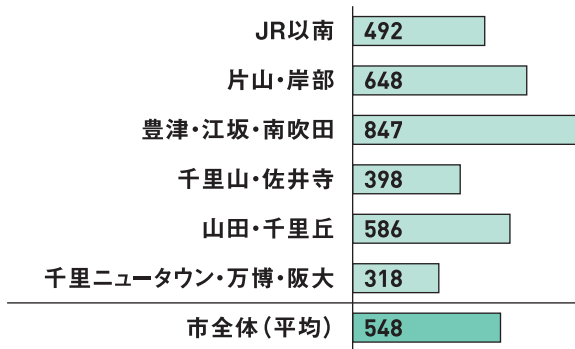
- …浸水想定区域(深さ3m未満)
- …浸水想定区域(深さ3m以上5m未満)

【算出の前提となる降雨条件】

- 淀川水系 淀川・宇治川・木津川・桂川
(令和2年3月 淀川河川事務所)
・枚方上流域の24時間総雨量360mm
- 淀川水系 安威川、正雀川、山田川ほか
(令和2年3月 大阪府)
・安威川地点上流域の24時間総雨量776mm、
1時間最大雨量189mm
・山田川、大正川流末地点上流域の
24時間総雨量776mm、1時間最大雨量189mm
- 淀川水系 神崎川ほか(令和2年1月 大阪府)
・24時間総雨量737mm、
1時間最大雨量81.1mm(加島地点上流域平均)
- 淀川水系 糸田川・上の川(令和2年1月 大阪府)
・神崎川合流点上流域の24時間総雨量1150mm、
1時間最大雨量145.7mm
- 淀川水系 高川(令和2年1月 大阪府)
・神崎川合流点上流域の24時間総雨量1150mm、
1時間最大雨量145.4mm

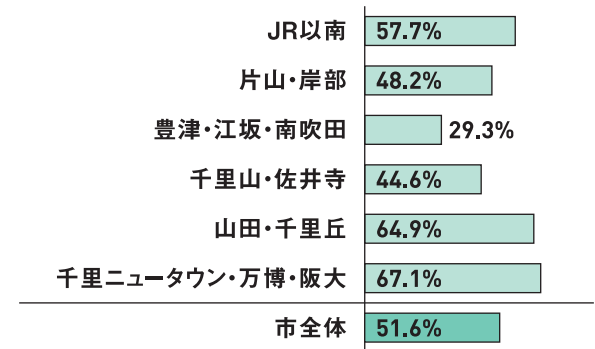
吹田市「吹田市洪水ハザードマップ(吹田市全域版)」(令和4年)より作成

■ 犯罪発生件数



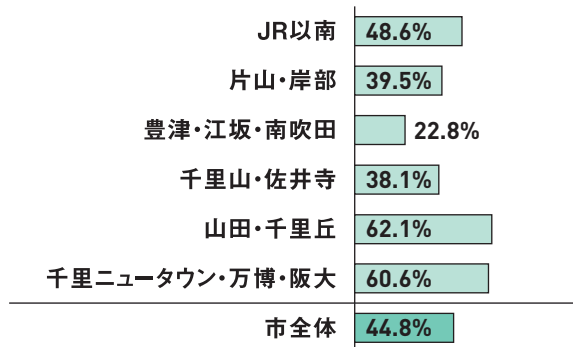
吹田警察署「平成 28 年吹田防犯協議会支部別犯罪発生件数」から作成

■ 自治会加入率



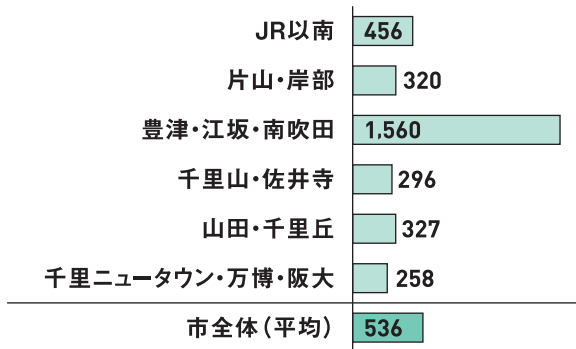
(注)数字は、地区ごとの総世帯数に対する自治会加入世帯数の割合を示す。
自治会加入世帯数は吹田市資料(平成 28年4月1日)、総世帯数は住民基本台帳人口(平成 28年3月末日)から作成

■ 自治会加入率(令和 4 年(2022 年) 4 月時点)



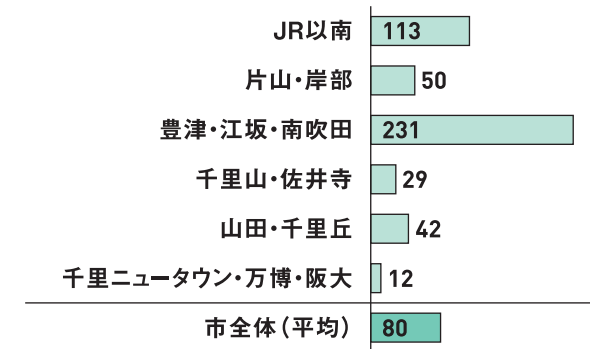
(注)数字は、地区ごとの総世帯数に対する自治会加入世帯数の割合を示す。
自治会加入世帯数は吹田市資料(令和 4 年 4 月 1 日)、総世帯数は住民基本台帳人口(令和 4 年 3 月末日)から作成

■ 卸売・小売業事業所数



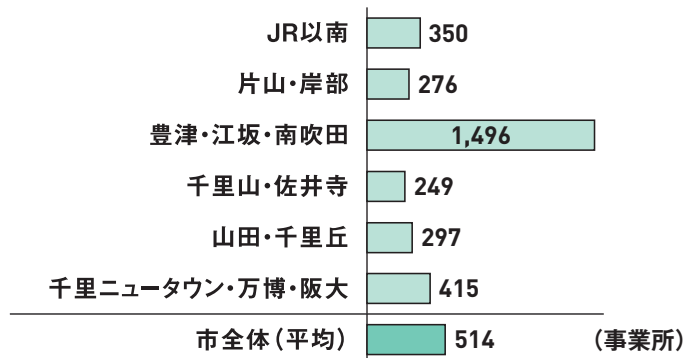
総務省「平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果」から作成

■ 製造業事業所数

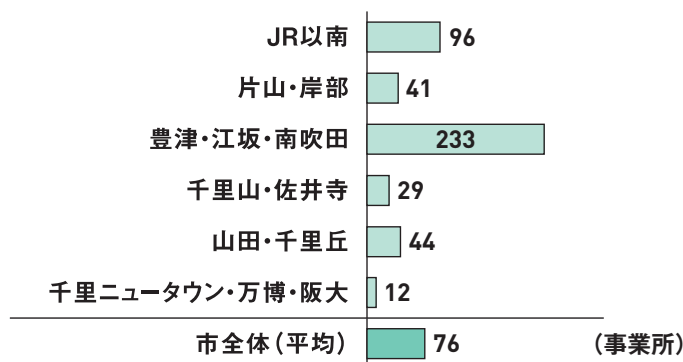


総務省「平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果」から作成

■ 卸売・小売業事業所数(令和3年(2021年)経済センサス活動調査結果により更新)



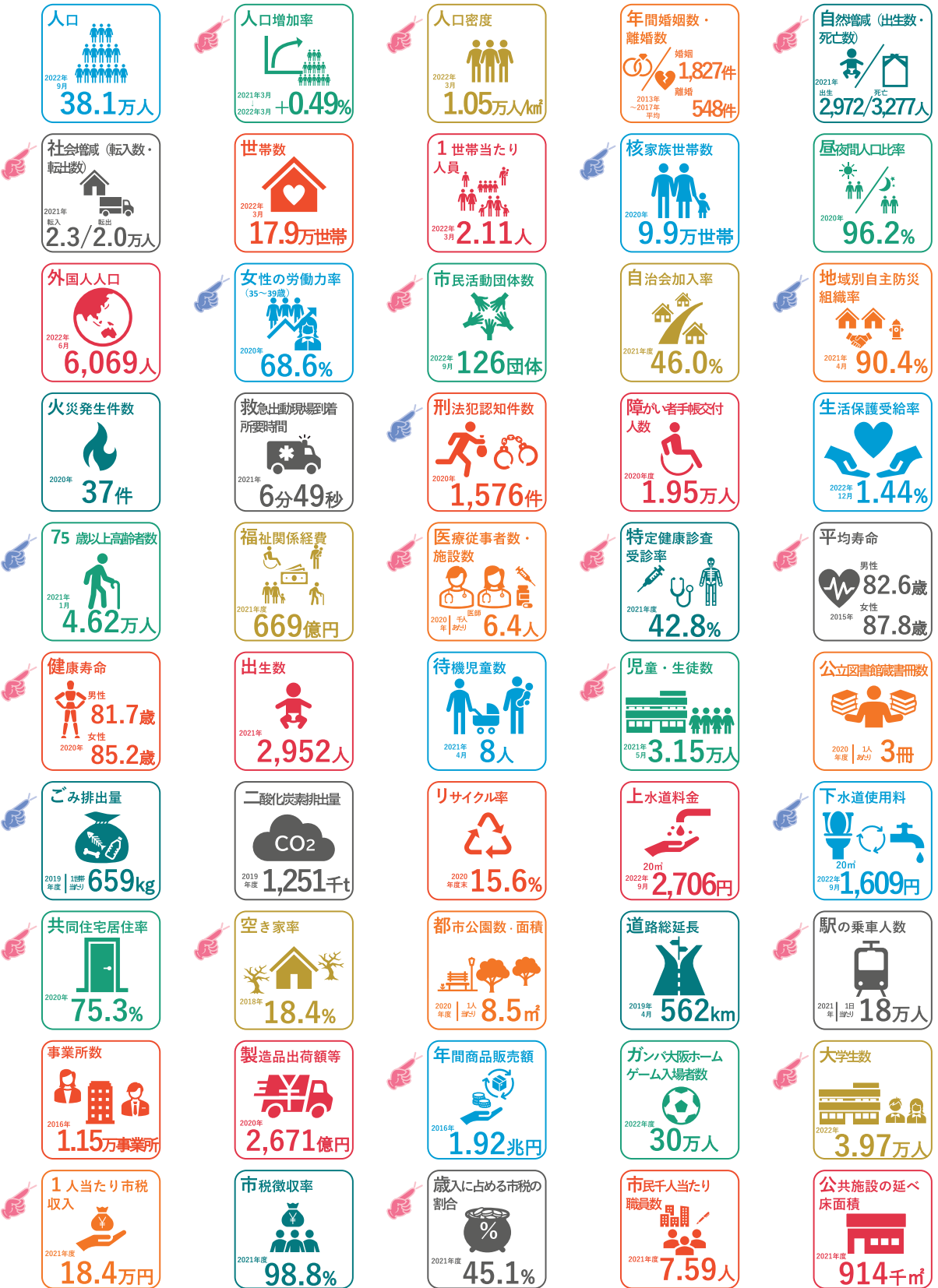
■ 製造業事業所数(令和3年(2021年)経済センサス活動調査結果により更新)



⑥ 吹田がわかる50のデータ

第4次総合計画の中間見直しに当たって、50の視点から本市の基礎データを整理しました。

全国同規模の自治体(中核市・62市)あるいは府内中核市・北摂各市等(12市)の中で3位以内のものにマークをつけています。高い・多い場合は赤、少ない・低い場合は青です。



令和5年(2023年)3月末時点(更新データは市公式ウェブサイトにて毎年公開)

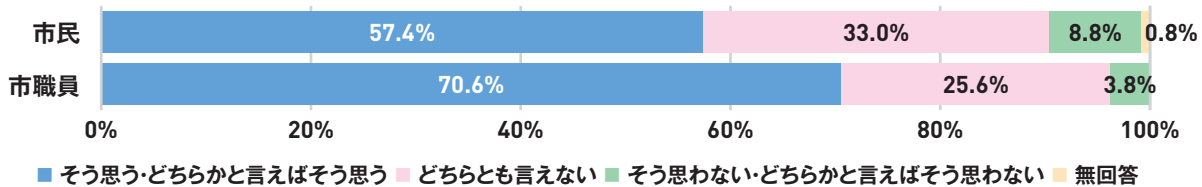
7 目標(めざすまちの姿)に対する到達度に関する評価

第4次総合計画で定める19の目標(めざすまちの姿)に対し、その姿に近づいていると思うかを、市民と市職員に尋ねました。結果は以下のとおりです(図1、2)。

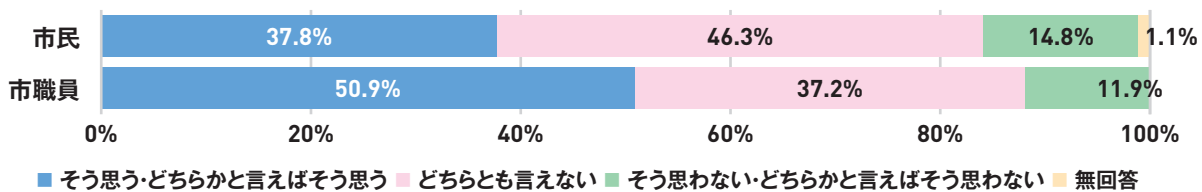
図1 目標(めざすまちの姿)に対する到達度の評価

大綱1 人権・市民自治

政策1 市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまち

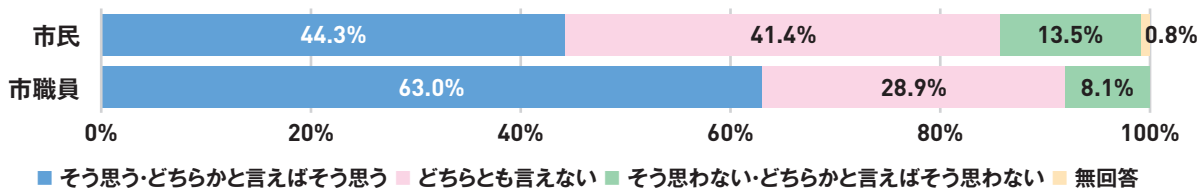


政策2 市民自治の確立に向けて、市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

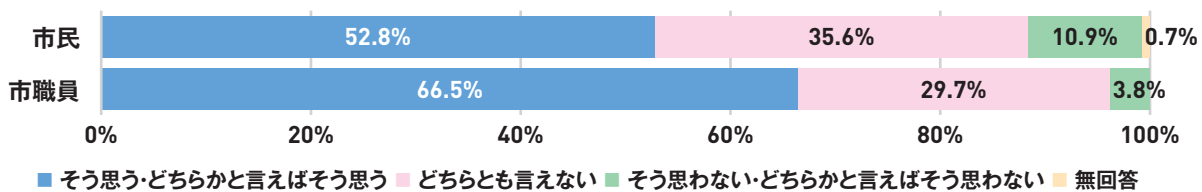


大綱2 防災・防犯

政策1 市民一人ひとりの防災意識と地域防災力・減災力が高まり、災害に強いまち

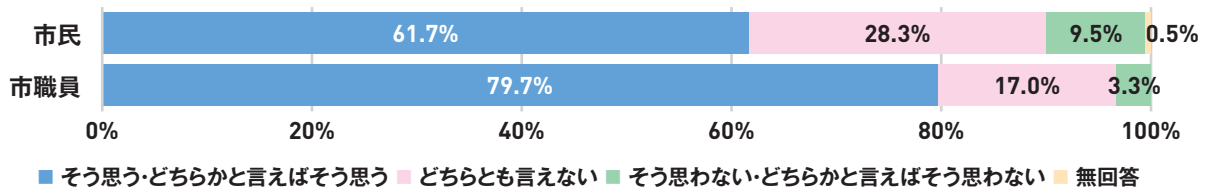


政策2 市民一人ひとりの防犯意識や犯罪を許さないという気運が高まり、だれもが安心安全に暮らせるまち

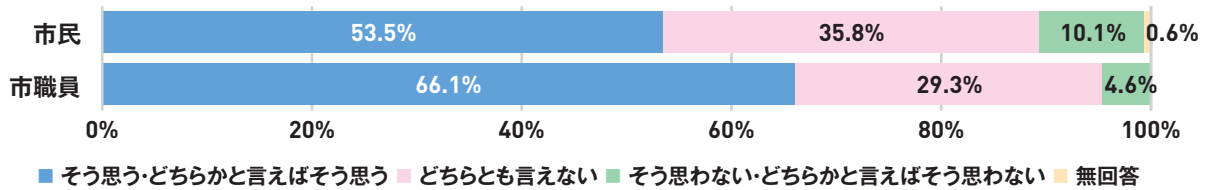


大綱3 福祉・健康

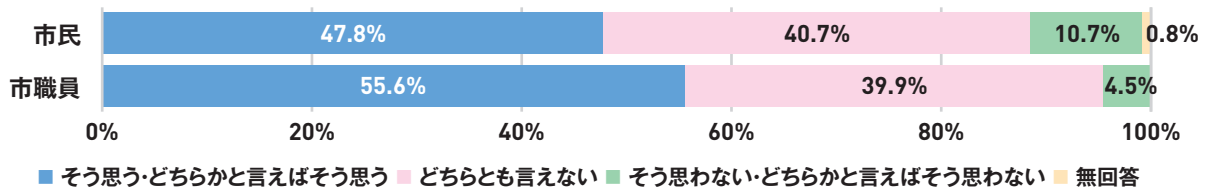
政策1 高齢者が住み慣れた地域ですこやかに、安心して暮らし続けられるまち



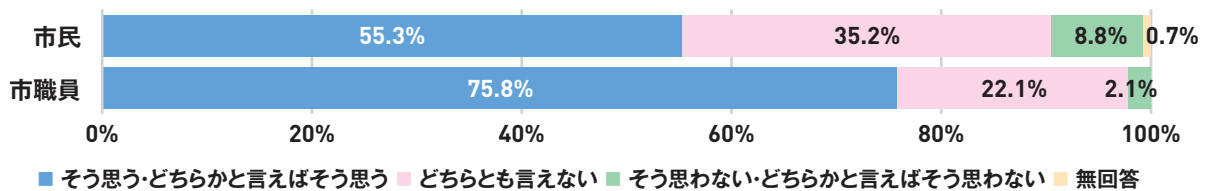
政策2 障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らし続けられるまち



政策3 地域福祉活動と総合的な生活保障により、だれもが地域で互いに支え合いながら、安心して暮らせるまち

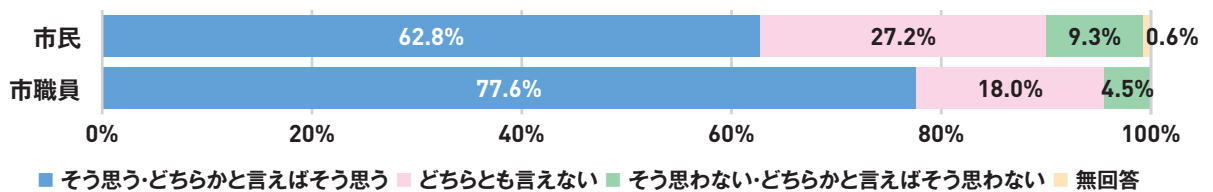


政策4 市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、生活の質を高めながら健康寿命を伸ばし、すこやかで安心して暮らせるまち

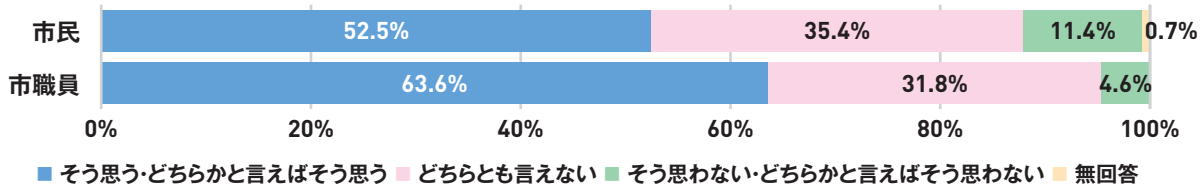


大綱4 子育て・学び

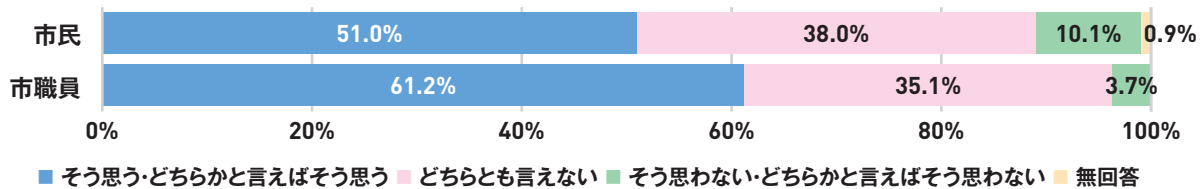
政策1 安心して子供を産み育てられ、すべての子供がすこやかに育つことができるまち



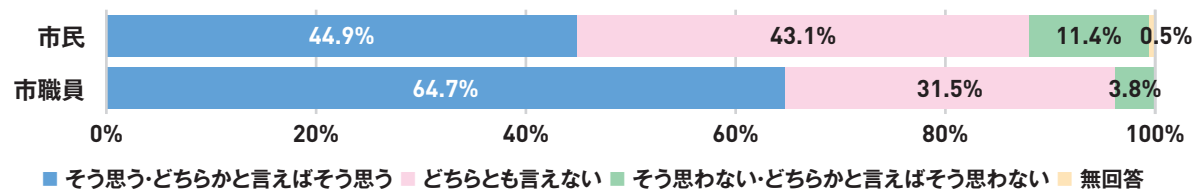
政策2 子供たちが新しい時代を生き抜くために必要となる学力、人間性、体力を育むことができるまち



政策3 家庭、地域、学校の連携・協働のもと、青少年のすこやかな成長を支えるまち

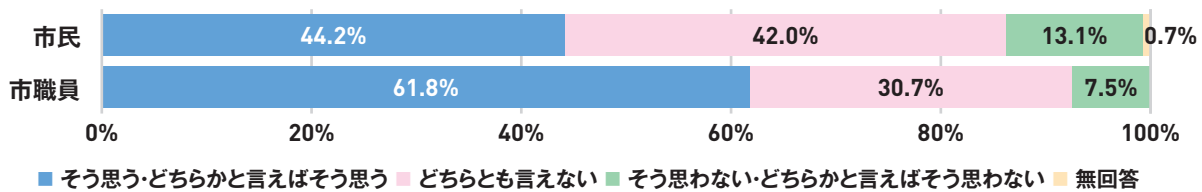


政策4 いつでも、どこでも、だれでも、さまざまな生涯学習活動に取り組むことができるまち



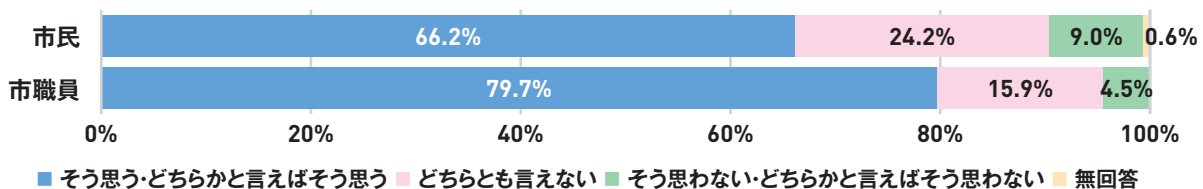
大綱5 環境

政策1 持続可能な社会の実現に向けた先進的な取組が進められ、良好な生活環境が整ったまち

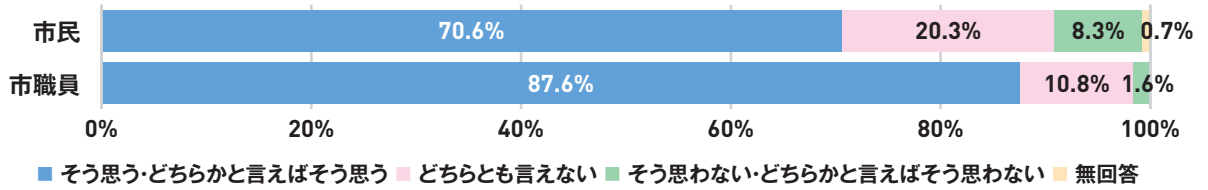


大綱6 都市形成

政策1 地域の特性を生かしたまちづくりが進められ、みどり豊かで安全・快適に暮らせるまち

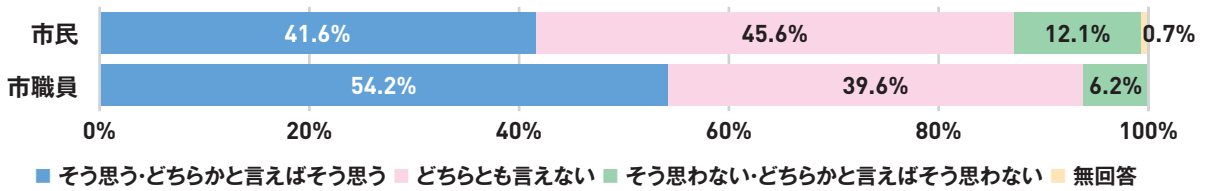


政策2 道路、水道、下水道などの適切な維持や、公共交通の利便性の向上により、だれもが安全・快適に暮らせるまち

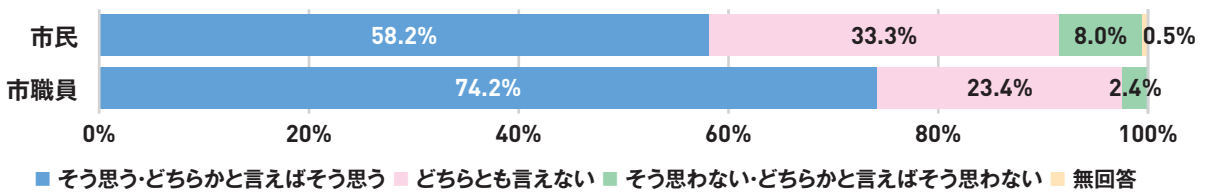


大綱7 都市魅力

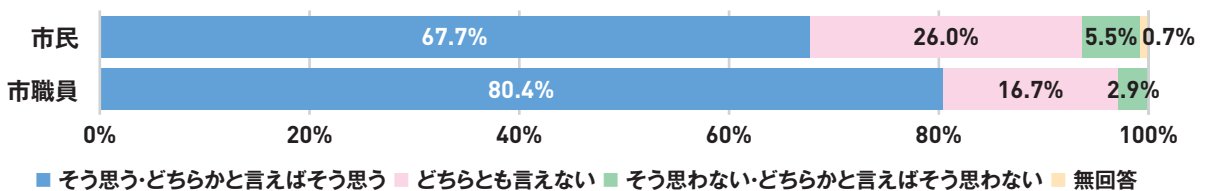
政策1 地域経済の活性化が図られ、だれもが働きやすい環境が整ったまち



政策2 文化やスポーツを通じて、より豊かな市民生活を営める魅力あるまち



政策3 まちのさまざまな魅力の向上により、市民が愛着や誇りをもち、住み続けたいと思えるまち



大綱8 行政経営

政策1 限られた財源や人材などの行政資源が有効活用され、新たな行政課題に柔軟に対応しながら、持続可能な行政運営が行われているまち

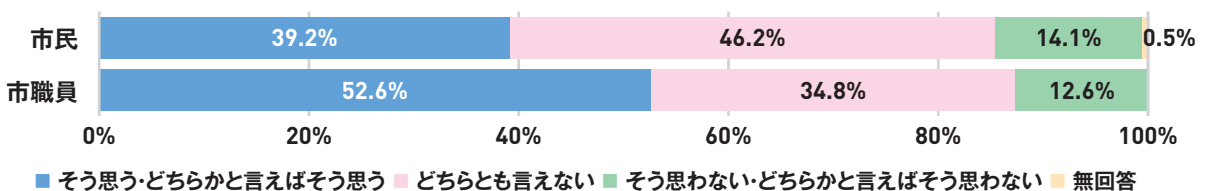
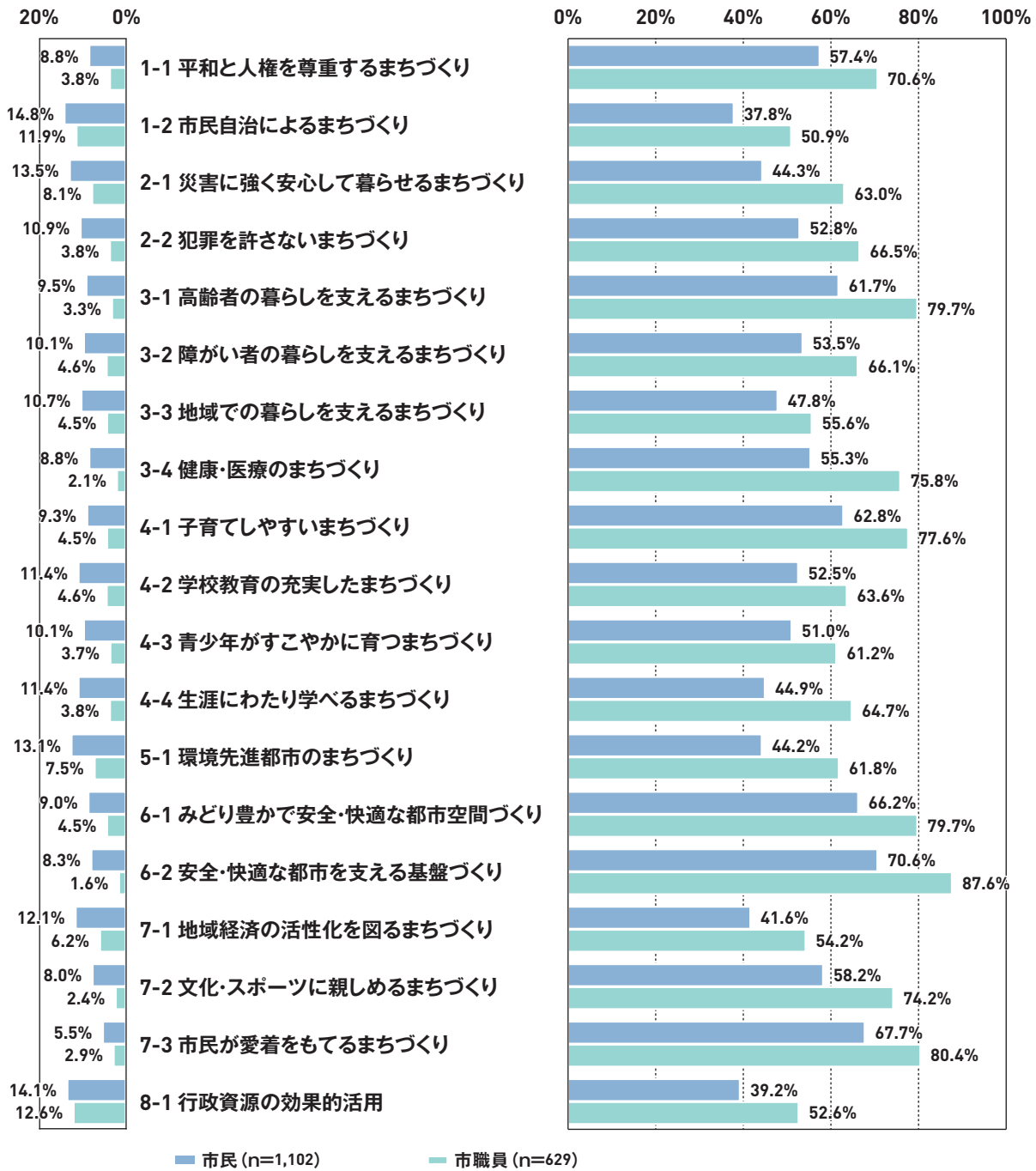


図2 目標(めざすまちの姿)に対する到達度の評価(市民・市職員の評価比較)

そう思わない+どちらかというと思わない

そう思う+どちらかというと思う



附属資料

⑦ 目標(めざすまちの姿)に対する到達度に関する評価

8 都市宣言

非核平和都市宣言



真の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかるに、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は、世界最初の核被爆国として、また、平和憲法の精神からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

吹田市は、日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に、市民の健康で文化的な生活の向上をめざし「すこやかで心ふれあう文化のまち」づくりをすすめており、平和なくしては、その実現はありえない。

よって、吹田市は、平和を希求する市民の総意のもとに、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願うとともに、核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを宣言する。

昭和58年(1983年)8月1日

吹田市



非核平和都市宣言モニュメント

健康づくり都市宣言



健康は、心ゆたかで活力に満ち充実した生活を営むための最も重要な基礎をなす市民共通の強いねがいであり、本市がめざす「すこやかで心ふれあう文化のまち」づくりの基本理念でもある。

本市は、この理念達成のため、市民の理解と参加を得て、健康づくり都市の実現に向けてとりくむことをここに宣言する。

昭和58年(1983年)10月11日

吹田市



健康づくり都市宣言モニュメント

安心安全の都市(まち)づくり宣言



私たちのまちは、人々が互いに助け合い、思いやりながら共に生き、将来を担う子どもたちが、すこやかに育つことのできる安心安全なまちでなければなりません。

安心してくらすことのできる安全なまち、いつまでも誇りをもって住み続けたいと思えるまちは市民みんなの願いです。

こうした想いをもとに、吹田市は、市民一人ひとりのつながりの輪を広げ、市の将来像である“人が輝き、感動あふれる美しい都市(まち)すいた”を目指し、市民、企業、行政が力を合わせて「安心安全の都市(まち)づくり」に取り組むことをここに宣言します。

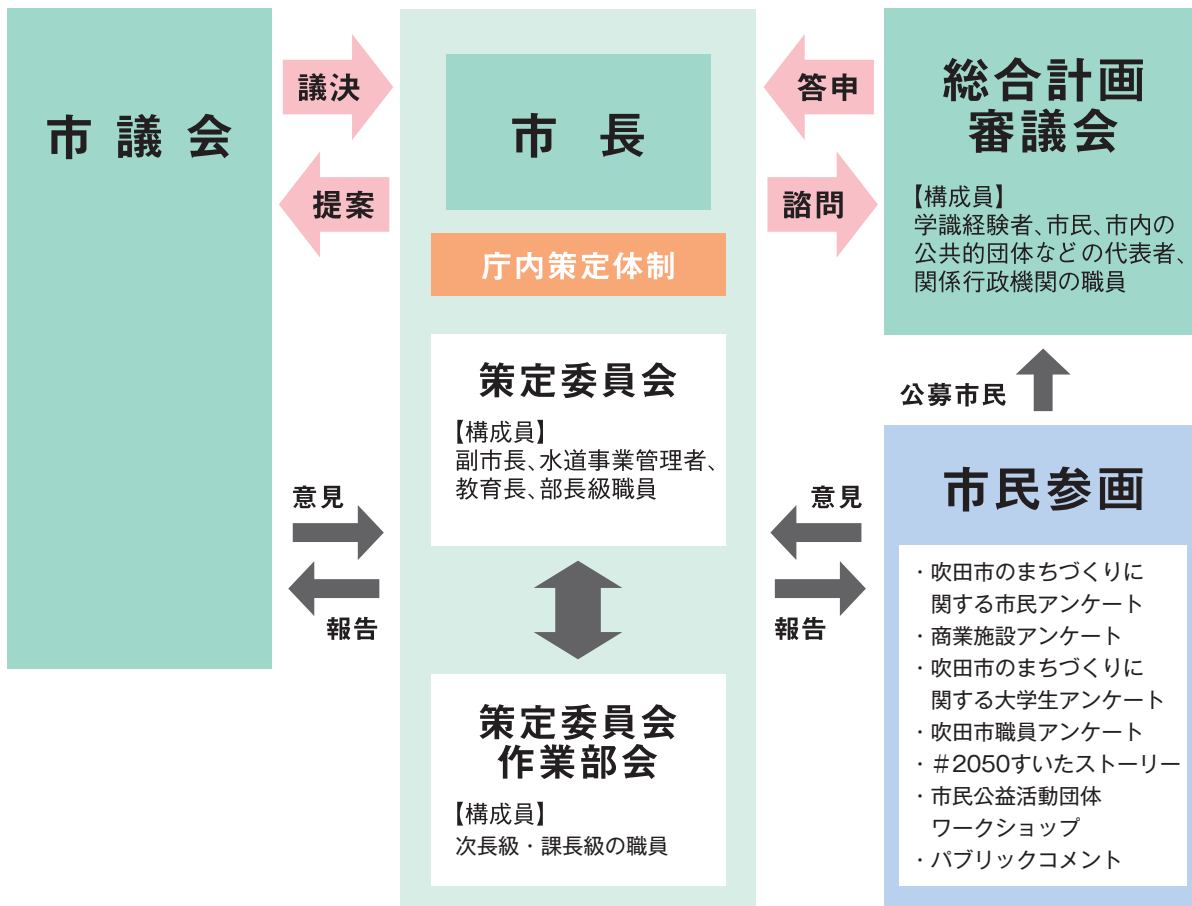
平成20年(2008年)3月14日

吹田市



安心安全の都市(まち)づくり宣言モニュメント

⑨ 策定組織図



10 策定経過

	策定委員会・作業部会 (庁内組織)等	総合計画審議会	市民参画
令和4年度 (2022年度)	<p>R4.8.10 第1回総合計画策定委員会 (今後の見直しの方向性)</p> <p>R4.8.22 第1回総合計画策定委員会 作業部会 (今後の見直しの方向性)</p> <p>R4.9.7~9.21, 10.5~10.25 吹田市職員アンケート</p> <p>R4.9.30 第2回総合計画策定委員会 (基本計画改訂版骨子案)</p> <p>R4.10.4~10.12 第2回総合計画策定委員会 作業部会 (基本計画改訂版骨子案)</p> <p>R4.10.31~11.4 第3回総合計画策定委員会 作業部会 (基本計画改訂版素案)</p> <p>R4.11.16 第3回総合計画策定委員会 (基本計画改訂版素案)</p>	<p>R4.11.21 第1回総合計画審議会 (基本計画改訂版素案について 諮問)</p> <p>R4.12.23 第1回総合計画審議会 ・第2部会(大綱1,3,4)</p> <p>R4.12.26 第1回総合計画審議会 ・第1部会(大綱2,5,6,7)</p> <p>R5.1.16 第1回総合計画審議会 ・第3部会 (財政運営の基本方針、大綱8)</p> <p>R5.1.23 第2回総合計画審議会 ・第1部会(大綱2,5,6,7)</p>	<p>R4.9.1~R4.9.16 吹田市のまちづくりに関する 市民アンケート</p> <p>R4.10.15~R4.12.31 #2050 すいたストーリー</p> <p>R4.10.25・11.11・11.23 商業施設アンケート(全3回)</p> <p>R4.12.5・12.13 吹田市のまちづくりに関する 大学生アンケート(全2回)</p>

	策定委員会・作業部会 (庁内組織)等	総合計画審議会	市民参画
令和4年度 (2022年度)	<p>R5.3.28 第4回総合計画策定委員会 (基本計画改訂版素案)</p> <p>R5.3.29 第4回総合計画策定委員会 作業部会(書面開催) (基本計画改訂版素案)</p>	<p>R5.1.25 第2回総合計画審議会 ・第2部会(大綱1,3,4)</p> <p>R5.1.26 第2回総合計画審議会 ・第3部会 (財政運営の基本方針、大綱8)</p> <p>R5.2.21 第2回総合計画審議会 (基本計画改訂版素案)</p>	<p>R5.2.13 市民公益活動団体 ワークショップ</p>
令和5年度 (2023年度)	<p>R5.5.9～5.12 第5回総合計画策定委員会 作業部会 (基本計画改訂版素案)</p> <p>R5.5.30 第5回総合計画策定委員会 (基本計画改訂版素案)</p>	<p>R5.6.9 第3回総合計画審議会 (基本計画改訂版素案)</p> <p>R5.6.12 第3回総合計画審議会 ・第3部会 (財政運営の基本方針、大綱8)</p> <p>R5.6.15 第3回総合計画審議会 ・第1部会(大綱2,5,6,7)</p> <p>R5.6.16 第3回総合計画審議会 ・第2部会(大綱1,3,4)</p> <p>R5.7.3 第4回総合計画審議会 ・第3部会 (財政運営の基本方針、大綱8)</p> <p>R5.7.6 第4回総合計画審議会 ・第2部会(大綱1,3,4)</p> <p>R5.7.10 第4回総合計画審議会 ・第1部会(大綱2,5,6,7)</p>	

	策定委員会・作業部会 (庁内組織)等	総合計画審議会	市民参画
令和5年度 (2023年度)	<p>R5.8.7 第6回総合計画策定委員会 作業部会(書面開催) (答申報告・基本計画改訂版 素案)</p> <p>R5.8.18 第6回総合計画策定委員会 (答申報告・基本計画改訂版 素案)</p> <p>R5.8.25～9.25 基本計画改訂版素案に対する 職員意見募集</p> <p>R5.10.6 第7回総合計画策定委員会 作業部会(書面開催) (基本計画改訂版計画案)</p> <p>R5.10.17 第7回総合計画策定委員会 (基本計画改訂版計画案)</p> <p>R5.10.24 政策会議</p> <p>R5.12.22 市議会にて可決</p>	<p>R5.7.27 第4回総合計画審議会 (基本計画改訂版素案)</p> <p>R5.8.4 基本計画改訂版素案について 答申</p>	<p>R5.8.25～9.25 基本計画改訂版素案に対する パブリックコメント</p>

II 総合計画審議会

1. 審議会委員

1号委員（学識経験者）		第1部会	第2部会	第3部会
◎ 北村 亘	大阪大学大学院法学研究科 教授	◎		◎
○ 島 善信	千里金蘭大学生生活科学部 教授		◎	○
足立 泰美	甲南大学経済学部 教授			○
井元 真澄	梅花女子大学心理こども学部 教授		○	
草郷 孝好	関西大学社会学部 教授		○	
越山 健治	関西大学社会安全学部 教授	○		
野口 緑	大阪大学大学院医学系研究科 特任准教授		○	
松井 孝典	大阪大学大学院工学研究科 助教	○		
松浦 敏雄	大和大学理工学部 教授			○
2号委員（市民）				
安藤 義貴	公募市民		○	
周 月茹	公募市民	○		
藤村 隆太郎	公募市民	○		
山中 拓也	公募市民		○	
3号委員（市内の公共的団体等の代表者）				
櫻井 和子	吹田市社会福祉協議会 会長		○	
柴田 仁	吹田商工会議所 会頭	○		
相馬 孝	吹田市医師会 副会長		○	
高田 耕平	吹田市PTA協議会 副会長		○	
福井 一彦	アジェンダ21すいた 副会長	○		
矢野 哲也	吹田市社会体育団体連絡会 幹事	○		
4号委員（関係行政機関の職員）				
堀越 陽子	西宮市 政策局 政策総括室 政策推進課 課長			○

※◎は会長、○は副会長（ただし、第1部会、第2部会及び第3部会の「◎」は部会長）

委嘱期間は、令和4年（2022年）11月21日から令和5年（2023年）12月22日まで

第1部会 大綱2, 5, 6, 7を検討

第2部会 大綱1, 3, 4を検討

第3部会 大綱8, 財政運営の基本方針を検討

所属・役職名は委嘱日時点

会長、副会長以外は選出区分ごとの五十音順・敬称略

選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2項の各号による

2. 諮問文・答申文

4行企第1039号
令和4年11月21日
(2022年)

吹田市総合計画審議会
会長 北村 亘 様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版(素案)について(諮問)

吹田市第4次総合計画基本計画について、策定後の動向を踏まえ、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)の後半期間に向けて見直しを行う必要があるため、吹田市第4次総合計画基本計画改訂版(素案)について、貴審議会の御意見を賜りたく、吹田市総合計画審議会規則第2条の規定により諮問いたします。

令和5年8月4日
(2023年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市総合計画審議会
会長 北村 亘

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版(素案)について(答申)

令和4年(2022年)11月21日付、4行企第1039号にて諮問のありました吹田市第4次総合計画基本計画改訂版(素案)について、慎重に審議を重ねた結果、一部修正し、別添のとおり答申します。

なお、審議の中で委員から出された留意事項については、次期計画策定時にご考慮いただきますようお願いいたします。

12 市民参画・市民周知の状況

1. 市民参画

吹田市のまちづくりに関する市民アンケート

調査期間：令和4年（2022年）9月1日～16日
調査対象：無作為抽出による18歳以上の吹田市在住者3,000人
回答結果：有効回答数1,102件、有効回収率36.9%
調査項目：
1 コロナや社会状況の変化による生活の変化
2 SDGsの認知度、注力すべきゴール
3 総合計画の19のめざすまちの姿の到達度

吹田市のまちづくりに関する大学生アンケート

調査日：令和4年（2022年）12月5日、13日
調査対象：関西大学及び大阪学院大学の学生（両大学で行った吹田市企画財政室による講義の受講生）
回答結果：有効回答数178件
調査項目：総合計画の19のめざすまちの姿の到達度

商業施設アンケート

調査日：令和4年（2022年）10月25日、11月11日、23日
場所：イオン吹田店、イオン北千里店、ららぽーとEXPOCITY
調査対象：商業施設来場者
回答結果：パネルアンケート回答522件、タブレットアンケート回答269件
調査項目：
1 あなたがSDGsで重視するゴール（パネルアンケート）
2 総合計画の19のめざすまちの姿の到達度（タブレットアンケート）

#2050 すいたストーリー

募集期間：令和4年（2022年）10月15日～12月31日
対象：吹田市に関心がある方
募集結果：258件（千里高校でのプレ企画（令和4年（2022年）6月実施）を含む）
募集テーマ：あなたの思い描く2050年のすいた（プレ企画の千里高校では、「2050年（2032年）のある日、吹田市に暮らす私の日記」として募集）



市民公益活動団体ワークショップ

実施日：令和5年（2023年）2月13日
対象：吹田市内で活動する市民公益活動団体
参加人数：19名（18団体）
意見交換テーマ：
1 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響など、活動する中で感じた変化
行政とは異なる視点から見たトピックス
2 行政と市民公益活動団体とがさらに協働しながら進めたいこと



パブリックコメント

実施期間：令和5年（2023年）8月25日～9月25日
対象：基本計画改訂版素案
提出件数：134件（50通）

附属資料

12 市民参画・市民周知の状況

《参考》

吹田市職員アンケート

調査期間：令和4年（2022年）9月7日～21日、
10月5日～10月25日

調査対象：吹田市職員

回答結果：有効回答数 629 件

調査項目：

- 1 総合計画の19のめざすまちの姿の到達度
- 2 SDGsの認知度、注力すべきゴール

職員意見募集

実施期間：令和5年（2023年）
8月25日～9月25日

対 象：基本計画改訂版素案

提出件数：0件

2. 市民周知

総合計画 PR 動画

総合計画を知ってもらうためのきっかけとなるよう、キャラクター（スイタロー）を使用した親しみやすい動画を作成し、YouTubeの吹田市動画配信チャンネルで公開

総合計画 PR ポスター・チラシ

商業施設アンケートや#2050すいたストーリーを告知するための媒体としてポスター・チラシを作成し、市内公共施設や大学等に掲示



13 条例・規則

1. 自治基本条例

吹田市自治基本条例(抜粋)

制 定 平成18年10月11日条例第34号

最近改正 平成25年3月29日条例第31号

(総合計画)

第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画(行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。)を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

(財政運営)

第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

(行政評価)

第28条 執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確にし、その成果、達成度等について評価を行わなければなりません。

2 執行機関は、前項の評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければなりません。

3 執行機関は、第1項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければなりません。

2. 吹田市議会の議決すべき事件に関する条例

吹田市議会の議決すべき事件に関する条例

制 定 平成24年6月15日条例第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により吹田市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 基本構想(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想又はこれに相当する計画をいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止に関すること。

(2) 基本計画(基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ体系的な枠組みを示す計画をいう。)の策定、変更又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 総合計画審議会規則

吹田市総合計画審議会規則

制 定 昭和41年1月10日規則第3号

最近改正 平成28年3月31日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和32年吹田市条例第302号)第3条の規定に基づき、吹田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、吹田市総合計画について、市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市内の公共的団体等の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査審議を終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 会長は、必要に応じて各部会の調整をはかるため部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則(省略)

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

4. 総合計画策定委員会設置要領

吹田市総合計画策定委員会設置要領

制 定 平成4年5月20日

最近改正 令和5年4月1日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る総合調整に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者及びその他委員長が指定する者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は行政経営部担当副市長をもって充て、副委員長は委員長以外の副市長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、職員参加を推進するため、策定委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、策定委員会委員長が指名する職員をもって組織する。

2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(各部総合計画検討会議)

第8条 職場の意見を集約、調整し、素案の検討の場として、各部に総合計画検討会議を置くことができる。

2 各部総合計画検討会議の運営に関する事項は、各部の総合計画検討会議設置基準で定める。

(専門研究員)

第9条 委員長は、策定委員会の所掌事務に関する専門的な事項について指導及び助言を得るため、専門研究員若干人を委嘱することができる。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月20日から施行する。

附 則(省略)

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

副市長
水道事業管理者
教育長
危機管理監
総務部長
行政経営部長
税務部長
市民部長
理事(人権政策・ウクライナ避難民支援担当)
都市魅力部長
児童部長
理事(家庭児童相談担当)
福祉部長
理事(福祉指導監査担当)
健康医療部長
保健所長
環境部長
都市計画部長
理事(公共施設整備担当)
土木部長
理事(地域整備担当)
下水道部長
会計管理者
消防長
消防本部理事(大規模特異災害担当)
水道部長
学校教育部長
教育監
地域教育部長

5. 総合計画策定委員会作業部会設置基準

吹田市総合計画策定委員会作業部会設置基準

制 定 平成28年5月16日

最近改正 令和4年7月1日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、吹田市総合計画策定委員会設置要領第6条の規定に基づき、吹田市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)に吹田市総合計画策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(作業部会の構成)

第2条 策定委員会は、総合計画の素案の策定に必要な数の作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する別表に掲げる者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、前項に規定する作業部会のほか、任意の作業部会を設置することができる。

3 作業部会の構成について、素案策定を円滑に行うために必要な場合は、別表に掲げる者に代わり、原則として、部会長及び副部会長の場合は次長級職員又は課長級職員に、部会員の場合は課長代理級以上の職員に、作業部会員の変更ができるものとする。

4 前項の変更は、作業部会員の所属する長の別紙様式による申出を受け、委員長が任命するものとする。

(部会長及び副部会長)

第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指名する職員をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

2 第1部会長は、部会間の連絡調整が必要であるときは、部会長を招集することができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 副部会長又は部会員が会議に出席できない場合は、部会長の承認を得て代理者の出席をさせるものとする。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

附 則

この基準は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

別表

第1作業部会 【行政経営】	
部会長	企画財政室長
副部会長	人事室長
部会員	情報政策室長
部会員	都市計画室長
部会員	資産経営室長
部会員	税制課長
部会員	市民課長

第2作業部会 【人権平和・文化・地域経済・都市魅力】	
部会長	地域経済振興室長
副部会長	人権政策室長
部会員	広報課長
部会員	市民総務室長
部会員	市民自治推進室長
部会員	シティプロモーション推進室長
部会員	文化スポーツ推進室長
部会員	文化財保護課長

第3作業部会 【福祉・健康】	
部会長	福祉総務室長
副部会長	健康まちづくり室長
部会員	生活福祉室長
部会員	高齢福祉室長
部会員	障がい福祉室長
部会員	成人保健課長
部会員	母子保健課長

第4作業部会 【保健・地域医療】	
部会長	保健医療総務室長
副部会長	地域保健課長
部会員	健康まちづくり室長
部会員	成人保健課長
部会員	母子保健課長
部会員	衛生管理課長

第5作業部会 【子育て】	
部会長	子育て政策室長
副部会長	母子保健課長
部会員	子育て給付課長
部会員	家庭児童相談室長
部会員	のびのび子育てプラザ所長
部会員	保育幼稚園室長
部会員	こども発達支援センター長

第6作業部会 【教育】	
部会長	教育未来創生室長
副部会長	まなびの支援課長
部会員	学校管理課長
部会員	学校教育室長
部会員	教育センター所長
部会員	中央図書館長
部会員	青少年室長
部会員	放課後子ども育成室長

第7作業部会 【環境・安心安全】	
部会長	危機管理室長
副部会長	環境政策室長
部会員	市民総務室長
部会員	福祉総務室長
部会員	環境保全指導課長
部会員	総務予防室長

第8作業部会 【都市形成】	
部会長	都市計画室長
副部会長	公園みどり室長
部会員	計画調整室長
部会員	開発審査室長
部会員	住宅政策室長
部会員	総務交通室長
部会員	道路室長
部会員	地域整備推進室長
部会員	下水道部経営室長
部会員	水道部企画室長

吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 策定の趣旨

日本は、平成20年(2008年)を境に「人口減少時代」に突入しています。現状のままでは、今後、急速に人口減少・少子高齢化が進行し、国民の生活にさまざまな悪影響が及ぶ可能性があることから、国は、まち・ひと・しごと創生法^{*}に基づき、平成26年(2014年)12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「国の総合戦略」という。)を策定しました。その後、令和元年(2019年)12月には、前期の主な取組の方向性を引き継ぎながら、「新しい時代の流れを力にする」、「多様な人材の活躍の推進」を新たな視点として加えた「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和2年(2020年)には新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて改訂を行いました。

テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでと大きく変化する中、デジタルの力を活用して地方創生^{*}を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するため、国は令和4年(2022年)12月に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略^{*}」(以下、「国のデジタル総合戦略」という。)を策定し、令和5年(2023年)12月には、2023改訂版を策定したところです。その実現にあたっては、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、自治体には新型コロナウイルス感染症感染拡大やデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かし、地方版総合戦略の策定、改訂に努めることが求められています。

本市においても、国の総合戦略に基づき、平成28年(2016年)3月に「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「第1期総合戦略」という。)を策定しました。人口減少問題に対応し、これまで受け継がれてきた本市の魅力を将来にわたって維持するとともに、誰もが安心して豊かに暮らし、活躍できるまちとして発展し続けるための取組を進めてきたところです。同時に策定した人口ビジョンにおけるシミュレーションでは、令和2年(2020年)の人口を36.4万人と想定していましたが、同年の国勢調査の結果では2万人以上、上回る38.6万人となりました。増加要因は、転入超過が続いたことで、とりわけ生産年齢人口の増加がみられたことから、この世代に選ばれるための魅力向上ができたものと考えています。

令和5年度(2023年度)をもって第1期総合戦略の計画期間が終了することから、国のデジタル総合戦略も踏まえ、「吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「第2期総合戦略」という。)を策定します。また、策定にあたっては、令和10年度(2028年度)までの10年間を計画期間とする第4次総合計画基本計画が中間見直しの時期を迎えることから、第4次総合計画基本計画の改訂と第2期総合戦略の策定を一体的に進めるとともに、整合を図ることとします。

2. 第4次総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

第2期総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法*第10条に基づき、国のデジタル総合戦略を踏まえ策定します。

また、平成31年(2019年)3月に策定した第4次総合計画の基本計画を改訂するにあたって、第2期総合戦略の策定と一体的に行うこととします。そのため、第4次総合計画基本計画改訂版の政策及び施策を、第2期総合戦略の基本目標を達成するための基本的方向・具体的施策として再整理します。

第4次総合計画基本計画改訂版と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係(例)

第4次総合計画基本計画改訂版

大綱4 子育て・学び

政策1

子育てしやすいまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

安心して子供を産み育てられ、
すべての子供がすこやかに育つことができるまち

施策

4-1-1 就学前の教育・保育の充実

児童部

多様な保育ニーズに対応しながら、保育所や認定こども園*などの整備を進めるとともに、子供一人ひとりのすこやかな育ちを保障する質の高い教育・保育の充実を図ります。

4-1-2 地域の子育て支援の充実

児童部

妊産婦や保護者の負担や不安を軽減するため、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供する機会や相談体制の充実を図ります。また、訪問支援や育児教室、一時預かりなど、地域での子育て支援を切れ目なく行うとともに、子育てに関する情報を積極的に発信し、保護者が必要とする子育て支援サービスにつなげます。

4-1-3 配慮が必要な子供・家庭への支援

児童部・福祉部

発達に支援を必要とする子供や医療的ケアを必要とする子供、ひとり親家庭、生活困窮世帯の子供、ヤングケアラー*がいる家庭など、配慮が必要な子供や家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、児童虐待の未然防止・早期発見のため、相談・啓発などに取り組みます。

■施策指標■

施策	指標名	策定時(H29)	改訂時(R4)	目標(R10)
4-1-1	保育所などの待機児童数	55人 (H30年度)	0人	0人
4-1-2	「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数	3,510人	5,978人	5,000人
4-1-2	乳幼児健診の問診における今後この地域で子育てをしていきたいと思う親の割合	95.9%	97.2%	98%
4-1-3	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、助産師、民生委員・児童委員*などが訪問や面談を行った割合	72.2%	86.0%	100% (改訂前:80%)
4-1-3	「ひとり親家庭就業相談」*における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合	87% (20人)	69.6% (16人)	100% (改訂前:50人)

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

Ⅲ. 基本的方向・具体的施策・KPI

基本目標

出産・子育て・学び、未来(あす)への希望がかなうまち

基本的方向

= 対応する第4次総合計画基本計画改訂版の政策

基本的方向1 子育てしやすいまちづくり

具体的施策・KPI

= 対応する第4次総合計画基本計画改訂版の施策・施策指標

具体的施策1 就学前の教育・保育の充実

《KPI》・保育所などの待機児童数

具体的施策2 地域の子育て支援の充実

《KPI》・「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数
・乳幼児健診の問診における今後この地域で子育てをしていきたいと思う親の割合

具体的施策3 配慮が必要な子供・家庭への支援

《KPI》・生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、助産師、民生委員・児童委員などが訪問や面談を行った割合
・「ひとり親家庭就業相談」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合

3. 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

1. 位置付け・対象期間

本市の第2期人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン* (令和元年改訂版)」の趣旨を踏まえ、本市の人口の現状分析を行い、現在の本市の人口増加基調が持続すると仮定した場合に導き出される人口推計を将来展望として示すものです。第2期人口ビジョンの人口推計の期間は、第4次総合計画の人口推計と合わせ、令和22年(2040年)までとします。

また、第2期人口ビジョンを基礎資料とし、第2期総合戦略の基本目標・数値目標を策定します。

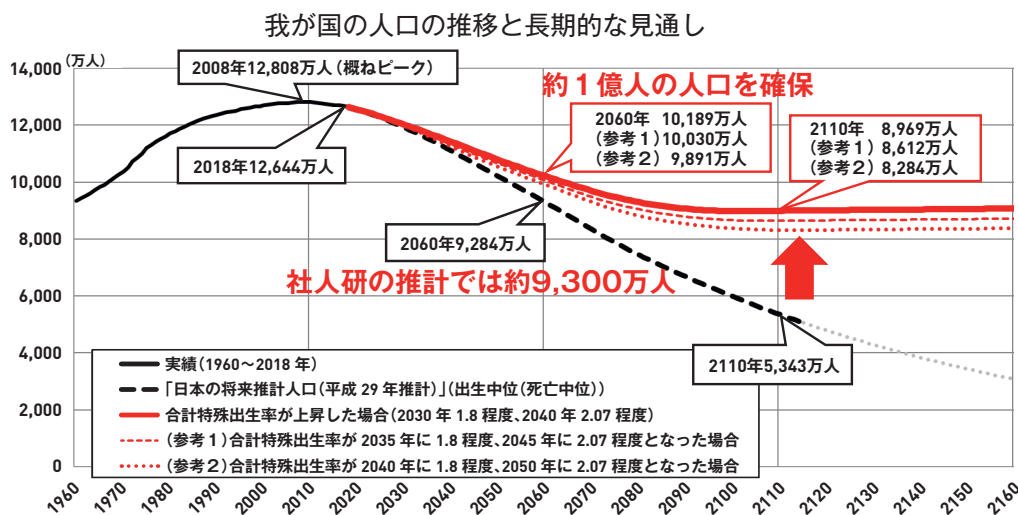
2. 国の人口ビジョン

(まち・ひと・しごと創生長期ビジョン* (令和元年改訂版)) 概要

人口減少が急速に進むと、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなります。このため、平成26年(2014年)に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有をめざすとともに、今後、めざすべき将来の方向を提示することを目的として、国の人口ビジョンが策定されました。

その後の国立社会保障・人口問題研究所*の推計では、当時より人口減少のスピードはやや遅くなっているものの、決して危機的な状況が変わったわけではありません。この困難な課題に国と地方公共団体のすべての関係者が力を合わせて取り組んでいけるよう、令和元年(2019年)に改訂された国の人口ビジョン(令和元年改訂版)の概要は以下のとおりです。

- (1) 合計特殊出生率*は、1970年代半ばに人口規模が長期的に維持される水準を下回り、その状態が今日まで約40年以上続いている。
- (2) 国立社会保障・人口問題研究所*「将来推計人口(平成29年推計)」では、このまま人口が推移すると、2060年の総人口は9,284万人にまで落ち込むと推計されている。
- (3) 仮に2040年に出生率が人口置換水準*と同程度の値である2.07まで回復するならば、2060年に総人口1億人程度を確保し、その後2100年前後には人口が定常状態になることが見込まれている。
- (4) 人口減少への対策を早く講じ、出生率が早く向上すればするほど、将来人口に与える効果は大きく、出生率の向上が5年遅れるごとに、将来の定常人口はおおむね300万人ずつ減少することになる。



(注1) 社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3) 実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115~2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

内閣府「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン* (令和元年改訂版)」より抜粋

3. 第2期人口ビジョン及び考え方

第2期人口ビジョンについては、第1期人口ビジョンや第4次総合計画人口推計、人口実績も踏まえて検討し、人口増に寄与していると考えられる要因が今後も続くと仮定した場合の将来展望として示すものです。

(1) 第1期人口ビジョン(平成28年(2016年)3月策定)

第1期人口ビジョンは、合計特殊出生率*が令和12年(2030年)ごろまでに1.8程度、令和22年(2040年)ごろまでに2.07程度まで向上し、若者の転出超過が25%程度抑制され、子育て世帯等の転入超過が促進されると仮定して推計したものです。令和2年(2020年)には36.4万人になると推計していましたが、本市における総人口は、近年増加傾向にあり、令和2年(2020年)に行った国勢調査の結果は38.6万人です。合計特殊出生率*は、令和3年(2021年)時点で1.31と、仮定値を下回りましたが、想定を大幅に超える転入超過となったことで、見込んでいたよりも2万人以上、上回る結果となりました。

(2) 第4次総合計画人口推計(平成31年(2019年)3月策定)・令和2年(2020年)実績値補完

第4次総合計画基本計画の改訂にあたって、令和2年(2020年)に行った国勢調査の結果を補完した第4次総合計画人口推計では、令和12年(2030年)の39.4万人をピークに人口減少傾向に入る推計となっています。

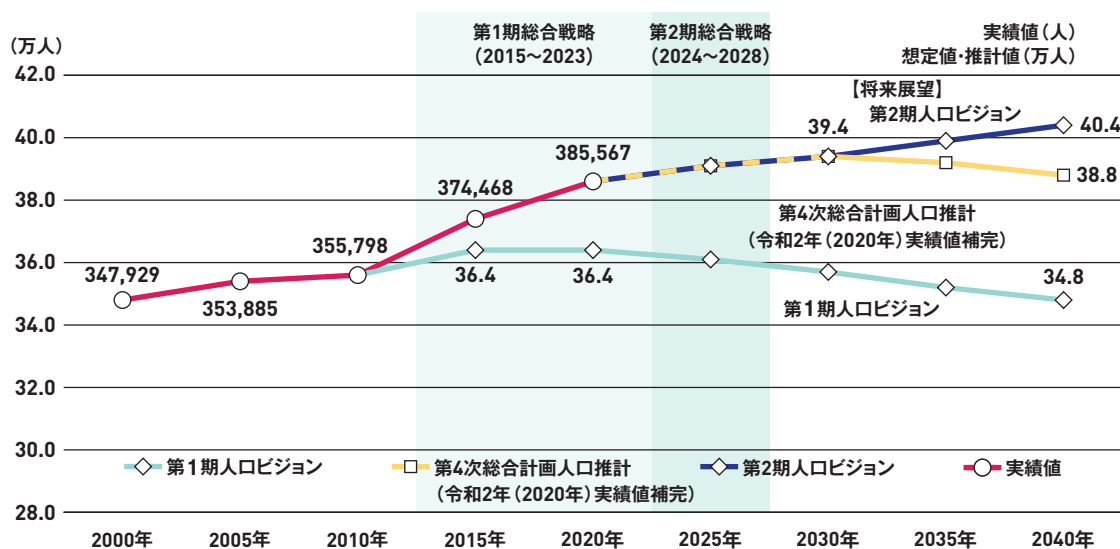
(3) 第2期人口ビジョン(令和6年(2024年)3月策定)

第2期人口ビジョンでは、近年の転入超過(※1)の傾向が続くとともに、合計特殊出生率*1.47前後(※2)が続くと仮定して推計しています。人口増加が続き、令和22年(2040年)には40.4万人になると想定できます。

※1 平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの国勢調査及び令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの住民基本台帳による傾向

※2 本市を含め全国的に出生率が回復傾向にあった平成27年(2015年)ごろの本市の出生の傾向(国立社会保障・人口問題研究所*が示す「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」)

人口ビジョン及び第4次総合計画人口推計



4. 年齢3区分人口

令和2年(2020年)の国勢調査の結果によると、0～14歳の年少人口が13.5%、15～64歳の生産年齢人口が62.6%、65歳以上の高齢者人口が23.8%です。

年少人口の比率について、令和2年(2020年)時点では第1期人口ビジョンを上回っていますが、第4次総合計画人口推計(令和2年(2020年)実績値補完)では、今後は年少人口比率の低下が進み、令和22年(2040年)には11%まで低下すると推計しています。第2期人口ビジョンでも低下傾向にありますが、13%程度を維持する想定です。

生産年齢人口の比率については、いずれの推計においても低下の傾向が見られますが、第1期人口ビジョンと第2期人口ビジョンを比較すると、その低下の速度は改善する想定です。

高齢者人口の比率について、第1期人口ビジョン及び第4次総合計画人口推計(令和2年(2020年)実績値補完)では、令和22年(2040年)に30%を超える推計となっています。第2期人口ビジョンでは30%を超えることなく推移し、75歳以上人口についても緩やかに上昇する想定です。

年齢3区分人口

実績値←→推計値

(万人)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
		(2000年)	(2005年)	(2010年)	(2015年)	(2020年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)
第1期 人口ビジョン	総人口	34.8	35.4	35.6	36.4	36.4	36.1	35.7	35.2	34.8
	0～14歳	5.1	5.1	5.0	4.9	4.8	4.7	4.7	4.9	5.1
	15～64歳	25.2	24.5	23.5	22.8	22.3	21.9	21.1	19.9	18.5
	65歳以上	4.5	5.8	7.0	8.7	9.3	9.5	9.8	10.5	11.2
	(75歳以上)	1.6	2.2	3.0	4.0	4.9	5.8	6.0	5.9	6.1
	0～14歳	14.7%	14.5%	14.2%	13.5%	13.1%	13.1%	13.3%	13.9%	14.7%
	15～64歳	72.4%	69.3%	66.1%	62.7%	61.4%	60.7%	59.1%	56.4%	53.2%
	65歳以上	12.9%	16.3%	19.7%	23.8%	25.6%	26.2%	27.6%	29.8%	32.1%
(75歳以上)	4.6%	6.3%	8.5%	11.0%	13.3%	16.1%	16.9%	16.8%	17.4%	
第4次 総合計画人口推計 (令和2年 (2020年) 実績値補完)	総人口	34.8	35.4	35.6	37.4	38.6	39.1	39.4	39.2	38.8
	0～14歳	5.1	5.1	5.0	5.2	5.2	5.1	4.8	4.4	4.3
	15～64歳	25.2	24.5	23.5	23.6	24.2	24.5	24.6	23.9	22.6
	65歳以上	4.5	5.8	7.0	8.6	9.2	9.5	10.0	10.9	11.9
	(75歳以上)	1.6	2.2	3.0	3.9	4.8	5.8	6.1	6.0	6.3
	0～14歳	14.7%	14.5%	14.2%	13.9%	13.5%	13.0%	12.1%	11.3%	11.0%
	15～64歳	72.4%	69.3%	66.1%	63.1%	62.6%	62.8%	62.4%	60.9%	58.3%
	65歳以上	12.9%	16.3%	19.7%	22.9%	23.8%	24.3%	25.5%	27.8%	30.8%
(75歳以上)	4.6%	6.3%	8.5%	10.5%	12.4%	14.8%	15.4%	15.4%	16.2%	
第2期 人口ビジョン	総人口	34.8	35.4	35.6	37.4	38.6	39.1	39.4	39.9	40.4
	0～14歳	5.1	5.1	5.0	5.2	5.2	5.4	5.3	5.1	5.1
	15～64歳	25.2	24.5	23.5	23.6	24.2	24.2	24.0	24.1	23.7
	65歳以上	4.5	5.8	7.0	8.6	9.2	9.5	10.0	10.8	11.6
	(75歳以上)	1.6	2.2	3.0	3.9	4.8	5.8	6.1	6.0	6.3
	0～14歳	14.7%	14.5%	14.2%	13.9%	13.5%	13.8%	13.5%	12.8%	12.6%
	15～64歳	72.4%	69.3%	66.1%	63.1%	62.6%	62.0%	61.1%	60.3%	58.6%
	65歳以上	12.9%	16.3%	19.7%	22.9%	23.8%	24.3%	25.4%	26.9%	28.8%
(75歳以上)	4.6%	6.3%	8.5%	10.5%	12.4%	14.8%	15.4%	15.1%	15.5%	

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

▶▶▶ I. 進捗管理

第2期総合戦略では、まち・ひと・しごと創生を図るための基本目標を掲げ、基本目標を実現するための具体的施策を提示します。

その推進にあたっては、第1期総合戦略と同様に、実施した施策の成果・進捗などを検証し、適宜、改善を行いながら施策を推進するといったPDCAサイクル*に沿って、効果的・効率的に取り組を進めます。

評価は、第4次総合計画の評価(行政評価*)と合わせて実施することとし、推進機関である、関係部局の長で構成する「吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会」、客観性や透明性を確保するとともに多様な意見を反映させるため、市民・産業界・大学などの関係者で構成する「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議」を、必要に応じて開催します。

また、基本目標における数値目標及びKPI*の2種類の指標を設定し、基本目標の達成度や施策の成果を検証するために用います。

【指標】

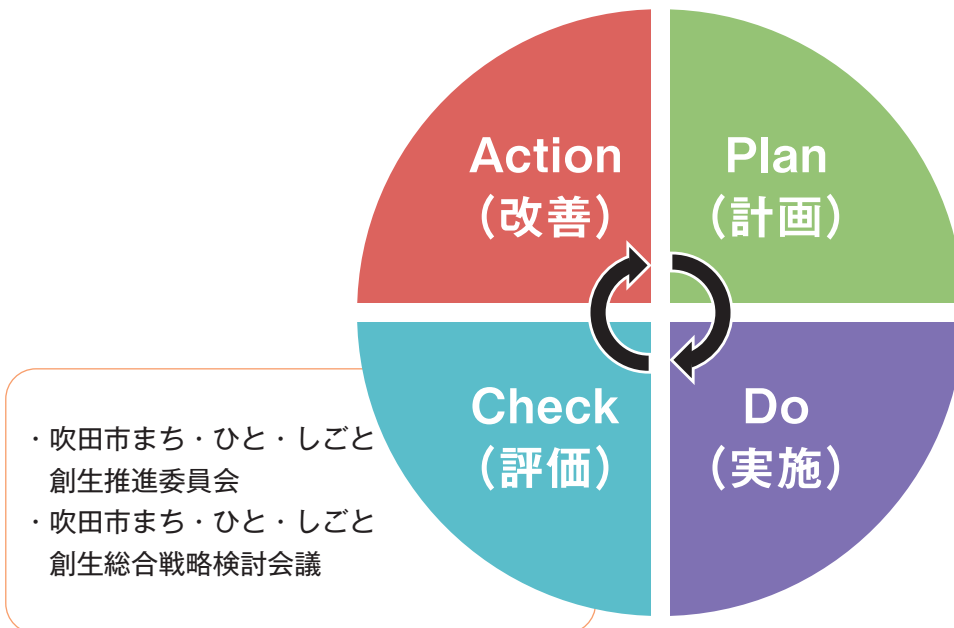
- 基本目標における数値目標

基本目標の達成度を測るための指標とします。

- KPI*

基本目標の実現のために実施した具体的施策について、成果や進捗を客観的に評価するための指標とします。

【PDCAサイクル*】



▶▶ II. 基本目標・数値目標

将来展望として示した第2期人口ビジョンでは、合計特殊出生率* 1.47 前後と転入超過の継続を前提に、令和 22 年(2040 年)においても人口は増加し、年少人口割合が現在と同水準の 13%程度を維持するというシミュレーションをしています。その一方で 65 歳以上の高齢者人口も増加し、特に 75 歳以上高齢者の割合は令和 12 年(2030 年)には 15%を超えると想定しています。こうした将来展望を踏まえ、4つの基本目標を定めるとともに、令和 10 年度(2028 年度)に達成すべき数値目標を設定します。

1. 基本目標

4つの基本目標と、それぞれの基本目標が関連する第4次総合計画の主な大綱は次のとおりです。政策・施策との関連は、「III. 基本的方向・具体的施策・KPI」で整理します。

基本目標	第4次総合計画 関連する主な大綱
1 出産・子育て・学び、未来(あす)への希望がかなうまち	大綱4(子育て・学び)
2 自分らしく笑涯(しょうがい)輝き、すこやかに暮らせるまち	大綱3(福祉・健康)
3 住むにも働くにもびっりの魅力あふれるまち	大綱7(都市魅力)
4 誰もが安心して暮らし続けられるまち	大綱1(人権・市民自治) 大綱5(環境) 大綱2(防災・防犯) 大綱6(都市形成)
共通する視点 デジタルの力を活用した課題解決・広域連携	大綱8(行政経営)

基本目標1 出産・子育て・学び、未来(あす)への希望がかなうまち

出生率の低下が続く中、人口ビジョンの想定に近づけていくためには、これまで以上に子育ての不安や負担の軽減を図ることが重要です。それによって出産・子育てに前向きな希望をもつ若い世代が増え、子育て世帯の転入意向・定住意向にもつながるものと考えます。

安心して子供を産み育てることができるよう、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない包括的な相談支援体制の構築や、働きながら子育てができる環境の整備、すべての子供の豊かな学びの提供など、家庭、地域、学校などとの連携のもと、子育て・教育環境の充実をめざします。

基本目標2 自分らしく笑涯(しょうがい)輝き、すこやかに暮らせるまち

本市の平均寿命・健康寿命*は国や大阪府の値を上回っています。今後は、健康寿命*のさらなる延伸を図るとともに、どのような健康状態であっても、すべての市民が心豊かに生活できるよう、個人を取り巻く社会環境の整備やその改善を通じて、生活の質の向上をめざしていくことが重要です。そのためには、若い世代からの健康づくりや、今後、さらに進行する高齢化に向けた介護予防を推進するとともに、介護や介助が必要となっても安心して暮らせるまちづくりが必要です。

自分らしく、人生を通じて笑って(=「笑涯(しょうがい)」)輝き、すこやかに暮らし続けられるよう、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らすための施策の充実をめざします。

基本目標3 住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち

本市は、高い利便性と豊かなみどりなどにより、良好な住環境が形成されています。また、多くの企業が立地する産業集積都市であり、開業率は全国的にも高い水準にあります。

市民が愛着をもち、住み続けたい、離れてもまた戻りたいと思えるまちに向け、市の強みや魅力のさらなる向上と新たな魅力づくりに取り組む必要があります。また、雇用の創出や地域経済の活性化をめざし、地元企業の事業活動や創業支援に取り組むことも必要です。

そういった本市の「住むにも働くにもぴったり」な魅力を向上させることにより、転入超過につながるとともに、まちへの愛着の高まりによって定住人口の増加をめざします。

基本目標4 誰もが安心して暮らし続けられるまち

人権尊重と市民自治の確立をはじめ、安心して安全に暮らせるまちに向けた防災・減災、防犯などの取組、持続可能な社会をめざした脱炭素*、資源循環、自然共生の取組、みどり豊かで安全・快適に暮らせる魅力ある都市空間の形成、市民の暮らしを支える道路・上下水道などの都市施設*の計画的な整備や維持管理・更新など、誰もが安心して暮らし続けられるまちをめざし、さまざまな施策の推進に取り組めます。

基本目標に共通する視点 デジタルの力を活用した課題解決・広域連携

国のデジタル総合戦略では、「デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化」することを施策の方向として掲げ、デジタル実装*の基礎条件整備を進めていくとしています。本市においても、ICT*の利活用とデジタルデバイス*対策を進め、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)*の推進により、デジタルの力を活用した課題解決を図ります。

同じく国は、社会課題や地域がめざす理想像が共通する地域も存在することから、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携し、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことが重要としています。本市も各基本目標の達成やデジタル活用による課題解決に向け、それぞれの自治体もつ強みを生かし、情報を共有するなど、他の自治体とも協力・連携して地域の課題に取り組むため、地域の枠を越えた自治体間の広域連携、近隣中核市との連携に努めます。

2. 数値目標

4つの基本目標の進捗状況を測るため、3つの数値目標を設定します。これらの数値目標は、どれか1つの基本目標及びそのための施策のみによって達成されるものではなく、さまざまな施策が相互に作用することで達成されるものであることから、全体の数値目標として位置づけます。

数値目標1 年少人口割合 13%以上を維持

国の年少人口(0～14歳)割合は、令和2年(2020年)に11.9%であり、5年前と比較すると減少傾向にあります。

本市の年少人口割合は、令和2年(2020年)に13.5%と国よりも上回っており、減少も緩やかではあるものの、減少傾向にあることには違いありません。

第4次総合計画の人口推計では、令和7年(2025年)は13.0%ですが、令和22年(2040年)には11.0%となり、年少人口割合は緩やかに減少していくと予想しています。

第2期人口ビジョンの想定では、令和12年(2030年)の年少人口割合が13.5%であることから、「年少人口割合 13%以上を維持」を目標とします。

数値目標2 健康寿命 平均寿命の増加分を上回る増加

平均寿命・健康寿命*(令和2年(2020年))

	男性		女性	
	平均寿命	健康寿命*	平均寿命	健康寿命*
国	81.5歳	80.1歳	87.6歳	84.4歳
大阪府	80.8歳	79.3歳	87.4歳	83.9歳
吹田市	83.1歳	81.7歳	88.5歳	85.2歳

本市は、男女ともに平均寿命、健康寿命*のいずれも国・府の値を上回っています。今後も平均寿命が延伸することを前提とした上で、「平均寿命の増加分を上回る健康寿命*の増加」を目標とします。

数値目標3 市民の定住意向 70%

市が実施する市民意識調査において、「今住んでいるところが気に入っているので、住み続けようと思っている」と答えた市民の割合は、平成26年度(2014年度)には57.8%でしたが、令和4年度(2022年度)には61.4%と8年間で3.6ポイント上昇しています。

第4次総合計画では、令和10年度(2028年度)の目標を70%としていることから、同様に、「市民の定住意向 70%」を目標とします。

▶▶ III. 基本的方向・具体的施策・KPI

基本目標の実現のため、目標ごとに基本的方向を定め、それに沿って具体的施策を進めます。基本的方向及び具体的施策は、第4次総合計画基本計画改訂版の政策及び施策を位置づけ、同じく施策指標をKPI*とします。

第4次総合計画基本計画改訂版の
大綱・政策・施策番号及び記載ページ

基本的方向・具体的施策の表の見方

基本的方向1 平和と人権を尊重するまちづくり	大綱1政策1	p.24 ~ 25
具体的施策1 男女共同参画の推進		施策1-1-3

基本目標1 出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち

基本的方向1 平和と人権を尊重するまちづくり	大綱1政策1	p.24 ~ 25
具体的施策1 男女共同参画の推進		施策1-1-3
基本的方向2 子育てしやすいまちづくり	大綱4政策1	p.40 ~ 41
具体的施策1 就学前の教育・保育の充実		施策4-1-1
具体的施策2 地域の子育て支援の充実		施策4-1-2
具体的施策3 配慮が必要な子供・家庭への支援		施策4-1-3
基本的方向3 学校教育の充実したまちづくり	大綱4政策2	p.42 ~ 43
具体的施策1 学校教育の充実		施策4-2-1
具体的施策2 学校教育環境の整備		施策4-2-2
基本的方向4 青少年がすこやかに育つまちづくり	大綱4政策3	p.44 ~ 45
具体的施策1 青少年の健全育成		施策4-3-1
具体的施策2 放課後の居場所の充実		施策4-3-2

基本目標2 自分らしく笑涯（しょうがい）輝き、すこやかに暮らせるまち

基本的方向1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	大綱3政策1	p.32 ~ 33
具体的施策1 生きがいづくりと社会参加の促進		施策3-1-1
具体的施策2 暮らしを支える支援体制の充実		施策3-1-2
具体的施策3 介護保険制度の安定的運営		施策3-1-3
基本的方向2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	大綱3政策2	p.34 ~ 35
具体的施策1 生活支援など暮らしの基盤づくり		施策3-2-1
具体的施策2 社会参加の促進		施策3-2-2

基本的方向3	地域での暮らしを支えるまちづくり	大綱3政策3	p.36 ~ 37
具体的施策1	地域福祉の推進		施策 3-3-1
具体的施策2	生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営		施策 3-3-2
基本的方向4	健康・医療のまちづくり	大綱3政策4	p.38 ~ 39
具体的施策1	健康づくりの推進		施策 3-4-1
具体的施策2	健康で安全な生活の確保		施策 3-4-2
具体的施策3	地域医療体制の充実		施策 3-4-3
具体的施策4	健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進		施策 3-4-4
基本的方向5	生涯にわたり学べるまちづくり	大綱4政策4	p.46 ~ 47
具体的施策1	生涯学習活動の支援		施策 4-4-1
具体的施策2	生涯学習環境の整備		施策 4-4-2
基本的方向6	文化・スポーツに親しめるまちづくり	大綱7政策2	p.56 ~ 57
具体的施策1	地域におけるスポーツの振興		施策 7-2-3
基本目標3 住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち			
基本的方向1	地域経済の活性化を図るまちづくり	大綱7政策1	p.54 ~ 55
具体的施策1	産業振興と創業支援		施策 7-1-1
具体的施策2	就労と働きやすい環境づくりへの支援		施策 7-1-2
基本的方向2	文化・スポーツに親しめるまちづくり	大綱7政策2	p.56 ~ 57
具体的施策1	文化の振興		施策 7-2-1
具体的施策2	文化財の保存と活用		施策 7-2-2
基本的方向3	市民が愛着をもてるまちづくり	大綱7政策3	p.58 ~ 59
具体的施策1	魅力の向上と発信		施策 7-3-1
具体的施策2	本市独自の強みを生かしたまちづくり		施策 7-3-2
基本目標4 誰もが安心して暮らし続けられるまち			
基本的方向1	平和と人権を尊重するまちづくり	大綱1政策1	p.24 ~ 25
具体的施策1	非核平和への貢献		施策 1-1-1
具体的施策2	人権の保障		施策 1-1-2

基本的方向2	市民自治によるまちづくり	大綱1政策2	p.26 ~ 27
具体的施策1	情報共有の推進		施策 1-2-1
具体的施策2	市民参画・協働の推進		施策 1-2-2
具体的施策3	コミュニティ活動への支援		施策 1-2-3
基本的方向3	災害に強く安心して暮らせるまちづくり	大綱2政策1	p.28 ~ 29
具体的施策1	危機管理体制の充実		施策 2-1-1
具体的施策2	防災力・減災力の向上		施策 2-1-2
具体的施策3	消防・救急救命体制の充実		施策 2-1-3
基本的方向4	犯罪を許さないまちづくり	大綱2政策2	p.30 ~ 31
具体的施策1	防犯力の向上		施策 2-2-1
具体的施策2	消費者意識の向上		施策 2-2-2
基本的方向5	環境先進都市のまちづくり	大綱5政策1	p.48 ~ 49
具体的施策1	脱炭素社会*への転換の推進		施策 5-1-1
具体的施策2	資源を大切にす社会システムの形成		施策 5-1-2
具体的施策3	安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進		施策 5-1-3
基本的方向6	みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	大綱6政策1	p.50 ~ 51
具体的施策1	土地利用誘導と良好な景観形成		施策 6-1-1
具体的施策2	良好な住環境の形成		施策 6-1-2
具体的施策3	みどりの保全と創出		施策 6-1-3
基本的方向7	安全・快適な都市を支える基盤づくり	大綱6政策2	p.52 ~ 53
具体的施策1	道路などの整備		施策 6-2-1
具体的施策2	水道の整備		施策 6-2-2
具体的施策3	下水道の整備		施策 6-2-3
具体的施策4	交通環境の整備		施策 6-2-4
基本的方向8	行政資源の効果的活用	大綱8政策1	p.60 ~ 61
具体的施策1	公共施設の最適化*		施策 8-1-2
具体的施策2	働きやすい職場づくり・人材育成の推進		施策 8-1-3

基本目標に共通する視点 デジタルの力を活用した課題解決・広域連携

基本的方向1	行政資源の効果的活用	大綱8政策1	p.60 ~ 61
具体的施策1	効果的・効率的な行財政運営の推進		施策 8-1-1
具体的施策2	ICT*の利活用		施策 8-1-4

① 第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括

第1期総合戦略における重点取組を企画立案するための基礎資料とするため、第1期人口ビジョンを策定し、人口動向の現状や将来推計の分析等を踏まえ、本市のめざすべき将来像を展望しました。

また、第1期人口ビジョンの将来展望を踏まえ、第1期総合戦略において、4つの基本目標を定め、それぞれに数値目標も合わせて設定しました。さらに、4つの基本目標を達成するための基本的方向、それらを実現するための具体的施策として33のアクションプランを設定しました。

(1) 第1期人口ビジョンの推計及び実績

【推計】

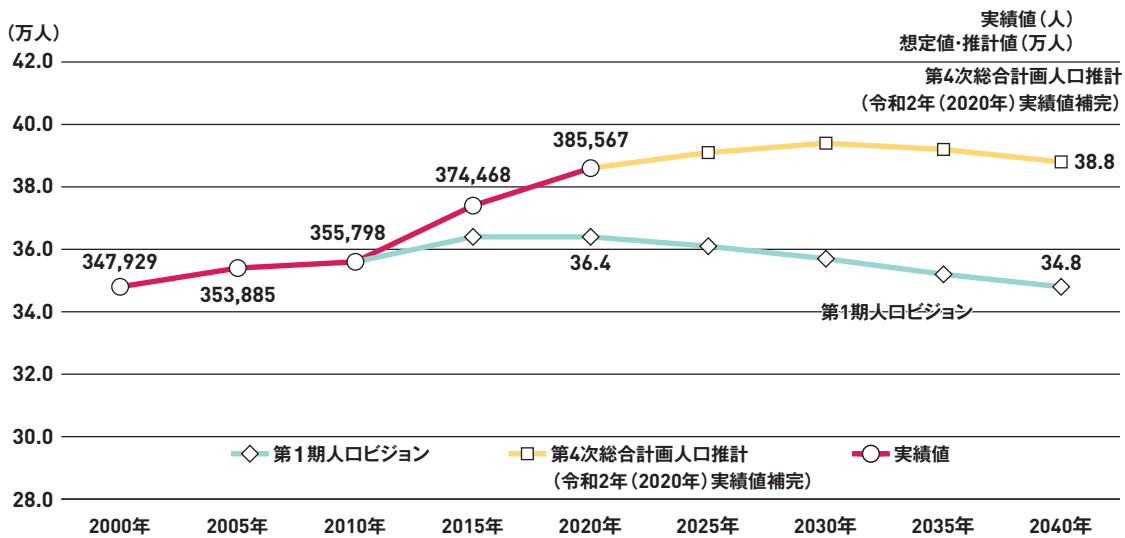
次の3つの基本的視点に立った取組を行うことにより、合計特殊出生率が令和12年(2030年)ごろまでに1.8程度、令和22年(2040年)ごろまでに2.07程度まで向上し、学生をはじめとする若者の転出超過が25%程度抑制され、子育て世帯等の転入超過が促進される結果として、令和42年(2060年)ごろに32万人以上の人口を確保することができると推計。

《基本的視点》

- ① 若い世代の就労・結婚・出産・子育ての希望を実現できる環境を整えます。
- ② 「住みたいまち」としての魅力を高め、定住・転入を促進します。
- ③ 人口減少・超高齢化によって生じる課題に対応するとともに、健康寿命の延伸を図り、安心して暮らし続けられるまちを実現します。

【実績】

第4次総合計画人口推計(令和2年(2020年)実績値補完)では、令和22年(2040年)に38.8万人と推計しており、第1期人口ビジョンの推計人口34.8万人を確保できる見込みです。



(2) 4つの基本目標の達成状況（令和4年度（2022年度））（達成は★）

それぞれの基本目標に基づき設定した11の数値目標のうち、達成した目標が6、未達成の目標が5で、達成率は54.5%でした。

転入超過の維持、市民の定住意向の高まり、安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合の増加、市内大学生の市内企業への就職希望率の向上など、人口増につながる数値目標を達成することができました。

基本目標1 企業が成長し、地域経済に元気をもたらすまち

数値目標	策定時	令和4年度 (2022年度)実績	目標値
事業所における労働生産性 (従業者1人あたり付加価値額)	480万円 (H24)	493万円 (H28)	504万円
開業率－廃業率	2.1ポイント (H26)	△2.4ポイント (H28)	3ポイント以上
商店街等における空き店舗率	9.0% (H27)	9.2%	7.3%以下

基本目標2 「住む」「楽しむ」新たな魅力が見つかるまち

数値目標	策定時	令和4年度 (2022年度)実績	目標値
★ 転入超過を維持	1,939人 (H26)	2,572人	維持
★ 市民の定住意向	57.8% (H26)	61.4%	60%以上
本市観光施設利用者数(累計)	367万人 (H25)	3,208万人 (R3)	累計1億人

基本目標3 就職・子育ての希望がない、未来を担う人材が育つまち

数値目標	策定時	令和4年度 (2022年度)実績	目標値
就労支援施策等による若年者の就職者数 (累計)	299人 (H26)	1,652人	2,250人
★ 市内大学生の市内企業への就職希望率	30.8% (H27)	56.7% (R2)	35.8%
★ 安心して子育てができる環境にある と思う子育て世帯の割合	62.3% (H26)	70.4%	70%
★ 保育所待機児童数	90人 (H27)	0人	0人

基本目標4 誰もが安心して暮らせる「幸齢社会」が実現するまち

数値目標	策定時	令和4年度 (2022年度)実績	目標値
★ 健康寿命	男性 79.94歳 女性 83.66歳 (H22)	男性 81.7歳 女性 85.2歳 (R2)	男性 81歳 女性 85歳

(3) アクションプランの達成状況（令和4年度（2022年度））

具体的施策を33のアクションプランとしてまとめ、その達成状況を測るため、77のKPIを設定しました。また、各アクションプランを「A：目標達成に向け取組が進んでいる」「B：目標達成に向け取組の強化が必要又は直近実績から後退している」「C：方針、具体策等を検討中」「D：未着手又はアクションプランの見直しが必要」の4段階で評価しています。その達成状況の一覧は、次の表のとおりです。

基本目標		基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	合計
KPIの達成状況	KPI数	9	14	23	31	77
	達成※	2	6	10	15	33
	未達成	7	8	13	16	44
	達成率	22.2%	42.9%	43.5%	48.4%	42.9%
評価	施策数	5	6	9	13	33
	A	3	5	6	12	26
	B	2	1	3	1	7

※最新の実績値が令和4年度(2022年度)以前のものを含む

KPIの達成状況は、達成が33、未達成が44、達成率は42.9%でした。また、施策の評価はA評価が26、B評価が7でした。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりKPIが未達成となったものもあり、KPIに掲げる事業以外で基本目標の達成に資する取組を行った場合には、A評価としたものもあります。

(4) 総括

基本目標2、3及び4の数値目標については、半数以上が目標を達成しています。

各アクションプランに基づいて取組を進めてきたものの、KPIを達成できていない項目が多くあります。策定から10年近くが経過する中で、新型コロナウイルス感染症感染拡大などにより社会状況も大きく変化したことから、設定したKPIとは別の取組で、基本目標の達成に資する取組により補っている項目もありました。

② 第2期人口ビジョンの推計方法

1 推計フレーム

コーホート要因法

(年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因(死亡・出生及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法)

2 ベースとなる人口

令和2年(2020年)国勢調査の総人口及び男女別・年齢5歳階級別人口

3 自然増減

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」における吹田市の比率を使用

(1) 出生

吹田市の子ども女性比(0-4歳人口と15-49歳女性人口の比): 0.2前後

→合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に生む子供の数)に換算: 1.47前後

(2) 死亡

性別・年齢5歳階級別の生残率から推計

4 社会増減

純移動率(1,000人あたりの移出入の割合)を使用

(1) 市域全体

平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの国勢調査における純移動率(千里ニュータウン以外)及び令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの住民基本台帳による傾向が維持すると仮定

(2) 千里ニュータウン

平成18年(2006年)から平成27年(2015年)までの10年間の開発動向と平成28年(2016年)時点で把握していた開発計画、残された開発余地等から平成27年(2015年)以降の増加人数を想定

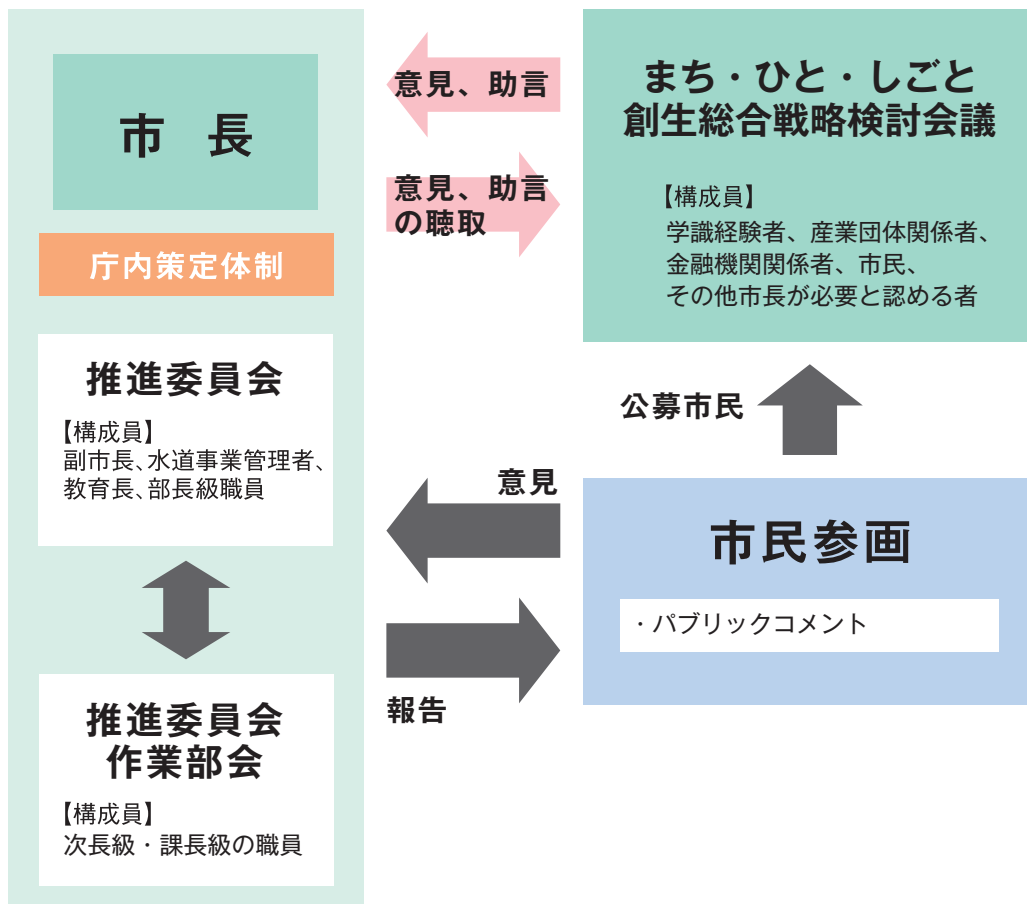
- ・住宅開発がなされた際の1戸当たりの人口増加数を3.1人と想定(過去実績)
- ・開発余地のうち、過去の実績から面積当たりの戸数の平均値を算出し、新規開発戸数を想定(既存住宅の建て替え相当分の戸数は除く)→今後20年で3,152戸の開発見込み
- ・想定増加人口は $3.1 \text{人} \times 3,152 \text{戸} = 9,771 \text{人}$
- ・その人数を平成27年(2015年)から令和12年(2030年)までの間を3期に分けて、該当分の増加人数を割り振り

③用語集

用語	説明	掲載箇所
ICT	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。	基本目標・数値目標 基本的方向・具体的施策・KPI
行政評価	市が実施した取組の成果や進捗状況を客観的な評価基準に基づき、把握・分析すること。	進捗管理
KPI	Key Performance Indicator（重要業績評価指標）の略。目標の実現のために実施した具体的な施策について、成果や進捗を客観的に評価するための指標。	進捗管理 基本的方向・具体的施策・KPI
健康寿命	世界保健機関（WHO）が平成 12 年（2000 年）に提唱した指標。一般に、健康状態で生活することができる平均期間又はその指標の総称をさす。健康日本 21（第 2 次）では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定められている。その期間を可能な限り長くできるように、平均寿命と健康寿命の差を縮めることが重要。	基本目標・数値目標
公共施設の最適化	市が保有する公共施設（学校、保育所、公民館などの一般建築物、道路などのインフラ系施設、ごみ焼却場などのプラント系施設など）について、人口動向の変化や各施設の老朽化などに対応しながら限られた予算の中で最適整備・配置・維持保全などを行うこと。	基本的方向・具体的施策・KPI
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢ごとの出生率を合計したもので、一人の女性が生涯、何人の子供を産むかを推計したものである。	第 2 期人口ビジョン 基本目標・数値目標
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として設立された研究所。	第 2 期人口ビジョン
人口置換水準	人口規模が維持される合計特殊出生率の水準のこと。	第 2 期人口ビジョン
脱炭素（社会）	二酸化炭素の排出を従来よりも低く抑える低炭素社会に対して、二酸化炭素排出量を実質的にゼロにした社会のこと。	基本目標・数値目標 基本的方向・具体的施策・KPI
地方創生	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことをめざすもの。	序論
デジタル実装	デジタル技術を活用した新たな仕組みを、社会において実際に使用できる状態にすること。	基本目標・数値目標
デジタルデバイド	情報格差ともいう。年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等の ICT を利用し使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。	基本目標・数値目標
デジタル田園都市国家構想総合戦略	「デジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす「デジタル田園都市国家構想」を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに 2027 年度までの 5 か年の KPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置付けたもの。	序論
デジタル・トランスフォーメーション（DX）	デジタル変革のこと。ICT が、あらゆる領域（例えば、産業構造や社会基盤）に影響することによってもたらされる変革。	基本目標・数値目標
都市施設	道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。	基本目標・数値目標

用語	説明	掲載箇所
PDCA サイクル	P (Plan:計画)、D (Do:実行)、C (Check:評価)、A (Action:改善) のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセス。	進捗管理
まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有をめざすとともに、今後、めざすべき将来の方向を提示することを目的として策定された長期ビジョン。	第2期人口ビジョン
まち・ひと・しごと創生法	人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力のある日本社会を維持していくため、制定された法律。	序論

4 策定組織図



⑤ まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議委員

1号委員（学識経験者）

- ◎ 北村 亘 大阪大学大学院法学研究科 教授
- 井元 真澄 梅花女子大学心理こども学部 教授
- 松浦 敏雄 大和大学理工学部 教授

2号委員（産業団体関係者）

柴田 仁 吹田商工会議所 会頭

3号委員（金融機関関係者）

- 枝松 辰義 日本政策金融公庫 吹田支店長兼国民生活事業統轄

4号委員（市民）

川崎 心太郎 公募市民
原田 佳奈 公募市民

5号委員（その他市長が必要と認める者（報道機関関係者））

八木 浩子 株式会社ジェイコムウエスト北大阪局 地域プロデューサー

5号委員（その他市長が必要と認める者（労働団体関係者））

徳原 秀樹 連合大阪吹撮地区協議会 事務局長

※◎は委員長、○は副委員長

委嘱期間は令和5年(2023年)6月15日から令和7年(2025年)6月14日まで
令和5年(2023年)6月26日現在

委員長、副委員長以外は選出区分ごとの五十音順・敬称略

選出区分の号は、吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要領第3条第2項の各号による

6 策定経過

	推進委員会・作業部会 (庁内組織)等	まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議 市民参画
令和4年度 (2022年度)	<p>R4.8.10 R4 第1回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (進捗状況報告)</p> <p>R4.9.30 R4 第2回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (R3 進捗状況報告)</p> <p>R4.11.16 R4 第3回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (第2期人口ビジョン案)</p> <p>R5.3.28 R4 第4回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (第4次総合計画基本計画改訂版素案の中で 検討)</p>	
令和5年度 (2023年度)	<p>R5.5.9～5.12 R5 第1回まち・ひと・しごと創生推進委員会 作業部会 (R4 進捗状況報告・第2期総合戦略骨子案)</p> <p>R5.5.30 R5 第1回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (R4 進捗状況報告・第2期総合戦略骨子案)</p> <p>R5.8.7 R5 第2回まち・ひと・しごと創生推進委員会 作業部会(書面開催) (第2期総合戦略素案)</p> <p>R5.8.18 R5 第2回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (第2期総合戦略素案)</p> <p>R5.8.25～9.25 第2期総合戦略素案に対する職員意見募集</p> <p>R5.10.6 R5 第3回まち・ひと・しごと創生推進委員会 作業部会(書面開催) (第2期総合戦略案)</p> <p>R5.10.17 R5 第3回まち・ひと・しごと創生推進委員会 (第2期総合戦略案)</p> <p>R6.1.29 政策会議</p>	<p>R5.6.26 第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略 検討会議 (第2期総合戦略素案)</p> <p>R5.8.25～9.25 第2期総合戦略素案に対するパブリック コメント</p>

7 要領等

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要領

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要領

制 定 平成27年3月31日

最近改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)を策定・推進するにあたり、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 検討会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に関する事項
- (2) 吹田市人口ビジョンに関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員9人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 産業団体関係者
 - (3) 金融機関関係者
 - (4) 市民
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。委員が欠けた場合に選任する委員の任期は、前の委員の任期の残期間とする。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第4条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、検討会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第6条 検討会議は、市長が招集する。

2 委員長は、同会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報償)

第7条 委員への謝礼は、検討会議出席1回につき8,400円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、行政経営部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2. まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要領

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要領

制 定 平成27年3月31日
最近改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定・推進するに当たり、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に関する事項
- (2) 吹田市人口ビジョンに関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、行政経営部担当副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長以外の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表のとおりとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、市の職員のうちから委員を指名することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案策定等を円滑に行い、職員参加を推進するため、推進委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、推進委員会委員長が指名する職員をもって組織する。

- 2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、行政経営部長が定める。

附 則
この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則(省略)

附 則
この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

副市長
水道事業管理者
教育長
危機管理監
総務部長
行政経営部長
税務部長
市民部長
理事(人権政策・ウクライナ避難民支援担当)
都市魅力部長
児童部長
理事(家庭児童相談担当)
福祉部長
理事(福祉指導監査担当)
健康医療部長
保健所長
環境部長
都市計画部長
理事(公共施設整備担当)
土木部長
理事(地域整備担当)
下水道部長
会計管理者
消防長
消防本部理事(大規模特異災害担当)
水道部長
学校教育部長
教育監
地域教育部長

3. まち・ひと・しごと創生推進委員会作業部会設置基準

吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会作業部会設置基準

制 定 令和5年4月1日

(設置)

第1条 本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定・推進に関し、吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会設置要領第6条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生推進委員会(以下「推進委員会」という。)に吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

(作業部会の構成)

第2条 推進委員会は、総合戦略の策定・推進に必要な数の作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、推進委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する別表に掲げる者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、前項に規定する作業部会のほか、任意の作業部会を設置することができる。
- 3 作業部会の構成について、素案策定等を円滑に行うために必要な場合は、別表に掲げる者に代わり、原則として、部会長及び副部会長の場合は次長級職員又は課長級職員に、部会員の場合は課長代理級以上の職員に、作業部会員の変更ができるものとする。
- 4 前項の変更は、作業部会員の所属する長の別紙様式による申出を受け、委員長が任命するものとする。

(部会長及び副部会長)

第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する職員をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 第1部会長は、部会間の連絡調整が必要であるときは、部会長を招集することができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 副部会長又は部会員が会議に出席できない場合は、部会長の承認を得て代理者の出席をさせるものとする。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表

第1作業部会 【行政経営】	
部会長	企画財政室長
副部会長	人事室長
部会員	情報政策室長
部会員	都市計画室長
部会員	資産経営室長
部会員	税制課長
部会員	市民課長

第2作業部会 【人権平和・文化・地域経済・都市魅力】	
部会長	地域経済振興室長
副部会長	人権政策室長
部会員	広報課長
部会員	市民総務室長
部会員	市民自治推進室長
部会員	シティプロモーション推進室長
部会員	文化スポーツ推進室長
部会員	文化財保護課長

第3作業部会 【福祉・健康】	
部会長	福祉総務室長
副部会長	健康まちづくり室長
部会員	生活福祉室長
部会員	高齢福祉室長
部会員	障がい福祉室長
部会員	成人保健課長
部会員	母子保健課長

第4作業部会 【保健・地域医療】	
部会長	保健医療総務室長
副部会長	地域保健課長
部会員	健康まちづくり室長
部会員	成人保健課長
部会員	母子保健課長
部会員	衛生管理課長

第5作業部会 【子育て】	
部会長	子育て政策室長
副部会長	母子保健課長
部会員	子育て給付課長
部会員	家庭児童相談室長
部会員	のびのび子育てプラザ所長
部会員	保育幼稚園室長
部会員	こども発達支援センター長

第6作業部会 【教育】	
部会長	教育未来創生室長
副部会長	まなびの支援課長
部会員	学校管理課長
部会員	学校教育室長
部会員	教育センター所長
部会員	中央図書館長
部会員	青少年室長
部会員	放課後子ども育成室長

第7作業部会 【環境・安心安全】	
部会長	危機管理室長
副部会長	環境政策室長
部会員	市民総務室長
部会員	福祉総務室長
部会員	環境保全指導課長
部会員	総務予防室長

第8作業部会 【都市形成】	
部会長	都市計画室長
副部会長	公園みどり室長
部会員	計画調整室長
部会員	開発審査室長
部会員	住宅政策室長
部会員	総務交通室長
部会員	道路室長
部会員	地域整備推進室長
部会員	下水道部経営室長
部会員	水道部企画室長

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版
吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略
2024-2028

令和6年(2024年)3月

発行：吹田市行政経営部 企画財政室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1231

<https://www.city.suita.osaka.jp/>

この冊子は600部作成し、一部当たりの単価は2,000円です。

リサイクル適性 **B**

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。